

令和 8 年 6 月定例会

総 務 委 員 会

予算決算委員会（総務分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(6月15日 委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	2

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	
(警察本部)	
《分科会》	
警務部長予算及び報告議案説明	4
予算及び報告議案に対する質疑	5
予算及び報告議案に対する討論	5
《委員会》	
警務部長総括説明	5
議案に対する質疑	7
議案に対する討論	7
決議に基づく提出資料の説明	7
陳情審査	7
議案外所管事項に対する質問	8

(出納局・各種委員会事務局)

《分科会》	
会計管理者報告議案説明	20
監査事務局長予算及び報告議案説明	20
人事委員会事務局長報告議案説明	20
労働委員会事務局予算及び報告議案説明	21
議会事務局長報告議案説明	21
予算及び報告議案に対する質疑	21
予算及び報告議案に対する討論	21
《委員会》	
会計管理者所管事項説明	22
監査事務局長所管事項説明	22
人事委員会事務局長所管事項説明	22
労働委員会事務局長所管事項説明	23
決議に基づく提出資料の説明（出納局）	23
議案外所管事項に対する質問	24

(第2日目)

1、開催日時・場所	2 5
2、出席者	2 5
3、経過	
(企画部)	
《分科会》	
企画部長予算及び報告議案説明	2 5
デジタル戦略課長補足説明	2 7
予算及び報告議案に対する質疑	2 7
予算及び報告議案に対する討論	3 3
《委員会》	
企画部長所管事項説明	3 3
陳情審査	3 5
議案外所管事項に対する質問	3 5

(第3日目)

1、開催日時・場所	4 1
2、出席者	4 1
3、経過	
(地域振興部)	
《分科会》	
地域振興部長予算及び報告議案説明	4 1
地域づくり推進課長補足説明	4 3
地域づくり推進課企画監補足説明	4 3
交通政策課長補足説明	4 4
予算及び報告議案に対する質疑	4 5
予算及び報告議案に対する討論	5 7
《委員会》	
地域振興部長所管事項説明	5 8
決議に基づく提出資料の説明	6 0
地域づくり推進課長補足説明	6 1
地域づくり推進課企画監補足説明	6 2
陳情審査	6 3
議案外所管事項に対する質問	6 3

(第4日目)

1、開催日時・場所	7 8
2、出席者	7 8
3、経過	
(秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部)	
《分科会》	
秘書・広報戦略部長予算及び報告議案説明	7 9
総務部長予算及び報告議案説明	8 0
危機管理部長予算及び報告議案説明	8 1
ながさきPR戦略課長補足説明	8 3
財政課長補足説明	8 4

消防保安室長補足説明	8 4
予算及び報告議案に対する質疑	8 5
予算及び報告議案に対する討論	9 3
《委員会》	
総務部長総括説明	9 3
秘書・広報戦略部長所管事項説明	9 5
危機管理部長所管事項説明	9 6
人事課長補足説明	9 7
議案に対する質疑	9 8
議案に対する討論	1 0 1
決議に基づく提出資料の説明（秘書・広報戦略部）	1 0 2
決議に基づく提出資料の説明（総務部）	1 0 2
決議に基づく提出資料の説明（危機管理部）	1 0 3
総務文書課長補足説明	1 0 3
新行政室長補足説明	1 0 4
財産活用室長補足説明	1 0 6
陳情審査	1 0 6
議案外所管事項に対する質問	1 0 7
地方財政の充実・強化を求める意見書（案）に関する委員間討議	1 2 8
委員間討議	1 2 8
 ・審査結果報告書	 1 3 0
 （配付資料）	
・分科会関係議案説明資料	
・委員会関係議案説明資料	

6 月 1 5 日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年6月15日

自 午前11時55分
至 午前11時59分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

初手 安幸	委員長（分科会長）
永安 健次	副委員長（副会長）
山口 初實	委 員
近藤 智昭	〃
大場 博文	〃
山下 博史	〃
赤木 幸仁	〃
本多 泰邦	〃
白川 鮎美	〃
畑島 晃貴	〃
虎島 泰洋	〃

3、委員外出席議員の氏名

な し

4、審査の経過次のとおり

— 午前11時55分 開会 —

【初手委員長】ただいまから、総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、山下 委員、赤木 委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。

本日の委員会は、令和8年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委

員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時56分 休憩 —

— 午前11時59分 再開 —

【初手委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもって、本日の総務委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

— 午前11時59分 散会 —

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年6月29日

自 午前10時 0分
至 午前11時 47分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

初手 安幸	委員長（分科会長）
永安 健次	副委員長（副会長）
山口 初實	委 員
近藤 智昭	〃
大場 博文	〃
山下 博史	〃
赤木 幸仁	〃
本多 泰邦	〃
白川 鮎美	〃
畑島 晃貴	〃
虎島 泰洋	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水田 隆三	警 務 部 長
緒方良一郎	首 席 監 察 官
松尾 文則	警 務 課 長
俵屋 義雄	総 務 課 長
相川友理子	広 報 相 談 課 長
野原 昌明	会 計 課 長
金子龍太郎	装 備 施 設 課 長

山本 耕平	監 察 課 長
永田 謙二	厚 生 課 長
坂瀬 俊成	留 置 管 理 課 長
松本 武敏	生 活 安 全 部 長
松尾 和人	生活安全企画課長
末竹 範彦	人身安全対策課長
近藤 俊秀	生活安全捜査課長
奥野 春夫	サイバー犯罪対策課長
下田 健一	地 域 部 長
松田 博喜	地 域 課 長
山崎 博之	刑 事 部 長
吹田 守孝	刑事総務課長
松尾 英樹	捜 査 第 一 課 長
能宗 佑圭	捜 査 第 二 課 長
田川 国広	組織犯罪対策課長
宮崎 秀樹	交 通 部 長
奥野 勝	交通企画課長
小川 隆博	交通指導課長
田中 勝憲	交通規制課長
宮園 清	運転免許管理課長
一瀬 永充	警 備 部 長
古賀 新一	公 安 課 長
多田 修二	警 備 課 長
追塚 理紀	外 事 課 長

大瀬良 潤	会 計 管 理 者
園田 雄二	会 計 課 長
元村真粧美	物 品 管 理 室 長

入口 健治	監 査 事 務 局 長
重井 健次	監 査 課 長

小畑 英二	人事委員会事務局長
-------	-----------

村崎 佳代 職 員 課 長

小畑 英二 労働委員会事務局長（併任）

庄司 貴繁 調 整 審 査 課 長

苑田 弘継 議 会 事 務 局 長

田邑 聡子 次長兼総務課長

佐藤 隆幸 議 事 課 長

大宮 巖浩 政 務 調 査 課 長

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第70号議案

令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）（関係分）

第71号議案

令和8年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）

第84号議案

令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）（関係分）

報告第2号

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）（関係分）

報告第9号

令和7年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）

報告第12号

令和7年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）

7、付託事件の件名

○総務委員会

（1）議案

第72号議案

一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第73号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（関係分）

第74号議案

ながさき未来人材育成基金条例

第17号議案

長崎県税条例等の一部を改正する条例

（2）請願

な し

（1）陳情

- ・離島地域における夜間の急患搬送体制の確保に関する要望書
- ・要望書（松浦市）
- ・令和9年度 県の施策等に関する重点要望事項（佐世保市）
- ・国政・県政に対する要望書（長崎県市町村会）
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書XXVI

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【初手委員長】ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第72号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」のほか3件であります。こ

のほか、陳情5件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案及び予算に係る報告議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、サイドブックに掲載をいたしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間を理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限って、再度の質問ができることといたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

これより警察本部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【水田警務部長】 おはようございます。

本日出席しております警察本部の幹部職員の中で、令和8年3月27日付の人事異動で異動した幹部職員のうち、5月8日の総務委員会で紹介しておりませんでした幹部職員をご紹介します。

〔新任幹部職員紹介〕

以上、幹部紹介でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

【初手委員長】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

【初手分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

警務部長より予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【水田警務部長】 警察本部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部の2ページ目をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、報告第2号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

初めに、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

令和8年度当初予算は、予算編成時期と知事選挙の関係から重要な政策的経費を除いた骨格予算として編成しておりましたので、今回の補正において、具体的な諸施策に係る予算を計上しております。

補正予算額は、歳入予算3,325万1,000円の増、歳出予算8億6,730万1,000円の増となっております。

歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。一般施設整備費につきましては、大浦警察署庁舎空調設備改修工事費等2億5,254万4,000円の増であり、その他は記載のとおりであ

ります。

次に、3ページ下段から6ページにかけて記載しております報告第2号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

これは、さきの3月定例会県議会予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております令和7年度予算の補正を令和8年3月31日付で専決処分させていただいたもので、その概要をご報告いたします。

補正予算額は、歳入予算1,242万2,000円の増、歳出予算3億8,294万5,000円の減であります。

歳入予算の主な内容について、ご説明いたします。

使用料及び手数料につきまして、自動車保管場所証明手数料500万2,000円の増であり、その他は記載のとおりであります。

次に、歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

一般管理費につきまして、庁費その他一般経費1億2,556万円の減であり、その他は記載のとおりであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手委員長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第70号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【初手委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より総括説明を求めます。

【水田警務部長】警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、条例議案1件であります。横長の総務委員会説明資料警察本部の4ページ目をお開きください。

第72号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、国家公務員の特殊勤務手当の取扱状況を踏まえ、警察職員の特殊勤務手当について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

同資料の6ページ目をお開きください。

第180条専決事項報告は、損害賠償事案4件、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました4件についてであります。

損害賠償事案の1件目は、警察署の職員が交通

事故捜査中、相手方の車両のドライブレコーダーを確認する際、助手席ドアをブロック塀に接触させたことにより、相手方に損害を与えた事案であり、3万2,362円を支払うためのものです。

2件目は、警察本部の職員が施設敷地の除草等作業に係る作業委託に際し、受託業者に誤った作業委託を行い、同業者に隣接する民有地に植栽されていた木を伐採させたことにより、相手方に損害を与えた事案であり、14万円を支払うためのものです。

3件目は、警察署の職員が故障車両を人力で道路外の施設駐車場に移動する際、駐車場入口に設置されたガードパイプ等に接触させたことにより、相手方に損害を与えた事案であり、故障車両の修理費用及びガードパイプの復旧費用の総額18万4,000円のうち、ガードパイプの復旧費用の一部である9万2,000円を支払うためのものです。

4件目は、警察署の職員が一般住宅において、敷地内に置かれていたちりとりを誤って破損したことにより、相手方に損害を与えた事案であり、2,508円を支払うためのものです。

これら4件につきましては、5月22日付で専決処分をさせていただいており、損害賠償金は全額県費から支払われることになります。また、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました4件の合計66万2,380円を支払うため、5月22日付で専決処分をさせていただいており、この損害賠償金は全額保険から支払われることになります。公用車による交通事故を抑止するため、各部署に対し、公用車事故の発生状況や事故防止の教養資料等を配信しているほか、安全運転指導員による事故事例に基づいた運転訓練を実施しています。

また、事故を起こした職員に対しては、交通

安全意識の高揚と運転技能の向上を目的とし、公用車を運転するための検定を再度実施するなどの交通事故防止対策にも取り組んでおります。引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように努めてまいります。

このほか犯罪の一般概況、人身安全関連事案への取組状況、ニセ電話詐欺等被害防止対策、暴力団対策、薬物対策、少年非行の概況、生活経済事犯の取締り状況、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況、交通死亡事故抑止対策につきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料の3ページ目から7ページ目に記載のとおりであります。

続きまして、令和3年度から令和7年度までの5年間で取り組んでまいりました長崎県行財政運営プラン2025に掲げる警察本部関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

行政手続のオンライン化促進について、令和7年12月15日から政府が運営するポータルサイト「e-Gov」を経由した警察行政手続オンライン化システムの運用を開始しました。警察庁が全国的に運用を開始した本システムにより、警察が取り扱う約600の手続について、オンラインによる申請等が可能となったほか、一部手続については、その申請に対する許可証の交付もオンライン上で完結することが可能となっております。申請をされる方が警察署等へ足を運ぶ労力が軽減され、手続に要する時間も短縮されといった効果がございます。

引き続き、デジタルを活用した行政サービスの利便性向上についての検討を行い、よりよい行政サービスの提供に努めてまいります。今後も新たに策定する行財政運営に関する方針に基づき、効率的かつ効果的な組織運営に取り組み、各施策の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので採決を行います。

第72号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【水田警務部長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づく資料について、ご説明いたします。

横長の総務委員会提出資料、警察本部の2ページ目をお開きください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、令和8年3月から令和8年5月までの実績は、資料に記載のとおり14件となっております。

横長の総務委員会提出資料、警察本部の14ペ

ージ目をお開きください。

今回、陳情・要望で回答するものは、陳情番号11、令和9年度県の施策等に関する重点要望事項のうち、相浦警察署統合後の地域の安全安心の確保の1件であり、ご要望に対する回答につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。事前に配付をいたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【虎島委員】おはようございます。私からは、佐世保市から出ております相浦警察署統合後の地域の安全安心の確保についてお伺いしたいと思います。

これ毎年、佐世保市から出ているもので、統合後の相浦警察署管内の防犯についてということだと思うんですけども、県の対応としてパトロールをはじめとする警察活動を推進して、安心安全の確保に努めるというようなご回答を毎年行っていると思います。長崎市におきましては、警察署の再編統合というのを経験しておりまして、長崎市の場合も同じような議論があったのかなとは思っております。そういう中で、再編後、パトロール体制というのはどのように強化してきたかというのを教えてください。

【松尾警務課長】長崎署と稲佐署の統合に際してのパトロール体制のところのご質問ということでお答えしたいと思います。

長崎警察署、稲佐警察署との統合につきましては、旧稲佐警察署の管轄区域を長崎警察署と浦上警察署に編入した際、長崎警察署と浦上警

察署の人員をそれぞれ増強し、再編整備による体制強化を行っております。なお、旧稲佐警察署管内の交番、駐在所については、統合前の状況と変更しておりませんので、統合後も変わらず警察本部の執行隊と協力するなどしてパトロールや街頭活動などを徹底し、治安維持に努めている状況であります。以上となります。

【虎島委員】 結果として、110番通報の対応時間とか、犯罪件数がどうなったかというのを伺いしたかったんですけど、なかなか統計もないというようなことでございましたので、しっかりとそういった体制で安心安全を届けていただきたいと思います。お願いします。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はございませんか。

【白川委員】 入札関係で一つご質問をしたいと思います。資料の12ページ、長崎県警察機動隊給食業務委託についての入札結果の一覧表ですが、こちらのほうが県外事業者で、第1回目から第3回目まで金額が掲載されており、落札となっております。県外事業者であるという点と、あとの1回目から3回目まで、このように行われている点についてご説明を詳しくお願いいたします。

【野原会計課長】 まず、本件入札の経緯についてご説明をさせていただきます。

本件は、今回資料として出しておりますが、その前に2回入札を実施しておりまして、令和8

年の2月から5月の間に3回の入札を行っております。まず、令和8年の2月に1回目の入札を行った際は、県内に本社を置く業者と当該契約業者、2者が参加をいたしておりましたが、県内に本社を置く業者は超過で、県外企業につきましては、最低制限価格を設定する契約でございますが、それ以下の入札をしたということで失格ということで、結果入札は成立しておりません。

3月に2回目の入札を行いました、この1回目の結果を受けてか、県内に本社を置く企業は参加をせず、県外に本社を置く業者のみが参加ということですが、1回目と同様に最低制限価格を下回った結果、失格ということで、こちらも成立にならないということで、3回目に今回資料としてお示ししている入札を行って、同じく2回目に参加した業者、今回の契約業者のみが参加で、3回目の入札を実施し、3回目で落札に至ったということになっております。

【白川委員】 前回の経緯についてもご説明をいただきました。ありがとうございます。3回入札を行った結果、その中でも県内の業者さんも参加されたということで、そちらについては金額が大きかったということでのオーバーということと、今落札をされております企業については、逆に低過ぎて失格となっていたということですが、結果、今回の入札で落札という金額が決定しておりますけれども、低く見積もって入札されていたこの企業については、運営については問題なくされているということでしょうか、ご説明をお願いします。

【野原会計課長】 今回落札した業者につきましては、前回の契約でも契約してる業者でございます、その運営については、しっかりとやっていたというところでございます。

【白川委員】 やっていただいております、前回の落

札者ということで継続ということでありますけれども、なるべく県内の企業さんにとっていただきたいなというところはある反面、今物価高騰や人件費も上がっている中で、金額が折り合わなかったということは理解をいたしました。運営にも問題がないということです、了したいと思います。ありがとうございます。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【赤木委員】 お疲れさまです。幾つか議案外で質問をさせていただきたいと思います。

私、長崎市選挙区選出でありまして、地元は三重地区というところなんですけれども、その地元の方で6月16日に一人ご高齢の方が失踪をされました。それは認知症があつてのことであつたんですけれども、そこに対して県警の皆さんが真摯に寄り添っていただいて、捜索にもご協力いただいて、本当に感謝しております。ありがとうございます。その方は、まだ見つかっておらず、ご家族の方も心身ともに疲労困憊ではあるんですけれども、21日に大規模捜索、これはもちろん県警の方もそうですし、地元の消防団や地域の方々、もちろん私も参加した上で捜索したんですけれども、それでも見つからず、一応その大規模捜索は打ち切りとなりまして、まだご家族の方々は探している状況ではあります。今回の件で私自身も捜索したんですけれども、こういった事例ですね、ご高齢の方で認知症もあつて、すぐ見つければ、特にご自宅に帰ったり、何かしら対応できるんでしょうけど、見つからないケース、これはご家族も心身ともに疲労している状況なんですけれども、高齢化社会の中

で増えていってるんじゃないかなと思うんですが、件数等分かれば教えてください。

【末竹人身安全対策課長】 お答えします。認知症関係の方の行方不明についてですけれども、統計上、二つをお示しさせていただきます。

令和8年の3月末現在としては、高齢者関係の行方不明として170件を認知していますが、このうち、認知症あるいは認知症が疑われる方の件数につきましては30件になります。全体の約18%ということです。前年同期に比べるとプラスの20件というふうな数字になっております。

それから令和7年中でいいますと、令和7年中の高齢者行方不明認知件数で643件、このうち63件が認知症または認知症の疑いがある方の行方不明ということになります。全体の約10%です。令和7年中を比較しますと、令和6年と比べてマイナス19件というふうな数字になります。

【赤木委員】 ありがとうございます。件数も、どちらかというと年度でばらつきがあるのかなと、増えていってるというよりは、今のご答弁ではそういった認識を持ちました。

こういったお話があつたときに、やはりできるだけ早く地元の方々を含めて探すことがとても大事な取組かなと思っております。今回、補正予算でも挙がりましたアプリですね、これ、かなり高額ではあるんですけれども、こういったアプリを駆使して地域の方々がすぐ通知が来て、一緒に何か探す手だてができたならば、もっと早く何かしら対応できたんじゃないかと今回感じたところです。

先ほどのアプリの予算もこちらの中でお話がありましたけれども、これから事業者を決めたり、内容も決めていくということですが、やはり多くの方にダウンロードしていただいて、地域の方々も何か一緒に動けるような仕組みに

なっていただきたいなと思ってるんですが、こういった、例えば失踪があったとき、高齢者の方で多くの方の協力を得たいときに、そういった通知機能も設けたりできないか、そういった検討がされないかどうかお聞きしたいと思います。

【松尾生活安全企画課長】ただいま委員からご指摘がありましたとおり、防犯アプリの機能の一つとしまして、行方不明事案が発生した際に、そのエリアにおられるユーザーや、そのエリアに関する情報を受けるように設定しているユーザーに対して、プッシュ通知をすることができるよう今検討しているところでございます。その通知をタッチすれば、地図情報の画面に遷移して発生した場所や行方不明者の特徴を見ることができると、今このような機能をつけられないかと検討しているところでございます。

【赤木委員】ありがとうございます。今のような機能があれば、地元の方々もすぐ危機感ですとか、本当地元の知ってる方々が気にかけて一緒に探すなり、また違った情報が県警の下に寄せられたり、かなりメリットがあるんじゃないかなと思っております。やはり多くの方にダウンロードしていただくことが必要なアプリだと思いますので、それは年代を問わず、防犯に使われるだけではなくて、事故や通行止め、今みたいな搜索など必要性を多くの方に、県民の皆様を知っていただく必要があるのかなと思っております。総括質疑の中でインセンティブの話もありましたけれども、一番は必要性をしっかりと県民の皆様に認知していただくということが必要だと思いますので、その点はしっかりとこだわっていただいて、日頃から使える、住民の方、県民の皆さんが必要と思えるアプリ開発に取り組んでいただきたいなと思っております。

次の質問に移ります。

自転車の件ですが、新たな法律が施行されて、報道でありましたけど1件が取締りにあった、切符が切られたと報道がありましたが、その後の経過等についてお聞きしたいと思います。

【小川交通指導課長】委員お尋ねの自転車の交通反則通告制度、4月から5月にかけて1件、委員おっしゃったとおり検挙がございました。その後、現在まで、交通違反、反則制度での検挙はございません。

【赤木委員】では、1件ということで、警告はまだあるのかなと思うんですが、その件数も分かりますか。

【小川交通指導課長】指導、警告の数でございますけれども、令和8年4月から5月にかけて、本県におきましては209件に対して指導・警告票を交付しております。それ以外の口頭での警告につきましては統計を取っておりませんので、把握しておりません。

【赤木委員】ありがとうございます。私も車を運転する身、自転車にはなかなか乗らないんですけれども、やはりこの法律の施行後、車道をしっかり法律を遵守した形で自転車が通行しているケースをよく目にするようになりました。ただ、運転する側の意識としては、それがやっぱり今までよりも車道で法律に沿った形で自転車を運転してることで危ないと思うケースも見受けられるんですが、自転車の事故に何かつながったケースがあるのか、増えたかどうかとか、こういった今までと違う運用の仕方になってますので、自転車の事故が増えたんじゃないかと、自分が危ないと思ったので、そういったことがあるのかどうか、件数等分かれれば教えてください。

【奥野交通企画課長】法施行後の自転車関連事

故の件数についてでございますけれども、自転車関連事故の発生件数が11件、死者数がゼロ、負傷者数については10名ということで、発生件数で1件増加、負傷者数で2名増加となっております。

【赤木委員】 ありがとうございます。大幅に増えているわけではないというのを理解しました。双方、自転車もそうですし、自動車運転側も気をつけている部分はあるのかなと思いますが、分かればいいんですが、それが今回の自転車法が変わったことで引き起こされたのかどうかというのは分かりますか。

【奥野交通企画課長】 現在、法改正と事故件数の関係性というのは、委員からもありましたけれども、そんなに件数は変わっておりませんので、今のところ分からない状況でございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。まだ慣れてない部分があるのかなと思っています。それは、自転車も自動車側も、そして取り締まる側もそうなのかもしれませんけど、前回の委員会の質疑でもありましたように柔軟に見てほしいという部分も山下委員からも前回ありましたけれども、今後やはり相互の理解が進んで、お互いに安心安全に通行できるようにしていただきたい、なってもらわないといけないので、引き続き目を向けていきたいなと思っています。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

ちょっと個別具体的の名前は避けますが、著名な方が児童相談所からの通知で逮捕に至ったケースが全国的に取り上げられました。それは娘さんに酔っ払って暴力を振るって、それで娘さんがA Iにその対処法を聞いて、児童相談所に通知して、それが逮捕に至ったというケースでありましたが、これが全国的にも取り上げられ

ていろんな論点があったのかなと思っております。警察から児童相談所への通知というものは、統計上に資料として出していただいているんですけれども、その逆ですね、児童相談所から警察へ通知があった件数、統計データはあるんでしょうか、お尋ねいたします。

【末竹人身安全対策課長】 お答えします。児童相談所から警察に通知がされた案件につきましては、本年、令和8年の3月末現在ですけれども、この数については15件の通報を受理しております。前年同期と比べまして9件の増加、それから昨年、令和7年中の通報の受理件数につきましては43件を受理しております。前年、令和6年度との比較を行うと5件の増加ということになります。

【赤木委員】 件数をお答えいただきましてありがとうございます。これは、児童相談所から警察への通知ということで、児童相談所からかなり緊急性があつて警察に通知があったものと思いますが、その中で逮捕に至った件数は何件でしょうか。

【末竹人身安全対策課長】 先ほどお示ししました本年3月末の15件中の逮捕件数につきましては、7件を検挙しております。申し訳ありません。訂正します。7件を検挙して、そのうち逮捕したものについては2件になります。令和7年中でいいますと43件中8件を検挙して、このうちの逮捕件数は5件となります。

【赤木委員】 ありがとうございます。検挙、逮捕に至るまで様々な事象があつて、その時々で警察の適切な対応が求められるのかなと思っています。今回、著名な方ということで、かなり議論を呼んだ部分はあるんですけれども、その時々で適切な対応が求められる警察の皆さんの、まずは、その対象となった方というか、被

害を受けられた方の安心安全を守ることを優先されていると思いますが、今回の件で見たときにいろんな論点があって、やはり過剰に対応したんじゃないかということがよくメディアでもSNS上でもありました。あと、警察とマスコミとの付き合い方も一つ論点となりました。やはりこれが名前を公表してここまで至ったことを公にしたことで、実際、本当に社会的に議論を呼んで、職を辞したり、もしくは被害に遭った方もSNS上でバッシングを受けたりと、かなり本筋とは違うところでも議論を呼んだところだと思います。

そこで警察とマスコミ、これは何か圧力をかけるとか全くそういうわけじゃないんですけど、著名な方がこういった、何でもいいんですけど、逮捕に至ったりとか、検挙に至ったりするときに名前を公表する何か基準というものはあるのでしょうか。

【相川広報相談課長】ただいまの質問に関して回答させていただきます。基準というものはございません。ただ、原則として犯人、被疑者を逮捕した場合は、実名で報道、発表をしております。しかし、特別な理由により、犯人、被疑者の氏名を公表しない場合というのがございます。その理由の一つとしては、犯人、被疑者が少年の場合、これは、少年法であったり、犯罪捜査規範により少年の氏名、学校名、またはこれらを推察させるような事項は新聞、その他の報道機関に発表してはならない旨、規定されており、報道、発表する場合には、氏名を公表しておりません。その理由の二つ目は、犯人、被疑者の精神的な障害が明らかな場合でございます。精神障害者による犯罪については、刑法上の責任能力の存在に疑義を生じることから、このような場合の氏名の公表を控えております。

一応このような状況で発表させていただいております。

【赤木委員】ありがとうございます。なので、公表というものはマスコミの判断でされているんだなということを改めて理解をいたしました。

今回の件でいろんな論点、AIとの付き合い方ももちろんなんですけれども、改めて警察の皆さんがその現場、現場、切羽詰まったところで警察官は向き合っていると思いますので、ちゅうちょすることなく、本当に安心安全のために向き合っていただきたいなということと、そして大きな観点から私自身もいろいろと考えさせられるケース、本当に子どもたちのためであったり、警察の在り方というのはいま一度自分自身も考えさせられた事件でもありましたので、適切に警察の皆さんは、本当に安心安全のために日頃頑張っていると思いますので、引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

今ありましたAIと警察の在り方ということであらうと質問させていただきたいと思っております。

過去議会の中で質問というか、警察側の答弁でありましたが、警察内でのAIの使用ということで、何か会議をやったときに議事録作成はAIを使って今やっているというのを拝見はいたしました。警察にもいろんな業務があって、例えば調書を作ったりするときもかなり膨大なやり取りがあり、そして資料を作るに当たってもかなり分量が作られたりとかあるなと思うんですけれども、それが警察の業務改善にAIが組み込まれたならば、もっと早く警察の業務改善につながるんじゃないかと思うんですが、今の警察業務とAIの取組状況についてお尋ねいたします。

【松尾警務課長】警察におけるAIによる業務

の効率化という話で答えたいと思います。

今、委員のご発言にありましたとおり、警察内部では、各種会議の議事録の作成などに活用しております。そのほかに具体例を挙げますと、A Iを用いて防犯カメラ映像を解析し、条件に適合した画像を抽出することで、迅速に捜査対象の人や車を探し出したりするとか、あとはSNSに投稿された事件、事故、災害等に関する大量の情報を自動で抽出・分析し、リアルタイムで地図上に可視化しているようなことも取り組んでおります。このようなA Iをはじめとするデジタル技術を活用することにより、業務の効率化と限られた人的資源の効果的な運用が可能となりますので、引き続き、民間企業等の協力も得ながら業務の効率化をさらに推進していきたいと考えているところであります。

【赤木委員】ありがとうございます。警察の扱う情報というのは、かなり秘匿性というか、外部に漏らしてはいけない情報をかなり扱っていると思いますので。一方、今おっしゃっていただいたようにA Iでの業務効率化というのをどんどん進めなければなりませんので、そのバランスを今取っていただいていると認識をしました。引き続き、どんどんA Iの世界というものは、私自身も追いつくのがやっと、追いついているのかどうかも分からないぐらい進んでおりますので、そこは結構若手の方々、現場の方々の意見をしっかりと吸い上げて業務効率化に取り組んでいただきたいと思っております。

【初手委員長】ほかに質問ありませんか。

【畑島委員】先ほど赤木委員の方から自転車の方のご質問がありましたけれども、私の方からもそれに関連したご質問をさせていただきたいと思います。

今、交通ルールの改正の浸透を県警の皆さん

も非常に頑張っていていただいているというふうに理解しております。私の地元の対馬の方で、今非常に韓国人の観光客の方々が多く訪れていただいております。自転車で楽しんでいただいていると。レンタサイクルを借りての場合もあれば、自分たちで自転車を持ち込んで乗られてるという状況もございます。そうした中で、まずそもそもの確認なんですけれども、新しく今回改正された自転車に関するルール、これは外国人の観光客に対しても同様に適用されるという理解でよろしいでしょうか。

【奥野交通企画課長】このたびの自転車に対する青切符の適用ですけれども、外国の方にも同様に適用をされます。

【畑島委員】ありがとうございます。恐らくそうだろうなと思います。ただ、そうした中で努力義務とはいえ、外国の方々がまだまだ正直ヘルメットをかぶっていなかったりとか、なかなか連なって歩道の方を走っていたりとか、そうしたところは正直私も直接目にしているところです。やはりまだまだ日本人といいますか、まだ我々としてもなかなかうまく浸透は、これから図っていかないといけないなという中でも当然外国の方々にも同じように周知をしないと、やはりもともと分からない状態でしたら、彼らも悪意があるわけではございませんので、分からないものを分からないままにしまして、また切符が切られるといったことになってしまうと、彼らにとってもせっかく楽しみに来ていただいているのに、なかなか観光も楽しめないと、満足いかないといった状況になってしまいますし、その住民の方々にとっても非常にリスクが高い、危機感を感じるといったところもあるかなと思いますので、しっかりこのあたりのルールの徹底を外国人観光客の方々に対して

もしていかないといけないなというふうに思いますが、そうしたところに対する今の取組、あるいは今後の計画等あればお答えいただければと思います。

【奥野交通企画課長】外国人観光客に対する自転車の交通ルールの周知でございますけれども、具体的な取組といたしまして、日本の交通ルールとか、それと道路標識の意味、こういったものを外国語で表記した交通安全チラシを作成いたしまして、県警のホームページにも掲載しておりますし、そういった外国人観光客の方が立ち寄られるターミナル等に掲示をしております。また、自転車の交通ルールを多言語で表記した自転車の安全ガイドというものがございまして、これもホームページに表記するとともに、QRコード表記をチラシにつけて、そこにアクセスできるようにして、そういったものも配布をしております。

委員からご指摘がありましたけれども、特に対馬市内においては、自転車を利用する韓国人観光客が多いということで、その対策といたしまして、韓国航路の船舶内において日本の交通ルールを韓国語で紹介する交通安全動画、これを放映しております。また市内のレンタサイクル事業者に対して、自転車の交通ルールを韓国語で表記したポスター、これを事業所の方に掲示していただくとともに、貸し出す際には、A5版のルールが書いた小さいものも利用者の方に渡して、ルールの周知を図っております。

同様に、法改正も外国語で表記したものについて、ホームページで掲載しているほか、そういったレンタサイクル等に対してもそういったチラシをお渡ししております。

【畑島委員】 ご対応ありがとうございます。なかなかホームページに載せたりとか、ポスター

を貼っているだけだと、なかなかちらっと意識的に見る人以外だとそこまで気にせずに見落とす場合があるかなと思いますので、やはりまず何かが起こって捕まえるというよりも、その前の防止が一番大事なと思いますので、ぜひこのあたり、レンタサイクルの事業者であったりとか、航路の事業者であったりとか、必ずその方々が通過する接点において、こちらからアプローチを仕掛けていけるように、ぜひ民間の方とも今後も協力しながら対応を図っていただきたいなと思います。

また、本県、対馬だけじゃなくて、長崎県としてもサイクルを起点にした観光振興というのは非常に県を挙げて取り組んでおりますので、恐らく県内各地域においてもこれからも同じような状況があるかなと思います。

また、法律のルールだけでなく、各地域ごとの事情、例えば通学路においては、ちょっと気をつけてくださいねとか、ここの横断歩道の部分は危ないですよとか、各地域固有の事情もあるかと思うので、そのあたりは現場の声を聞いたりとか、各現場でしっかり地域特有の、特に注意しなければならないところ、子どもが多いとか、そうしたところもしっかり個別の対応も図っていただけるように柔軟にやっていただければなと思いますので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

【初手委員長】 ほかに質問ありませんか。

【虎島委員】 私は防犯アプリについてお伺いしたいと思います。これは総括質疑でも幾つか質問がありましたけれども、まず今年度は2,800万円程度で開発・運用を行うということですが、今後、来年度以降どのくらいのコストで運用できるのかというのが分かれば教えてください。

【松尾生活安全企画課長】開発費用以外の運用保守費用についてでございますけれども、現在のところ、1月40万円ぐらいを見込んでおります。

【虎島委員】ありがとうございます。ちょっと開発費が高いというような意見もございましたけれども、私は、このアプリ、本当に防犯、一つでも犯罪件数を減らせれば、これは成功じゃないかなと思っております。そんな中、成果指標というか、先日の総括質疑でもありました5万ダウンロードを目標とするというようなこともございましたけれども、その他、成果の指標として掲げられているものがあれば教えてください。

【松尾生活安全企画課長】委員ご指摘のとおり、現在のところ、この防犯アプリに関しましてはダウンロード数を目標数として掲げておりますけれども、それ以外に、ほかの安全安心に関する数値、例えば刑法犯の認知件数でございますとか、その他交通事故でございますとか、長崎県内で発生する事件・事故の減少に資すれば良いということで開発をしておりますので、具体的な数字として目標、この防犯アプリに関してはございませんけれども、そこにつなげていくように開発も力を入れていく所存でございます。

【虎島委員】ありがとうございます。例えば、この開発される予定として、国際電話ブロック機能というものがあったり、幾つかの犯罪を防ぐような機能が入る予定だと思いますけれども、実際このアプリで、どのような犯罪、詐欺というものが防げるか教えていただければと思います。

【松尾生活安全企画課長】機能につきましては、先ほど委員からご指摘がありましたとおり、ニセ電話詐欺、これについては国際電話をシャッ

トアウト、あるいは警告をする機能がございしますので、特にスマホに関しては有効であると考えております。その他、地域の犯罪情報、例えば声かけについても、あとそれから交通事故につきましてもマップ機能によりまして、どこでどのような事案が発生しているか、また、いわゆる進行型殺傷事件、例えば刃物を持った者がどこどこ地区にいるとか、緊急でそのような情報を住民の皆様にお知らせして、防犯の意識を高めると、そのような機能も考えております。まだ、いろいろな機能を検討しているところでございますが、少しでも事件・事故の減少、抑止につながるようにやっていこうと考えております。

【虎島委員】ありがとうございます。このアプリ、必要な方はどの層かと、いろんな機能がありますので、いろんな層に有用だというふうには思いますけれども、詐欺といったところは、やはり高齢者に非常に有用で、ぜひ高齢者に届いてほしいとは思ってます。総括質疑でもお話があり、高齢者に対してはインストールする手助けをするといったようなお話があったんですけれども、なかなか高齢者がこのアプリを探してダウンロードするというのは、なかなか行き着かないというか、そこにたどり着かないんじゃないかというふうに思います。できるだけ多くの方に、せっかく作るアプリですので、公の長崎県が作るアプリということですから、できるだけ多くの人にインストールしていただきたいと思っております。

そこでご提案ですけれども、例えば携帯電話の販売事業者とか、市町とか、また地域包括支援センターといった組織とぜひ連携して普及をしていただきたいというふうに思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

【松尾生活安全企画課長】ただいま委員からお話がありました携帯電話の事業者などの事業者、その他と連携した取組についても、ダウンロードを促進するためには極めて重要であると考えております。警察としましては、あらゆる警察活動を通じた広報啓発を行ってまいりますけれども、それに合わせて協力事業者や関係機関、団体とも連携してダウンロード促進に取り組んでまいります。

【虎島委員】ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします。期待しております。

もう一点だけ、先ほど自転車の話がありましたので、自転車乗りとしてちょっと気づいたことですけれども、前回の委員会でもちょっと話題になりました追越しルールの厳格化というか、ルールについてがありました。青切符、自転車1件ということでしたけれども、この法改正以降、自動車側の検挙件数というのが増えたのか、データがありましたらお願いいたします。

【小川交通指導課長】委員お尋ねの件につきましては、自動車側が自転車を追い越す場合の件数ということだと認識してはおりますけれども、申し訳ありません、それに関しまして、特別に統計を取っておりませんので、現時点では分かりません。

【初手委員長】ほかに質問はございませんか。

【山口委員】ちょっとお尋ねしますが、今それぞれ各委員さんからお話があつて防犯アプリの関係なんです、これ極めて重要なことだと思っています。特に155件で8億幾らの被害が出ている状況で、要は私も高齢者の部類なんです、いかに県民の方にこの防犯アプリの使い方を含めて有効性を知らせるか、教えていけるかというのがポイントじゃないかなと思ってます。ここに2,800万円のお金を使うわけなんです

けれども、相当の効果が出るというふうに思いますけれども、特にどういう媒体を使ってというか、どういう方法で、県民に知らせようとしているのか、教えていただけますか。

【松尾生活安全企画課長】委員ご指摘のとおり、いかにダウンロードを促進していくかというところでございますけれども、現在県警で考えていることは、60歳台のいわゆる高齢者層の方に対しては、詐欺等の犯罪の被害に遭う可能性が高いと思われることから、自治会や老人会などの各種防犯講話を通じて広報させていただき、なおかつ、その場でダウンロードを補助する、高齢者の方にはスマホのアプリのダウンロードを1回もしたことがないという方もいらっしゃると思いますので、そのような方には丁寧に支援をして警察活動を通じてダウンロードを促進いたします。

また、比較的若い層ですね、10代、20代の若年層につきましては、犯罪に関する知識や危機感に乏しい方がいらっしゃるため、スクールサポーター、あるいは県の教育委員会等の教育機関と連携して防犯アプリの有効性や必要性を丁寧に広報してダウンロードをお願いしていきます。

最後に、いわゆる30代から50歳台の方ですけれども、現在県警察が配信しております「安心メールキャッチくん」の登録者数が多いことから、防犯アプリへの移行を呼びかけるとともに、学校や企業に対する広報を通じてダウンロードを促進いたします。このほか、関係機関と連携いたしまして、市町の相談窓口でアプリのQRコード付きの広報用チラシを配布していただくなどご協力を呼びかけて、ダウンロード促進に努めてまいりたいと考えております。

【山口委員】ありがとうございます。普通の市

民といいますか、普通の方たちへの情報というのは、どういう形で皆さん方が考えられていることが伝わるのかなというのをちょっと考えるんですが、やはり一番俗なやり方かもしれませんけれども、それぞれの自治会にきちとした情報を提供するというのが大事かなと思っています。そしてマスコミさんもおいでになつてますけど、要は家族の方たちが知っていただくことによって高齢者の方に伝わるわけですから、そのためには新聞、テレビ等を通じて、きちっと本当に広く知らしめていくということが大事だろうと思いますので、ぜひ工夫をしていただければと思っています。よろしくお願いします。

【初手委員長】 ほかに質問ありませんか。

【本多委員】 先日、市民相談において、外国人観光客のレンタカーによる事故が増えているというようなお話を伺いました。実際レンタカーによる事故のデータがあるようでしたら、現状と推移も併せてお尋ねいたします。

【奥野交通企画課長】 レンタカーの事故についてのお尋ねですけれども、これら正式に統計は取っていないくて、参考で昨年の手で拾った数があるんですけれども、それにつきましては、令和7年中のレンタカー事故が54件ということでございまして、前年比が出ていない状況でございます。

【本多委員】 推移がちょっと分からないけれども、去年は54件だったと。お話の中では、長崎の人には分かるけれども、観光客には分かりづらい表示、例えば路面電車の黄色矢印、そういったものが分からずに事故を起こす場面があるというようなお話でした。観光客に分かりやすいように表示するような工夫とかあれば、もしくは今後対策として行っていくのがあればお尋ねいたします。

【田中交通規制課長】 観光客の皆様に向けた道路標示の在り方というところでお答えをさせていただきます。現在、道路標示につきましては、一時停止であったりするような標識、これに対してSTOPというような英語表記、こういったものを記載をするように進めていっております。長崎を訪れる観光客の皆様にも分かりやすいように、そのほか4か国語で、日本語、英語、中国語、韓国語といったイラスト表記の表示板を設置しているところでございます。引き続き、状況を確認しながら、こういった英語表記を併記した表示というものを進めてまいりたいと考えております。

【本多委員】 まさに、それが必要かなと思っております。今後2バース化のお話も出ております。それが進むことによって、外国人の観光客の増加が見込まれます。長崎県の観光振興基本計画によると、観光消費単価の増とか、観光客数の増、滞在時間の延長、リピーター数の増が観光消費増加に直接的に寄与する要因としております。長崎県の発展に欠かせない観光産業なんですけれども、それを下支えするのは、やはり交通インフラ等も大切になってくるかと思っております。市内で主要道路で白線がもう消えかかっているような箇所も多く見受けられます。予算が限られていることは、承知をしておりますけれども、長崎県の予算が限られていることは、観光客の方には関係ないんで、ぜひ積極的なインフラ整備をお願いいたします。

【田中交通規制課長】 道路標示の印刷が、標示が薄くなっている箇所についてのお尋ねでございます。道路標示が薄くなっている部分については、通常の警察活動を通じて警察官が直接視認したもの、それから一般の方からご意見をいただいたものを整理して、年間を通じて、あと

そのほか年に一度点検整備強化月間というもの
を定めて、特に集中して点検を行っております。
この中で規制の標示がすごく薄くなってしまう
と、このままでは規制の効果が発揮できないよ
うという緊急性のあるものについては、直ちに
対応いたしておりますが、そのほか視認性が担
保され、規制の効果が維持されているものにつ
いては、警察署単位でまとめて発注をして、作
業効率の効果的な運用と予算の財政の効果的な
支出というところで対応させていただいており
ます。

【初手委員長】 ほかに質問ありませんか。

【赤木委員】 すみません、2周目になりますが、
1点だけお尋ねをいたします。

前回の委員会で、私、広報のことについてお
尋ねをしました。以前から、私、2期目になる
んですけれども、前の期から長崎県警の広報は
高く評価しておりまして、予算が少ない中でも
本当に多くの県民の皆様にも周知なり、新しい
取組をされていると私自身は認識しております。
犯罪防止はもちろん、長崎県警のイメージア
ップ、また、先ほどから議論がありましたアプリ
のダウンロードもやはり広報の重要性という
ものは長崎県警としてもかなり重要視してい
たいただいているものと思っております。

先日、我々総務委員会でも警察学校の方に訪
問させていただいて、視察をさせていただいて、
警察学校の方でもやはり警察学校の厳しさが先
行してしまっているのも、親しみやすさであつ
たり、柔軟性を認識してもらうために校長も踊
らせていただいている動画を拝見しました。私は
とてもいい取組だと思っております。SNSを
頑張らせていただいていると思っております。ほ
かの県のやつも拝見しておりますが、長崎県警
頑張っているなど、様々なSNSのアカウントで

頑張らせていただいていると思っておりますが、
やはりテレビ等の伝え方もとても大事だと思っ
ております。テレビ番組ですと、何かこちらから
県警側から主体的にやっている場合は、やはり
テレビ番組側、放送局側にお金を払っている
ようなCMですとか、必要になってきますが、そ
うではなくて、いろんな取材の協力をするこ
とによって、長崎県警のイメージアップにつな
がる取組というものは多く考えられるんじゃない
かと思っておりますが、そういった具体的な例
えば全国の番組などとの連携など実績なり、今
後考えていることもありましてら教えていただ
きたいと思っております。

【相川広報相談課長】 ただいまの具体的な取
組等についてのご質問に回答いたします。

全国と連携というところではないのですけれ
ども、やはり地元局との連携というところで、
具体的には、昨年、令和7年の7月なんです
が、このときに警察からの働きかけによりま
して、長崎警察署の若手の女性警察官、この
女性警察官の24時間の密着取材というものを
働きかけ、放映をしていただきました。また、
令和7年、昨年は白バイ隊員の活動であつた
り、あと科学捜査研究所職員の活動、また、
今年に入りましては新人音楽隊員の活動とい
うことで、それぞれ特集を組んでいただい
て、県民の皆様にも広報させていただいてい
るところでございます。

また、先ほど警察学校の話もありましたが、
つい先日、記者の方に実際体験をしていただ
くということで、警察学校の方で1日体験入
校ということもさせていただいて、その内容に
つきましては報道をしていただいているところ
です。

【赤木委員】 具体的な長崎県内での取組を
ご報告いただきました。ありがとうございます。
地元のアナウンサーも体験していただいたり、あ

と塩田みうさんも実際体験されている様子もSNS上で拝見をさせていただきました。こういった取組はとても県民の皆様に親しみを与えることだと思いますし、採用につなげるためには、もちろん若手の方、若い方々が認識することはもちろんですし、親御さんもそういった様子を見て、長崎県警を就職先として見ることもとても大事だと思いますので、テレビとの付き合い方はとても大事だなと、テレビ、報道、既存のメディアとの付き合い方はとても大事だと思っております。全国の規模といいますか、全国で取り上げられてる番組から取材依頼があった場合は、私としては、積極的に取材に応じていただいて、もちろん秘密を漏らすようなことがあってはならない等、前提とした上で、積極的に取り組んでいただいて、親しみやすさであったり、しっかりと現場で頑張ってる警察の皆さんの、職員の皆さん取組というのは、多くの方に見ていただきたいと思っておりますので、ここは要望に代えさせていただいて、質問を終わります。

【初手委員長】 ここで暫時休憩いたします。

―― 午前11時10分 休憩 ―

―― 午前11時12分 再開 ―

【初手委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【小川交通指導課長】 先ほど虎島委員からの車からの自転車の追越しの統計につきましては、統計としては取っておりませんが、1件1件確認させていただいて、後日ご報告させていただくということでよろしく願いいたします。

【初手委員長】

ほかに質問はございませんか。

ほかにご質疑がないようですので、警察本部関

係の審査結果について整理をしたいと思います。
しばらく休憩をいたします。

―― 午前11時13分 休憩 ―

―― 午前11時13分 再開 ―

【初手委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

引き続き、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

しばらく休憩をいたします。

―― 午前11時13分 休憩 ―

―― 午前11時27分 再開 ―

【初手委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【大瀬良会計管理者】 このたび4月1日付の人事異動で、会計管理者を拝命いたしました大瀬良潤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。同じく4月1日付の人事異動によりまして、異動がありました出納局の新任の幹部職員を私の方からご紹介させていただきたいと思っております。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【入口監査事務局長】 このたび4月1日付の人事異動で監査事務局長を拝命いたしました入口健治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小畑人事委員会事務局長】 4月1日付の人事

異動に伴う人事委員会事務局の新任幹部職員をご紹介します。

〔新任幹部職員紹介〕

どうぞよろしくお願いいたします。

【小畑労働委員会事務局長】 同じく4月1日付の人事異動に伴う労働委員会事務局の新任幹部職員をご紹介します。

〔新任幹部職員紹介〕

どうぞよろしくお願いいたします。

【苑田議会事務局長】 このたび4月1日付の人事異動により議会事務局長を拝命いたしました苑田弘継でございます。どうぞよろしくお願いいたします。同じく4月1日付の人事異動に伴う議会事務局の新任幹部職員をご紹介します。

〔新任幹部職員紹介〕

どうぞよろしくお願いいたします。

【初手委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【初手分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

まず、会計管理者より報告議案の説明を求めます。

【大瀬良会計管理者】 それでは、私の方から出納局関係の議案についてご説明をしたいと思います。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページ目をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしますのは、先の3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することにつきまして、あらかじめご了承いただき3月31日付で専決処分させていただきました、報告第2号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第11号)」のうち関係部分であります。

歳入予算の主なものといたしまして、（目）出納手数料で5,200万円を増額いたしておりますが、これはキャッシュレス決済等による手数料収入が見込みを上回ったことによるものであります。

3ページ目をお開きください。

歳出予算の主なものといたしまして、（目）会計管理費で1,515万5,000円を減額いたしておりますが、これは会計事務管理運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】 ありがとうございます。

次に、監査事務局長より予算に係る報告議案の説明を求めます。

【入口監査事務局長】 監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の4ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしますのは、報告第2号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

歳出予算の主な内容は、（目）委員費で55万円を減額いたしておりますが、これは委員運営費の減によるものであります。

また、（目）事務局費で340万5,000円を減額いたしておりますが、これは職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】 次に、人事委員会事務局長より予算に係る報告議案の説明を求めます。

【小畑人事委員会事務局長】 人事委員会事務局

関係の議案について、ご説明いたします。

同じ資料の5ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容ですが、歳入予算の（目）雑入で56万円を減額いたしておりますが、これは公平委員会事務受託に伴う収入見込額の減等によるものであります。

歳出予算の（目）事務局費で180万1,000円を減額いたしておりますが、これは事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】 ありがとうございます。

次に、労働委員会事務局長より予算に係る報告議案の説明を求めます。

【小畑労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じく資料の6ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容ですが、歳出予算の（目）委員会費127万円を減額いたしておりますが、これは委員会運営費の減によるものであります。

（目）事務局費45万7,000円を減額いたしておりますが、これは職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】 ありがとうございます。

次に、議会事務局長より予算に係る報告議案の説明を求めます。

【苑田議会事務局長】議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の7ページをお願いいたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

補正予算の内容ですが、歳出予算の（目）議会会費で891万6,000円を減額いたしておりますが、これは議会運営費等の減によるものでございます。

また、（目）事務局費で238万8,000円を減額いたしておりますが、これは職員給与費等の減によるものでございます。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

報告第2号のうち関係部分については、原案の

とおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 異議なしと認めます。

よって、予算に係る報告議案は、原案のとおりそれぞれ承認すべきものと決定されました。

【初手委員長】 次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、今回、委員会付託議案及び陳情がないことから、関係部局長より、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、まず会計管理者より、所管事項説明を求めます。

【大瀬良会計管理者】 それでは、私の方から出納局関係の所管事項について、ご説明を致します。

総務委員会関係説明資料の2ページをお開きください。

長崎県行財政運営プラン2025の主な取組内容といたしまして、出納局におきましては、会計事務のさらなるシステム化のため、財務会計システムにおいて、施行伺や契約書、入札執行通知書等の出力を可能にするなど、契約事務を支援する機能を追加し、令和6年7月より運用を開始しました。

また、財務会計システム操作方法等の改善のため、職員からの要望や提案を基に改修を行い、業務の省力化、効率化を図りました。引き続き会計事務に係る業務の標準化やデータ管理の効率化等を図ってまいりますので、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わ

ります。

【初手委員長】 次に、監査事務局長より所管事項説明を求めます。

【入口監査事務局長】 監査事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

同じ資料の3ページをご覧ください。

今年度の監査の実施につきましては、地方自治法等に基づき、効率的かつ効果的な実施を図るため、年度初めの監査委員会議において、監査等の種類、対象、時期等を定める令和8年度監査計画を策定しております。当該計画に基づき、県の事務や事業について、昨年度に引き続き、合規性、正確性、経済性などの観点から検証に努め、監査の結果が事務や事業の改善につながるよう、十分留意して実施することとしております。

また、監査結果に対する是正、改善の取組状況について継続的にフォローアップを行い、監査の実効性の確保に努めるとともに、監査結果等については、長崎県公報及び県のホームページへの登載による公表や庁内ポータルサイトに掲載するなど、庁内外への周知に努めてまいります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

【初手委員長】 次に、人事委員会事務局長より所管事項説明を求めます。

【小畑人事委員会事務局長】 人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

資料は、総務委員会関係説明資料及び追加1となります。

初めに、総務委員会関係説明資料の追加1、2ページをご覧ください。

令和8年度県職員採用試験についてであります。今年度の大学卒業程度試験については、

事務系と技術系を合わせた計11職種のB試験を実施し、6月12日に最終合格者を発表いたしました。

また、同じく大学卒業程度試験のA試験16職種と社会人経験者の選考試験11職種の一次試験を6月21日に実施いたしました。

それぞれ二次試験等の予定につきましては、記載のとおりでございます。

また、警察官Ⅰ類（男性・女性）Bの試験を実施し、6月12日に最終合格者を発表いたしました。その他の職員採用試験の実施予定につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、総務委員会関係説明資料の4ページをお開きください。

長崎県行財政運営プラン2025に基づく取組について、人事委員会事務局では、優秀な人材の確保に向けた採用手法の見直しとして職員採用試験における受験者の負担軽減及び受験機会の拡大を図る見直しを行ってまいりました。その主なものとしましては、令和3年度に基礎能力検査（SPI3）を導入するとともに、試験日程を前倒しした早期試験を実施いたしました。なお、当該検査については、令和6年度に全国の会場や自宅で受験が可能なテストセンター方式を導入いたしました。さらに、技術系職種については、受験者確保のため、令和4年度以降、必要に応じて追加試験を実施しております。

今後も新たに策定する行財政運営に関する方針に基づき、効率的かつ効果的な組織運営に取り組む、各施策の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【初手委員長】 次に、労働委員会事務局長より所管事項説明を求めます。

【小畑労働委員会事務局長】 労働委員会事務局

関係の所管事項について、ご説明いたします。

資料は、総務委員会関係説明資料及び追加2となります。

まず、調整事件について、総務委員会関係説明資料追加2の2ページをご覧ください。

労働組合と使用者との間で生じた労働争議の調整につきましては、調整中であった4件のうち、生活関連サービス業に係る2件が解決及び打ち切りにより終結いたしました。新たに生活関連サービス業により1件の申請があり、昨年度からの事件を含む計3件につきましては、いずれも現在調整中であります。

次に、総務委員会関係議案説明資料の5ページをお開きください。

審査事件について、労働組合法に基づく使用者の不当労働行為の審査につきましては、現在、審査中の事件はありません。

個別的労使紛争について、労働者個人と使用者との間で生じた紛争のあっせんにつきましては、調整中であった2件のうち、建設業に係る事件は打ち切り、製造業に係る事件は取下げにより終結いたしました。新たに金融業等に係る計3件の申請があり、いずれも現在、調整中であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【初手委員長】 ありがとうございます。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【園田会計課長】 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料についてご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

出納局所管の1,000万円以上の契約について、令和8年2月から令和8年5月までの実績は、記載のとおり、1件となっております。

また、入札結果につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

【初手委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案外所管事務一般に関する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩をいたします。

— 午前11時46分 休憩 —

— 午前11時47分 再開 —

【初手委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、6月30日は午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午前11時47分 散会 —

第 2 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年6月30日

自 午前 9時58分
至 午前11時 5分
於 委員会室1

直塚 健 デジタル戦略課長

2、出席委員の氏名

初手 安幸	委員長（分科会長）
永安 健次	副委員長（副分科会長）
山口 初實	委 員
近藤 智昭	〃
大場 博文	〃
山下 博史	〃
赤木 幸仁	〃
本多 泰邦	〃
白川 鮎美	〃
畑島 晃貴	〃
虎島 泰洋	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

宮地 智弘	企 画 部 長
猿渡 圭子	企 画 部 次 長
坂本 敬作	政 策 調 整 課 長
山下 公誉	政 策 企 画 課 長
小島 敬輝	政策企画課企画監 （地域連携担当）
西 晴喜	政策企画課企画監 （総合計画・総合戦略担当）

6、審査の経過は次のとおり

— 午前 9時58分 開議 —

【初手委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより企画部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【宮地企画部長】おはようございます。

本日出席しております幹部職員のうち、4月1日付で人事異動がありました職員をご紹介します。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【初手委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【初手分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

企画部長より予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【宮地企画部長】企画部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料及び予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（追加1）をお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のう

ち関係部分、報告第2号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

初めに、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、企画部関係についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、予算編成時期と知事選挙の関係から重要な政策的経費を除いた骨格予算として編成しており、今回の補正において具体的な諸施策の予算を計上しております。

補正予算は、歳入予算で5億4,950万3,000円の増、歳出予算で2,809万6,000円の増を計上しております。

歳入予算の内容は、地域未来交付金の増であり、主に他部局で歳出予算を計上しております当交付金を活用した事業に対応して政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

歳出予算については、AIやロボットなどの先端技術の社会実装に向け、官民連携で実施するモデル実証に要する経費を計上いたしております。

次に、議案説明資料（追加1）の2ページ、中ほどをご覧ください。

第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で9億7,116万9,000円の増となっております。この補正予算は、国の重点支援地方交付金等を活用した物価高騰対策について必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

なお、その内訳については、別紙の補足説明

資料、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業一覧のとおりであります。

続きまして、元の議案説明資料にお戻りいただき、3ページ中ほどをご覧ください。

報告第2号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち、企画部関係についてご説明いたします。

これは、さきの3月定例会の予算決算委員会において専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております令和7年度予算の補正を令和8年3月31日付で専決処分させていただきましたので、その概要をご説明いたします。

企画部所管の補正予算額は、歳入予算で14億3,745万6,000円の減、歳出予算で2,251万4,000円の減となっております。

歳入予算の主な内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金12億9,831万4,000円の減、新しい地方経済・生活環境創生交付金1億7,913万5,000円の減、企業版ふるさと納税に係る寄附金4,000万円の増であります。

歳出予算の主な内容は、総務管理費では一般管理費の19万3,000円の減、企画費では、政策調整事業費の500万円の減、空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費の579万3,000円の減であります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料、政策的新規事業の計上状況について、説明を求めます。

【坂本政策調整課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に

関する決議に基づき、本分科会に提出しております政策的新規事業の計上状況について、ご説明いたします。

資料は、表紙に秘書・広報戦略部、企画部、総務部、地域振興部、県警本部と記載があるのでございます。

2ページをご覧ください。この資料は、決議第5の3に基づきまして、政策的新規事業に係る令和8年度6月補正予算要求の内容について、査定結果を提出するものであり、企画部の事業につきましては、上から二つ目のながさきAXプロジェクト費、以上1事業を記載しております。

事業の計上額につきましては、予算編成過程において、事業内容等を精査した上で、予算案として計上した額を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】 次に、デジタル戦略課長より補足説明を求めます。

【直塚デジタル戦略課長】 デジタル戦略課の令和8年度6月補正予算の概要についてご説明いたします。

サイドブックス上の一つ目の分科会補足説明資料の4ページをご覧ください。

ながさきAXプロジェクト費として2,809万6,000円を計上しております。事業概要につきましては、記載のとおり、AIやロボットなどの先端技術の社会実装に向け、産学官金で連携しながらモデル実証を実施する事業でございます。

具体的な事業内容につきましては、まず、フィジカルAIを活用した技術実証でございます。実証例としましては、例えば医療分野におけるロボットによる相談対応や教育現場におけるアバターを活用した授業など、ロボットやCGアバターなどの先端技術を活用した実証を想定し

ております。

続きまして、AIを活用した情報データ分析技術実証でございます。実証例としましては、AIオンデマンド乗合サービスによる地域公共交通の最適化などオープンデータや各種センサー等から取得したデータをAIにより分析・活用した実証を想定しております。なお、実証の対象分野につきましては、本県が抱える社会課題との親和性などを踏まえまして、学術機関などの有識者のご意見をお伺いしながら決定することとしております。

また、モデル実証を実施する事業者につきましては、公募により企画提案の募集を行い、産学官金で構成する審査委員会において選定することとしております。

今後は、産学官金が連携してモデル実証を進め、その成果を県内企業の生産性や県民生活の向上につなげてまいりたいと考えております。

デジタル戦略課からの補足説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【初手分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【赤木委員】 おはようございます。今回の予算議案ということで、私、一般質問の中でも質問させていただきましてながさきAXプロジェクトについてお尋ねをいたします。

このプロジェクト、先ほどの資料のご説明でもありましたが、もともと4,000万円以上の予算を要求しておりましたが、実際は今回提出いただいた金額となっております。削られたのかなと思いますが、これは何が削られたんでしょう

か。また、あと事業が問題なくできるのか、お尋ねをいたします。

【直塚デジタル戦略課長】 予算要求額と査定額の乖離についてのお尋ねでございますが、査定により減額となった理由につきましては、本事業予算の中で大きな割合を占める実証事業につきまして、その内容や規模を改めて精査したほか、あとほかの事業実績なども参考にしながら、例えば、有識者の招聘回数でありますとか、旅費などを実績に見合った水準に見直しを行うなど、必要な経費として整理を行った結果、減額の査定になったものでございます。

なお、今回の減額につきましては、効率的かつ効果的な執行の観点から査定が行われたものでございますので、事業実施に必要な経費は確保されていると考えておりまして、当初予定していた事業内容には支障なく十分に事業実施できるものと考えております。

【赤木委員】 ご説明いただきありがとうございます。

先ほども課長の方からご説明いただきましたけど、これからちょっと深掘りをしていきたいなと思っております。

まず、初めて聞く言葉の方も県民の皆さんには多くいらっしゃるのかなと思いますので、ながさきAXプロジェクトの意味について、まずはお尋ねをいたします。

【直塚デジタル戦略課長】 まず、AXとは、AIトランスフォーメーションの略のことです。デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの次の段階として位置づけられたものでございます。例えばDXが紙の書類をデジタル化するというアナログ的な業務プロセスのデジタル化を進める取組であるのに対して、AXはDXによって蓄積されたデータをAIが

自動的に分析・活用し、予測に基づく意思決定や業務の高度化を図るものでございます。

ながさきAXプロジェクトにつきましては、こうしたAIやロボットなどの先端技術を活用した実証を産学官金で連携しながらモデル実証を行い、県内における社会実装を目指すプロジェクトでございます。

【赤木委員】 具体的にご説明いただきましてありがとうございます。一般質問でも述べたんですけれども、AIをはじめとする先端技術の活用に関しては、ロボットやCGアバターなどフィジカルAIを活用した相談対応やAIによるオンデマンド型の乗合交通サービスの実証などに取り組む旨の答弁をいただきました。長崎県は、多くの有人離島を有し、人口減少も進み、本当に先端というか、課題が山積しております。ほかの地域よりも解決すべき課題が多いと認識しておりますが、今回のプロジェクトにおける狙い、長崎県における狙いというのは何でしょうか。

【直塚デジタル戦略課長】 本事業の目的についてのお尋ねでございますが、委員がおっしゃるとおり、本県は離島や半島地域を多く有していることから医療や教育、物流などの分野で人手不足や移動の制限といった課題を抱えております。

こうした課題に対しまして、フィジカルAIやAIを活用したデータ利活用は有効な手段であると考えております。具体的には、例えばロボットやCGアバターなどのフィジカルAIの活用におきましては、一人の人間が複数の場所で活動することを可能にしたり、あるいは対面における心理的負担の軽減などを図ることで、人手不足の対応に加え、多様な人材の社会参画の促進なども期待をしているところでござい

す。また、A Iを活用したデータ利活用につきましては、本県特有の地理的な制約による課題の解決が求められている、例えば、地域交通などの分野におきましては、A Iによる需要予測を活用することで交通や物流の最適化など限られた人的・物的資源の有効活用が図られるものと期待をしております。

今後、実証事業を通じて得られた知見やデータを生かしながら、先端技術の導入効果や他分野での活用の有用性なども検証しながら、県内企業の課題解決や県民生活の向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。狙いも本当に長崎県の課題に向き合ったもの、それを解決に向けて、ぜひとも動かしていただきたいと思いますが、今のお話の中でもロボットやCGアバターなどの活用に関しては、目に見えたりというか、遠隔操作で接客している場面だったり、あと無人コンシェルジュ、そういった場面に遭遇することでイメージは湧きやすいとは思いますが、A Iによるオンデマンド型の乗合交通サービスの実証ということですが、具体的にどのような内容を実施するのでしょうか。

【直塚デジタル戦略課長】 具体的な実証内容につきましては、公募で提案いただいた内容次第ということもございますが、一例として申し上げますと、例えば、今後国内で普及が見込まれるA I駆動型モビリティについて、本県での導入、実装なども見据え、その運用を支える仕組みづくりに向けた検証などを想定しているところでございます。例えば、タクシーなどの既存車両にドライブレコーダーを搭載し、走行データを収集・分析した上で、コンピュータ上において、A Iによる安全な走行のためのシミュレ

ーションを実施しまして、導入に向けた課題や有用性の検証を行うことなどが想定されるところでございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。今、A I駆動型のモビリティというお話がありました。この活用を長崎県内で進めていくのであれば、実用化に当たり、もちろん技術面での課題や法制度の面でも、どこでやるかのもちろん問題もあるんでしょうけど、様々な課題があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

【直塚デジタル戦略課長】 今後の対応についてのお尋ねでございますが、仮にA I駆動型のモビリティの実証を行うとすれば、事業者につきましては、モビリティ向けA Iの開発企業でありますとか、あと国の関係機関などと連携しながら社会実装に向けた取組を進めている業界をリードするような企業を選定したいと考えております。また、私たちも日頃から国土交通省や経済産業省などとも連携を図っているところでございまして、今後も引き続き、国の動向や先進事例など必要な情報収集に努めるとともに、産学官金で連携しながら事業を進めていきたいと考えているところでございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。一番最初の質問に戻ってしまうんですけど、一般質問でも述べましたが、こちらの事業、AXプロジェクトに関しては、私も高く評価しておりますし、これはもちろんやることは大事なんです、やることは大事なんですけれども、こういったA Iといった直接的に目に見えないものを取り扱う場合、できる限り県民の皆様にもやっぱり見ていただきたいですし、触れていただきたい。見える化することはとても大事ですが、一番最初にあったように、そういう機会が削られるというか、できるだけ我々もそうですし、県民の皆

さんにも触れていただくような場面をぜひとも
つくっていただきたい。できる限り予算がかか
らないような形でも見たいと思うんですが、そ
の点はいかがでしょうか。

【直塚デジタル戦略課長】現時点で具体的な計画はまだございませんが、委員がおっしゃるとおり県内事業者でありますとか、県民などを対象としたイベントの中で、こうした事業の成果というものは報告をする方向で、検討をしていきたいと考えているところでございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。ぜひ、その実証実験など行われる際は、お声がけいただければ、私もどこでもはせ参じて見たいと思いますのでよろしくお願いします。そして、これはやるのがゴールではなくて、これはやっぱり先ほども課長が言っていただきましたように、県民の生活が豊かになることにつなげなければと思っております。ドローンもそうなんですけど、まだまだこういった先端技術は、デジタル戦略課がまずは窓口となっていて、その後、各部局などに引き継がれて使われていくことがとても大事だと思いますので、それを大いに期待して質問を終わります。

【初手分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【本多委員】部長説明の中でありました１点だけお聞かせください。

予算の減の件なんですけれども、空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費が579万3,000円の減となっております。なぜこのような減り方をしたのかをお尋ねいたします。

【直塚デジタル戦略課長】ドローン関係予算の専決減についてのお尋ねでございます。主な理由といたしましては、ドローンオペレーター育成支援補助金の312万2,000円の執行減、そしてドローンPRイベント動画撮影業務委託198万

5,000円の執行減となっております。まず、このドローンオペレーター育成支援補助金の執行減についてでございます。この補助金は、ドローンオペレーター資格の取得経費に対する補助でございます。執行減の理由といたしましては、主にその事業者側の事情によるものでございます。具体的には、当初、資格取得を予定していた従業員が業務の都合で、その資格取得のための試験を受講できなかったケースでありますとか、あと事業者自らが資格取得の予定者数を途中で減らしたケース、さらには国家資格の取得を予定していたものの、より費用負担の少ない民間資格へ変更したケースもあったところでございます。こうしたことから補助対象経費が当初見込額を下回り、減額となったものでございます。

次に、ドローンPRイベント動画撮影業務委託の執行減でございます。この業務委託につきましては、全国の展示会などのPR用として、本県でのドローンの実証の状況を動画で撮影していただく業務委託でございます。撮影対象となる実証件数の見直しといった仕様の変更でありますとか、あと見積り合わせの結果、想定より低い価格で契約ができましたので、減額となっているところでございます。

【本多委員】ドローンがこれから非常に重要になってくる。先日、五島市のそらいいな株式会社の視察に行ってきたんですけども、ドローンを使った配送事業を既に行っていっちゃいまして、そういったものが長崎では必要になってくるのかなと、そのように強く感じたんですけども、予算が減っていて驚きと、あと今後のドローンを使った様々なソリューションを模索していく中で足りなくなるようなことがないのかなという心配でお聞きしたところでした。

そういったところの予算の確保というのは、どのようにになっているのでしょうか。

【直塚デジタル戦略課長】今後のドローンを活用した取組についてのお尋ねでございますが、これまで本県におきましては、ドローンの活用促進を目的といたしまして、今申し上げたようなドローンの資格取得の支援でありますとか、あと社会実装支援、そうした取組を実施してきたところでございまして、これらの支援を通じまして、ドローンの活用分野が一定程度拡大するなどの成果があったものと認識をしているところでございます。

予算につきましては、ドローンに加えて赤木委員からご質問があったように、そこでお答えさせていただいたように、ドローン以外のロボットやそういった先端技術の活用というものも進めていきたいと考えておりまして、予算的にはそちらの方に振り替えているところでございます。ただ、ドローンにつきましては、今後は内閣府が特区指定地域を対象とした調査実証の委託事業について、1事業につき5,000万円の予算を確保しておりますので、こうした事業を活用して、県としましても国や事業者、地元などの調整を図りながら、本県を先進的な実証フィールドとした取組について継続して推進することとしております。また、ドローンを取り巻く各種規制の緩和に向けまして、関係事業者や関係機関と緊密に連携しながら、現場ニーズを踏まえた実効性ある制度の見直しを図られるよう国に対して規制制度改革の提案を引き続き行っていくこととしております。

【初手分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【虎島委員】私もながさきAXプロジェクトについてお尋ねしたいと思います。

今回2,800万円ほどというような予算になり

ましたけれども、幾つか実証例が記載されておりますが、実質何件ぐらい採択して、1件当たり幾らぐらいになるかということと、何年で成果を出すということを目指しているか、お伺いいたします。

【直塚デジタル戦略課長】こちらの予算につきましては、フィジカルAIを活用した技術実証事業とAIを活用した情報データ分析技術実証事業、この二本の委託事業となっております。この二本の委託事業について、今後公募を行って事業者選定をしていくこととしております。

金額、予算につきましては、フィジカルAIを活用した技術実証事業につきましては、予算上は1,377万5,000円、AIを活用した情報データ分析技術実証事業につきましては、1,051万円の予算を計上しているところでございます。

この実証事業につきましては、単年度の実証でございますが、今後につきましては、今回の実証結果を踏まえて、また次の分野での社会実装を目指すような実証にもつながってくると思っておりますので、事業の期間といたしましては、一応3年間で3件の社会実装を目指す事業として組み立てているものでございます。

【虎島委員】ありがとうございます。ある程度の予算の確保、1件につき確保できているというふうに理解をいたしました。実証例の中で、医療等におけるロボットによる相談対応というふうに記載がされております。これは、どのような事象を想定しているのか、お尋ねいたします。

【直塚デジタル戦略課長】具体的な実証内容についてのお尋ねでございますが、実証内容につきましては、公募により事業者から企画の提案を募り、その内容を踏まえて決定することとしております。仮に、医療分野での実証を行うとすれば、例えば、県内の医療機関でコミュニケ

ーションロボットなどを活用し、来院者への施設案内や簡易な健康相談への対応などが想定されると考えております。こうした実施を通じまして、医療分野であれば来院者の利便性の向上や医療従事者の業務負担の軽減、さらには事業の継続性などについて検証を行ってまいりたいと考えているところでございます。

【虎島委員】公募してから提案内容により決まってくるということでございますけれども、健康相談ということで、医療相談にはしっかり対応できているというふうに理解をしております。また、この場合、医療等で実証した後、どう実装していくかという点についてお尋ねいたします。

【直塚デジタル戦略課長】実証後の展開についてのお尋ねでございますが、まず本年度は、有識者などの意見を踏まえて選定した、例えば医療分野などにおいて社会実装を見据えた実証検証に取り組むこととしております。その上で実証で得られた成果や課題を踏まえまして、ロボットやCGアバターなどの既存技術について、どの分野での活用が最も効果的なのか、その有用性や適用可能性を産学官金で連携しながら検証してまいりたいと考えております。

さらに、その検証により有効性が見込まれる分野につきましては、来年度以降、新たな実証につなげることで様々な分野での社会実装を進めてまいりたいと考えているところでございます。

【虎島委員】ありがとうございます。ぜひ、成果を期待をしているところでございます。

もう一点だけ、先ほど赤木委員からAI駆動型モビリティの話もございました。私もこの点、離島・半島を抱える長崎におきましては、非常にこういった先進的な交通モビリティと

というのは、地元としては渴望するところであるというふうに思っております。離島・半島というものを逆手に取れば、実証フィールドとしては、非常にほかにない利点であるというふうに思います。また、これを実装するに当たっては、規制改革というのが必ず必要になると思います。ドローンも絆特区で規制を取っ払って、フィールドを先に進んできたというふうに思います。このモビリティについてもいろんな規制があると思います。これは一刻も早く社会実装すべき問題でありますので、県としても何とか特区を目指していただきたいと思いますけれども、その意気込みをお聞かせ願えればと思います。

【直塚デジタル戦略課長】委員がおっしゃっており、ドローンにおきましては、現在、福島県と一緒に国家戦略特区の指定を受けているところでございますので、今後は、特区制度の活用は当然考えていきたいと思っておりますし、さらには、今回行う実証の成果などを基に、ドローンの特区制度を活用した事業というのは、内閣府の事業でございますが、そのほかにも国土交通省や経済産業省などの大きな国のプロジェクトもございますので、そういったプロジェクトも活用していけるように、今後事業を進めていきたいと考えているところでございます。

【虎島委員】ありがとうございます。離島・半島、タクシーも会社もなくなったり、もう中心部、五島市でも夜間タクシーが走っていないというのが当たり前になっております。こういった先進的なモビリティというのは、喫緊の課題であるというふうに認識をしておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

【初手分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】ほかに質疑がないようですよ

で、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第70号議案のうち関係部分、第84号議案のうち関係部分及び報告第2号のうち関係部分については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定をされました。

【初手委員長】 次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、今回、委員会付託議案がないことから所管事項についての説明を受けた後、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

企画部長より所管事項説明を求めます。

【宮地企画部長】 企画部関係の議案外の所管事項についてご説明をいたします。

まず、総務委員会関係説明資料をお開き願います。2ページ、地域産業成長プランの策定について。

国においては、地方から日本全体を成長軌道に押し上げるため、強い経済の実現に重点を置いた地域未来戦略を本年夏をめどに取りまとめ、地域ごとの産業クラスターの形成と地場産業の付加価値向上に向けた支援を進めていくことが検討されております。

こうした中、国の地域未来戦略の取りまとめに先立ち、各都道府県に対して、地域産業成長プランの策定及び提出が求められており、今般取りまとめた計画案について、県議会のご意見も踏まえ、今後、国に提出することとしております。

計画案においては、造船や洋上風力などの海洋関連産業や半導体、航空機など地域経済の持続的発展を支え、さらなる成長が見込まれている成長産業について売上高や雇用者数の増加を目標に掲げ、県内企業の規模拡大やサプライチェーンの充実・強化のため、設備投資支援や人材育成などに取り組むこととしております。

また、輸出強化などに取り組む農林水産業については、農林水産物の輸出額や産出額の増加を目標に掲げ、安定供給体制の構築や付加価値の創出、ブランド力の強化、販路拡大を一体的に推進し、稼ぐ力を高めるバリューチェーンの構築に取り組むこととしております。

このほか、販路拡大に取り組む農林水産業や観光産業などの地場産業についても各種目標の達成に向け、高付加価値化や生産性向上に取り組むこととしております。

今後、計画を着実に実行していくことで、県民の暮らしを支える産業の持続的な成長につなげてまいります。

九州地方知事会議等について。

去る5月27日と28日の両日、下関市において九州地方知事会議及び九州地域戦略会議が開催され、各県知事及び九州の経済団体の代表が集まり、九州地域を取り巻く諸課題や九州地域の発展に向けた官民連携の取組等についての議論が行われました。九州地方知事会議においては、中東情勢に伴う影響への対応などの項目について意見交換が行われ、燃料等の供給確保や価格

高騰の抑制対策、中小企業等の経営安定化に向けた支援等について、国に対し要請する特別決議が採択されました。

また、九州地域戦略会議においては、国の成長戦略に掲げられた分野のうち、半導体、造船、エネルギーや食といった多様な分野において、九州地域が強みを有し、高いポテンシャルを備えていることを踏まえて、それを九州全体の発展に生かしていくための官民連携の取組等について意見交換が行われました。とりわけ半導体分野については、大規模投資が相次ぐ現状を好機と捉え、関連産業のさらなる集積を図り、その波及効果を地域経済全体へ広げていくため、研究・開発に対する支援に加え、道路、鉄道、工業用水等といった関連インフラの整備に対する継続的な支援について、官民一体となって国に要望していくことを確認いたしました。

今後とも九州各県や関係機関と連携し、本県の強みを最大限に生かしながら、広域的な視点に立った取組を推進してまいります。

次に、総務委員会関係説明資料（追加1）をお開き願います。

政府施策要望について。

6月10日、11日の両日、知事、副議長、関係部長により、令和9年度政府施策に関する提案要望を実施いたしました。自由民主党及び総務省、経済産業省、農林水産省、国土交通省などに対し、地域の未来をつくるために必要な事業の創設や本県の主要プロジェクトへの支援等について要望を行いました。現下の中東情勢に伴い、石油関連製品の価格高騰や供給不安が続いており、県民生活や経済活動に幅広く影響が生じていることから、今回新たに国において適切な情報発信を行うことや必要な対策に万全を期すこと等を要望するとともに、国が成長分野と位置

づけている造船分野について、人材確保や設備投資に対する支援の強化等を要望したところでもあります。これに対し、中東情勢の影響等による物価高騰等については、国より今後とも石油関連製品の安定供給に努めるという回答があったほか、造船分野については、自由民主党において、造船業は半導体に次ぐ重要産業であり、引き続き支援を強化していくとの回答がありました。

今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を進めてまいります。

続いて、総務委員会関係説明資料にお戻り願います。

長崎県行財政運営プラン2025に基づく取組について。

令和3年度から令和7年度までの5年間で取り組んでまいりました長崎県行財政運営プラン2025に掲げる企画部関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

自治体DX推進計画に基づく取組の推進については、自治体の行政手続のオンライン化や自治体情報システムの標準化・共通化などデジタル社会の実現に向けた各施策を効果的に推進するため、国が主導的な役割を果たしつつ、自治体全体として必要な体制整備を進めるものがあります。

県においては、これまで産学官金が連携し、DXの推進を図るながさきSociety5.0推進プラットフォーム等において、情報共有や意見交換を実施してまいりました。これらの取組の成果も踏まえ、令和4年度からは、県内市町と連携し、汎用的電子システムの共同調達を開始しております。また、令和7年度からは、外部のデジタル人材を県が一括して確保し、希望する市町と共同利用する取組を開始するなど、地

域におけるDX推進体制の構築を進めてきたところでもあります。今後とも、新たに策定する行財政運営に関する方針に基づき、効率的かつ効果的な組織運営に取り組み、各施策の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手委員長】 ありがとうございます。

次に、陳情審査を行います。事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【畑島委員】 私の方から地域産業成長プランについてお伺いいたします。先ほど部長の方からご説明もありましたけれども、国の方でまず地域未来戦略を夏に取りまとめる作業が進められていると。それに先立って各都道府県に、このプランの策定が進められているということかと思いますが、改めて確認させていただきますけど、これまでどちらかというと国がまず総合計画、総合戦略なりをつくって、それに基づいた各地域版を各都道府県なり各市町がつくっていくという、どちらかというと先に国の方が方針を示したりしてからの流れだったと思います。今回それが逆になっているという理解でよろしいでしょうか。

【西政策企画課企画監】 地域産業成長プランの位置づけに対するお尋ねかと思います。今、委員がおっしゃられたとおり、今までであれば国の方で大本の総合戦略なりが策定をされて、それを踏まえまして地方の方で地方版総合戦略をつくっていくという流れでありましたけれども、今回につきましては、部長の説明にもありましたとおり、地域未来戦略の取りまとめに先立ってこのプランを策定するよにということで、国の方から言われておりまして、まだ全体像がどのようになるか、またこのプランがどのように地域未来戦略に位置づけられていくかというところがまだ見えていない状況であります。

【畑島委員】 ありがとうございます。非常になかなか難しい作業なのかなというふうに感じているところでございます。また、恐らく察するにこの地域未来戦略、国の方が策定する戦略です、恐らくこれが来年度の国の方の予算編成の大本になってくるのかなというふうに考えますと、ある意味、地域版の長崎県の方で策定していますこのプランというの、そういうところを来年度の国の予算といったところを見据えたような形での記載となっていっているのかなというふうに推察しますけれども、この全体を取りまとめている企画部の方でそうしたところのどういったところを記載していくのかといった、そうした狙いや方針といったところがあれば教えていただければと思います。

【西政策企画課企画監】 お答えいたします。今、委員の方からもお話がありましたとおり、今回のプランに基づく取組につきましては、今後、地域未来交付金の優先採択をはじめ、各省庁の補助金における優遇措置、またこのプランにつきましては、産業領域や品目を特定した上で、その計画推進の核となる企業など、具体的なプ

レーヤーを挙げることでされておりまして、その企業が国の関係施策を利用する際の優遇措置についても検討されているところがございます。

したがいまして、県としましては、そうした国の有利な制度を取りこぼすことのないよう、このプランにつきましては、どこかしらでそういったものに読めるというような形で取組を網羅的に記載するようにしているところがございます。

【畑島委員】 ありがとうございます。そういった狙いということで読んでみると、確かにいろんなところがしっかりカバーできるような形で、記載をされているのかなというふうには推察しておりました。

もう一つちょっと位置づけとして確認させていただきたいんですけれども、こちらのプラン、長崎県の中、県政を推進していく中では、一般質問の場でも見直し等の意見や議論も交わされておりますけれども、やはり総合計画が表になるのかなと、長崎においては、思っておりますけれども、その総合計画とこちらのプランとの位置づけといいますか、関係性、どういったふうに我々としては受け止めればいいのかというふうに思ってるんですけれども、その辺の整理というのは、どう理解したらよろしいでしょうか。

【西政策企画課企画監】 このプランの位置づけ、総合計画との関係についてのお尋ねでございます。現時点におきましては、このプランが国の地域未来戦略、また地方創生の総合戦略とどのような関係性になるかというところが見えていないところではありますけれども、現時点では、県の総合計画につきましては、県政全般の政策の方向性や政策体系を示すものでありまして、このプランにつきましては、そのうちの特定の

産業領域、あるいは品目の付加価値向上や官民投資額を目標に掲げて取組を進めていくものでございますので、しいて言うならば、総合計画の一領域に関する個別計画のようなものと考えておりまして、どちらかといいますと、今現在この地域未来交付金に応募する際に、各プロジェクトごとの事業計画というのを国の方に出しておりますが、そちらに近いような性格ではなかろうかと考えております。

【畑島委員】 ありがとうございます。どちらかということ本丸は総合計画の方で、その中でも先ほど申し上げていただいたような国の交付金獲得に向けた計画づくりというような位置づけなのかというふうに理解しております。

最後にちょっと細かいところなんですけれども、こちらのプランで素案を出していただいておりますけれども、このフォーマットといいますか、この項目立てというのは、国の方から何かしら基準が示されて、それに従ったものなのでしょうか。ちょっと気になるところが何点かございまして、例えば3、目指す姿というふうにあるんですけど、ここに現状が書いてあって、目指す姿は書いてないんですよ。4番の縦筋のところの（3）で目指すべき姿が書いてあって、目指す姿と目指すべき姿は違うところを書いてあったりとか、もう少しうまい整理ができるんじゃないかなと、ぱっと見たところ感じるころがありますが、このフォーマットがどういうふうになっているのか、ちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

【西政策企画課企画監】 今、委員の方からご指摘がありましたとおり、項目の表題と記載内容がずれているような印象を受けるころもございまして、この様式につきましては、国の方から示された様式でございまして、また、それぞ

れの項目ごとにこういった記載をするというのも記載例が示されているものであります。

【畑島委員】 ありがとうございます。それならば仕方ないと思います。いろいろなことを確認させていただきましたが、整理させていただきますと、国の全般の県政推進の方針として総合計画の方が本丸かなというふうに、私は理解しておりますして、今回の件は、来年度の予算を見据えた上で、国の定める未来成長戦略に策定、またはその長崎県として位置づけを整理するものとしてプランというものが出ていると。ただ、それについては、まだ国の方の方針が定まっていないので、なかなか難しい作業を強いられているという状況かなというふうに思っております。

長崎県の県庁の中にも各省庁の方から出向で来ていただいている方もいらっしゃいますし、皆さんの方から逆に各省庁の方に出向して人事交流しているかなと思いますので、そのあたりなかなか先が見えなかったりとか、国の方針が見えないところがあるかと思いますが、あまり後手後手にならないように、ぜひそうしたつてといいますか、ネットワークも活用しながら情報を先んじて取りながら、ある意味こっちの方が、長崎県の方がこういうことをしたいといったものがしっかり国の方の地域未来戦略に反映してもらえるような形で動いていただければなと思います。難しい作業かと思いますが、期待しておりますのでよろしくお願いします。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

【赤木委員】 お疲れさまです。ちょっと一般質問の内容を確認したいなと思っております、I Rについてお尋ねをいたします。

報道では、知事の答弁が前向きだというふう

に書かれましたけれども、報道であるとおり、I Rをめぐって大村商工会議所が2026年8月末から9月初旬に大村湾グリーン I R誘致検討協議会、仮称でありますけど設立する方針で園田市長が5月に顧問への就任を引き受けたというふうに報道もあっております。この件で、一般質問の答弁では、平田知事は、今までの知見を情報提供すると、その求めがあればというのは私自身の認識ではあった。その連携は可能な範囲でしていくという認識、前向きというよりは、もちろん可能性は閉ざすことなく連携できる部分があればという私自身の認識ではあるんですけども、実際何かやり取りが始まっているのかお尋ねをいたします。

【小島政策企画課企画監】 ありがとうございます。I Rについて、大村市さんの市内の動きについての知事答弁につきましてのお尋ねでございますけれども、今年の5月、大村商工会議所が中心となって大村湾グリーン I R誘致検討協議会、仮称でございますけれども、これを、報道によっては8月に立ち上げる予定とお聞きしております。それについて、大村市長が顧問に就任することを快諾されたということで承知しております。その件につきまして、知事答弁の内容は、先ほど委員おっしゃったとおり、連携していくという表現を使いましたけれども、通常、こちらが持っている情報提供でありますとか、そういった意見交換でありますとか、そういったことを適切にやっていくということでございます。そこを必要に応じてさせていただくというスタンスでございまして、大村市さんの動きを具体的に県としてI R認定の申請に向けて、そういう位置づけをしているとか、そういうことではございませんということでございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。何か今の

ところ、県として具体的に始まっているわけではなくて、これからいろんな、向こうも協議会が設立されて、求めがあれば可能な範囲で情報提供していくというお話だったと認識をいたしました。

I Rをめぐっては、皆さんご存じのとおりではあるんですけれども、過去の重い経緯というものがありますが、ここで得られた知見というのは代え難いものはあるなと私自身認識しております。特に前回のI Rは、オール九州での取組というものが注目されました。これ長崎県だけではなくて、オール九州で必要なんだということで九州の経済界も後押しをしていただいたと認識しておりますが、そのこの今の関係性はどのようなのかお尋ねいたします。

【小島政策企画課企画監】ありがとうございます。前回の九州・長崎I Rの区域認定申請に当たっては、委員おっしゃったとおりオール九州で対応していくという方針でやってまいりました。その結果、九州各県、九州経済界で関係性ができたということでございまして、例えば昨年度ですか、ツール・ド・九州、スポーツイベントにおきましては、九州経済界と連携して、その誘致に当たったということもございます。具体的には、そういったものもこれまで構築したネットワーク、関係性の最たるものということで、そういったI R誘致に当たって得たものというのはしっかり活用しながら、県北振興、ひいては県全体の浮揚といったものに全力を挙げていくという状況で取り組んでいるところでございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。これからいろんなお話が出てきて県のいろんな今のオール九州のお話も、また出てくるのかなと、連携の話も出てくるのかなと思います。もちろんこ

れを進めるに当たっては、過去、多大な時間や予算、職員の労力を注ぎ込んだ計画でもありました。私も先ほど申し上げたように、そこで得られた知見というものは代え難いものがあると思います。それは今もオール九州の枠組みの中でも生かされているというお話でもありましたし、まだこれから具体的ということで、今後も私自身も注視していきたいと思いますので、引き続きその可能性を閉ざすことなく連携を進めていただければと思います。

【初手委員長】 ほかに質問はございませんか。

【大場委員】 1点お伺いをいたしますが、昨年、島原市では、水無川上流域でANAホールディングスさんによりますドローンの固定翼の、これは県の補助事業を活用して実証実験が行われました。ANAさんにおかれましては、その実証実験の結果をもって今後ドローンを活用した事業の全国展開を見据えて展開していくというふうな形で、非常にいい実証ができたというふうに、その担当の方からも高評価をいただいているようです。それを受けて、島原市は、この水無川上流域をドローンのいろんな操作や実証実験の拠点としていきたいというふうな考えを持っておられます。そういったフィールドである中で、今年度は、県において国の特区の制度によります国の調査実証事業に採択されたと聞いておりますが、その内容について、どのような内容か、少し詳しく教えていただけますでしょうか。

【直塚デジタル戦略課長】 お尋ねの事業につきましては、委員がおっしゃるとおり、令和8年度の内閣府による国家戦略特区制度を活用した調査実証事業に採択されたものでございます。雲仙普賢岳のような急峻で広大な山岳地域において測量を行う場合、従来の回転翼ドローンであ

れば飛行時間が短く、また有人飛行機ではコストが高いといった課題がございました。今回活用されるVTOL固定翼ドローンにつきましては、昨年度の県の補助事業を活用した実証でも使用された機体でございまして、垂直離着陸と、あと高速長距離飛行を兼ね備えていることから、広範囲の測量を短時間で実施できるほか、有人航空機と比較しても大幅なコスト削減が可能となっております。

昨年度の実証におきましては、一般的な測量業務への有効性が確認されておりますが、今回の実証におきましては、地形データ収集の精度向上など高度な公共測量への有効性を検証するものでございまして、防災対策や災害時の状況把握のほか、老朽化した社会インフラの効率的な点検への活用といった地域の安全安心の確保につながるものと期待をしているところでございます。

【大場委員】 ありがとうございます。固定翼による特区を活用したということですが、固定翼ではより高度な実証実験を行うということで理解をいたしました。答弁の中で、この流域には、砂防ダムを含めて無人化施工でつくったダム等々もいろいろあって、非常に広範囲である、敷地的には広い十分な敷地を有しております、そのほかのいろんな制限を受けない地域というふうに理解していただければと思いますが、民間でも多く実証フィールドとして選んでいただいて、今現在も選んでいただいているようであります。やはり地域の優位性が高く評価されている結果じゃないかなというふうには考えております。

そこでこういった砂防ダムや無人化施工区域、全国で見てもこのようなフィールドというのは、私はないんじゃないかなというふうに考えてお

りまして、ここを先ほども申し上げましたように、島原市は何とか活用したいということであります。そこをドローンの実証実験、もしくはドローンの操縦者、あれはパイロットと言うんですかね、パイロットの技術向上を目指したそういった拠点として、できればそれ自体が今度は交流人口を生んで、この島原半島を含めた形で地域への様々な交流も含めて、新たな産業が生まれたりとか、地域の活性化につながっていくのではないかなというふうに考えています。

このドローンというのは、今現在もいろいろな災害対応であるとか、先ほどありました地図を見た、いろんなところを空中から撮影をするとか、非常に今後幅広く活用が見込まれる分野かなというふうに考えておりまして、そういったことをいち早く取り組むのも必要であって、島原市も今後そういったところを重点項目として、ぜひやっていきたいというふうに考えておりますけれども、そこで、ここを拠点化することについて、県としてこの地域のドローン操作研修や人材育成の拠点として活用していく可能性について、まず県としてはどのようにお考えをしていますか、部長のお考えをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

【宮地企画部長】 今、大場委員からお話がありました水無川上流地域でのドローンの実証でございますが、先ほど担当課長よりご答弁申し上げましたように、国の実証事業に採択を受けましたので、我々としては、段階を一つ上がったというふうに認識をしております。私もあの地域、ちょっと昔ですが、私も島原振興局に勤務しておりましたので、よく承知をしておりますが、ほかにはない広い地域と構造物もあるということで、ドローンを実証するには非常に適した地域であるというふうに私も認識をし

てございます。

委員ご提案のここをドローンの訓練の例えば拠点の地域として活用していくためには、今からやはり今度は企業様のニーズであるとか、実際の運営をにらんでどういうふうにやっていけば継続的にそういう施設の運営ができるのか等々、今年度民間の事業者も入って、国の実証もありますので、そういう事業者も交えながらいろいろ検討を進めていきたいと思ってございます。

【大場委員】ぜひお願いしたいと思います。前向きな検討を、進展を期待しております。

先ほども申し上げましたように、民間の企業ニーズ、あと民間の意見、これが重要で、先ほど申し上げましたようにANAホールディングスさんは、もう非常に高評価で、今後も島原市とのお付き合いを深めて密にやっていきたいと、そのようなことで言われているようですので、そういうふうにフィールド的には魅力、私は魅力たっぷりだと思っております。あれだけの敷地ですね。上空域もあそこは警戒区域になりますので、一切制限がありません。あるとしたら上空の方、要は制限だけになりますので、要は航空法ですかね、そちらの方の制限になって、フィールド自体の中身には制限が一切かからない地域となってくると思いますので、そこに対して実証実験を行うときは、まず行政がどのように活用していくかということと、その活用においてどのように地域にフィードバックというか、地域の活性化につなげていくかということが重要になってくると思いますが、そこを握っているのは、やはり私は行政だと思っていますが、どのように活用していくか。そういったことで、そこにあります島原市としては、やはり将来的にそこを拠点としていきたいと。地域の活性化に

つなげていきたいというふうな思いを持たれておりますので、ぜひ県の方もしっかりとその分の後押しというか、取組の支援をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【宮地企画部長】今大場委員おっしゃられましたように、今回のドローンの拠点に伴う地域活性化にとどまらず、今、島原市を含む島原半島は、非常に企業誘致を含めて、企業の皆さんが注目をする場所になってきていると思います。先般立地をされたオフィス系企業も1年で目標の30名を超える40名の雇用がなされたとも聞いておりますので、今後ともそういう企業動向も踏まえながら適切に我々としても後押しをしていきたいと思ってございます。

【初手委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について、整理をしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時 4分 休憩 —

— 午前11時 5分 再開 —

【初手委員長】再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

— 午前11時 5分 散会 —

第 3 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年7月1日

自 午前 9時59分
至 午後 2時18分
於 委員会室1

岩崎 良一 交通政策課長
寺井 芳隆 新幹線対策課長
國廣 正彦 県庁舎跡地活用室長

2、出席委員の氏名

初手 安幸	委員長（分科会長）
永安 健次	副委員長（副分科会長）
山口 初實	委 員
近藤 智昭	〃
大場 博文	〃
山下 博史	〃
赤木 幸仁	〃
本多 泰邦	〃
白川 鮎美	〃
畑島 晃貴	〃
虎島 泰洋	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

渡辺 大祐	地域振興部長
峰松 茂泰	地域振興部政策監 （離島・半島・過疎対策担当）
南澤 佑典	地域振興部次長
梅田真由美	地域づくり推進課長
中村 雅	地域づくり推進課企画監 （離島振興担当）
小橋 和則	市町村課長
萩田 勝則	土地対策室長

6、審査の経過は次のとおり

— 午前9時59分 開会 —

【初手委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、地域振興部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【渡辺地域振興部長】 本日出席しております幹部職員のうち、4月1日付で発令がありました職員を紹介させていただきます。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【初手委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【初手分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

地域振興部長より予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【渡辺地域振興部長】 地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、報告第2号 知事

専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

初めに、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、予算編成時期と知事選挙の関係から、重要な政策的経費を除いた骨格予算として編成しておりましたので、今回の補正において具体的な諸施策に係る予算を計上いたしております。

歳入予算は、合計794万6,000円の増、歳出予算は、合計7,041万8,000円の増となっております。

歳入予算の内容は、離島活性化交付金であります。

歳出予算の主な内容は、しまの創業等に関する情報を効果的に発信するしまの創業等プラットフォームを構築し、創業人材の発掘・育成の取組を強化しながら、雇用機会拡充事業の活用を推進するための経費、移住検討者に加え、地域外から継続的に関わる関係人口を新たなターゲットとして広域的に情報発信等を行い、将来的な移住を促進するための経費、地域課題の解決に向けた取組を実践する地域運営組織の設立や事業運営等を支援するため、有識者等と連携してアドバイザー派遣や研修会等を実施するための経費、公共交通の維持確保を図るため、行政と交通事業者が一体となって運転士確保に向けた取組を推進するための経費などを計上いたしております。

また、横長の9ページでございますが、債務負担行為については、県庁舎跡地活用検討経費として、出島との一体性に配慮した歴史的価値が実感できる施設のデザイン及び設計業務等に係る令和9年度から令和10年度に要する経費を計

上いたしております。

次に、報告第2号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、さきの3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております令和7年度予算の補正を令和8年3月31日付で専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

歳入予算は、合計3億7,609万8,000円の減、歳出予算は、合計13億6,163万3,000円の減となっております。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

国庫支出金の主なものは、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行委託費、2億6,379万7,000円の減であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

総務管理費の主なものは、跡地活用検討経費1,366万円の減であります。

企画費の主なものは、生活航路改善対策事業費、3億7,374万9,000円の減、国境離島創業・事業拡大等支援事業費、5,644万8,000円の減であります。

市町村振興費の主なものは、長崎県市町財政資金貸付費2,000万円の減であります。

選挙費の主なものは、知事選挙市町村交付金2億6,934万1,000円の減、衆議院議員総選挙市町村交付金1億6,540万6,000円の減、衆議院議員総選挙県分事務費9,306万8,000円の減であります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料、政策的新規事業の計上状況について説明を求めます。

【梅田地域づくり推進課長】おはようございます。

政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本分科会に提出しております政策的新規事業の計上状況につきましてご説明いたします。

資料は総務委員会のフォルダにあります政策的新規事業になります。

2ページをお開きください。

この資料は、政策的新規事業に係る令和8年度6月補正予算要求事業について、査定結果を提出するもので、地域振興部につきましてはしまの創業人材発掘育成事業費など計3事業を記載しております。

各事業の計上額につきましては、予算編成過程において事業内容等を精査した上で予算案として計上した額を記載しております。

説明は以上でございます。

【初手分科会長】次に、地域づくり推進課長より補足説明を求めます。

【梅田地域づくり推進課長】続きまして、分科会補足説明の資料をご覧ください。

3ページに6月補正予算で地域振興部が計上しております事業を掲載しておりますが、このうち1,000万円以上の事業についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

つながる移住促進事業費でございます。

この事業は、当初予算におきまして移住相談等を行っているながさき移住サポートセンターの運営に関する経費等を計上しておりました。

今回の6月補正では、今後も移住者を確保していくために、ターゲットとして従来の移住検討者に加え、地域外から継続的に本県と関わる関係人口を対象に情報発信等を行っていくこととしており、所要の経費を計上しております。

事業内容ですが、関係人口向けに地域の魅力や体験イベント等の情報を発信するウェブサイトの新設するほか、首都圏において本県の魅力や地域との関わり方を発信するイベントの実施、ながさき移住ナビへのアクセスを促進するためのウェブプロモーション等を実施してまいります。

つながる移住促進事業費については以上でございます。

【初手分科会長】次に、地域づくり推進課企画監より補足説明を求めます。

【中村地域づくり推進課企画監】引き続き資料の5ページをご覧ください。

しまの創業人材発掘・育成事業費についてご説明いたします。

本事業については、令和5年度から7年度まで実施いたしました、「しまのビジネスチャレンジ促進事業費」の事業内容等を見直した上で、今回、新規事業として、予算額1,628万3,000円を計上いたしております。

昨年度までの前身事業では、ビジネスの場としてのしまの魅力や離島地域での創業や事業拡大を支援する制度の内容を広く周知し、しまへの移住や創業等の促進が図られるよう、地域課題の解決等につながる「しまのビジネスコンテスト」を開催してまいりました。

「しまのビジネスコンテスト」については、これまでの3年間で226件の事業アイデアの応募があり、そのうちの8件が国境離島地域で活用可能な雇用機会拡充事業の活用申請につながって

おります。

しかし、雇用機会拡充事業全体の活用件数等の実績については、令和4年度以降減少傾向にあり、国境離島地域の地域社会の維持活性化に向けては、同事業の活用促進が重要課題となっているところであります。

そのため、今回の新規事業においては、しまの創業等に関する情報を効果的に発信するしまの創業等プラットフォームを構築し、創業人材の発掘や育成を強化することで雇用機会拡充事業の活用促進につなげていくこととしております。

事業内容としましては、島内外の方がしまにおける創業を具体的に検討する際に必要な各種情報をワンストップで発信するプラットフォームを構築し、その中で創業者のインタビュー動画、創業等に関する市町の公募や相談会などの情報を発信してまいります。

また、令和5年度から実施しております「しまのビジネスコンテスト」については、継続して開催し、コンテストで発表された優れたアイデアをプラットフォームの中で公開し、別の方が創業等のアイデアとしても活用できるようにしてまいります。

さらに、創業等の意欲があっても事業計画の検討が十分ではないため、雇用機会拡充事業の採択基準には届かないという方向けに、専門家による個別のウェブ面談が受けられる機会を設けるなど、創業等を検討されている方を伴走型で支援していくこととしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手分科会長】次に、交通政策課長より補足説明を求めます。

【岩崎交通政策課長】引き続き、6ページ、7ペ

ージをご覧くださいと思います。

説明につきましては7ページを使わせていただきます。

地域公共交通におきます運転士等の確保に向けた取組ということで、まず今回の6月補正予算におきまして、地域を支える公共交通担い手確保プロジェクト費ということで、2,042万6,000円を計上させていただいております。

まず、①番の現状でございますけれども、公共交通につきましては、地域の経済社会活動を支える基盤であり、また持続可能な公共交通ネットワークの維持確保を図ることが極めて重要と考えてございます。

一方、県内公共交通におきまして、運転士等の担い手不足を原因とした減便、あるいは運休等が顕在化しており、地域住民の移動手段の確保が喫緊の課題となつてございますことから、将来にわたって公共交通の維持確保を図っていくために、行政と交通事業者が一体となって担い手確保に向けた取組を推進してまいりたいと考えてございます。

②番の事業内容をご覧くださいと思います。

まず一つ目、公共交通運転士・船員確保対策会議の設置でございますが、担い手の確保に向けた官民連携の協議体、こちらは各交通事業者に加えまして、国や市町などの行政、あるいは有識者を想定してございますけれども、こちらの協議体を設置しまして、先進事例の共有や採用強化に向けた取組というのを推進してまいりたいと考えてございます。

また、今回対象とする公共交通につきましては、運転士不足に直面しておりますバスやタクシーに加え、地域鉄軌道、航路を予定しているところでございます。

こちらの会議体の中で担い手不足の現状や課題を共有しながら、行政と交通事業者が取組の方向性について協議を行い、共通認識の下で一体として対策を進めることで公共交通のネットワークの持続可能性を高めてまいりたいと考えてございます。

二つ目の採用力セミナー等の開催でございます。

採用活動に関する知識、ノウハウの共有を図るとともに、実践的な手法の習得につなげることで交通事業者の採用力を高めてまいりたいと考えてございます。

また、担い手不足対策の一つとなっております特定技能制度による外国人材の受入れにつきまして、先行事例の紹介、あるいは各事業者の課題解決につなげるための説明会、相談会を開催してまいりたいと考えております。

三つ目の情報発信のための特設サイト開設及びSNS広告につきましては、運転士や船員の業務の魅力や活躍している状況などを発信する特設サイトを開設いたしますとともに、SNSやインターネット広告を活用して、このサイトへの誘導を図ることで情報発信の訴求力を高めて運転士確保につなげてまいりたいと考えております。

四つ目でございますが、移住施策と連携した運転士確保の推進ということで、こちらは新たな取組としまして、県外からの採用者に対して交通事業者が支給する支援金などの取組を支援するというものでございまして、補助率は2分の1、補助上限が2人以上世帯の場合は60万円、単身の場合は40万円ということで、移住施策と連携しながら取組を強化してまいりたいと考えてございます。

こちら四つの事業を新たに補正予算として上

げさせていただきます。

なお、資料の下段になりますが、その他の取組ということで、こちらは昨年度に引き続き県内運輸業の合同企業説明会を開催することとしておりまして、令和8年度は新たに鉄軌道及び航路事業者を追加してまいりたいと考えてございます。

加えて、県外で開催するバス就職イベントにも県ブースを出展することとしております。

さらに、令和7年度3月補正予算として計上させていただきました地域公共交通デジタル化等推進事業費につきまして、運転士等の緊急的な確保推進のために、これまでクレジットカードのタッチ決済システムの導入などのハード事業を対象としてございましたが、今回免許取得経費や広報経費等のソフト事業につきましても新たに補助対象に追加したいと考えてございます。

こうした取組を総合的に推進することで、交通事業者の担い手確保の後押しをしてまいりたいと考えてございます。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【初手分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【近藤委員】 ちょっと教えてください。さっきの部長説明の中で予算が出されたんですけど、企画費の主なものってしてですね、今説明があられた生活航路改善対策事業費と国境離島、これが3億7,000万円と5,000万円との減になっているんですけども、何で減でこうなってるのか、そのあれをちょっと教えていただけませんか。

【岩崎交通政策課長】 まず、生活航路改善対策

事業費3億7,300万円余りの減ということでございます。

こちらにつきましては、離島航路の維持確保を図っていくということで、国や県、市町と連携しながら、欠損補填などを行っている事業でございます。

こちらについては、令和7年度当初予算が約28億4,000万円でしたが、燃油価格の高騰といった事情を反映しまして、令和7年度3月の補正予算で1億9,400万円の増額を一度させていただいた経過がございます。

その後、国の動きなんですけれども、国が令和7年度の補正予算の中でこちらの航路事業者の厳しい経営環境を踏まえまして、臨時的な補正予算、支援の上乗せがあつてございまして、その分、最終的には減額になったということでございます。

ですので、必要な経費については確保しているということで理解をしてございます。

【中村地域づくり推進課企画監】国境離島創業事業拡大等支援事業費の減額の理由についてお答えいたします。

こちらは有人国境離島法に基づく交付金制度である雇用機会拡充事業について市町が取り組む場合に県から補助を出している予算でございます。この予算の中には、国費及び県費が含まれております。

減額の理由といたしましては、もともと雇用人数を年間で200人目指すということで予算を組んでおりましたが、結果的に年2回の採択等によってそこまでの事業が積み上がり、目標とする雇用人数との乖離が大きかったため、3月補正及び今回の専決補正で減額をさせていただいたところでございます。

当初予算額としましては、約9億4,900万円で

ございますが、最終的な執行額としましては5億9,900万になっております。

【近藤委員】生活航路改善の方は何か分かったんですけれども、国からのあれがあるっていうことでこういうふうな減額をした中で、国境離島の方はですね、やっぱり一番難しい問題のところなんですよ、そこはですね。

それで県の減額が5,644万円ということは、これは創業等をした事業者へ補助金のうち6分の1を出すんだつたんですかね県が。

一応ですね、減額の金額がちょっと大きくなってしまったので、今企画監からですね、説明受けたんですけれども、これが足りないぐらいの予算が組めるような活動をもう少しよろしくお願いしたいと思います。

【中村地域づくり推進課企画監】委員ご指摘の雇用機会拡充事業の活用があまり進んでないということにつきまして、私どもとしましても問題意識を持っております。そのため今回の6月補正予算では雇用機会拡充事業の活用促進を図ることを目的とする新規事業を計上させていただいておりますので、この事業を活用して雇用機会拡充事業がもっと活用されるように進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【初手分科会長】ほかに質問ございませんか。

【赤木委員】皆様おはようございます。

私からは、地域公共交通における運転士等の確保に向けた取組について、地域を支える公共交通担い手確保プロジェクト費、予算額2,042万6,000円についてお尋ねをいたします。

先ほど詳細についてご説明をいただきましたが、まずは一般質問でも、いや総括質疑でもやり取りがあつたんですけれども、今回その協議体、会議体にはバス、タクシーじゃなく、地域の鉄

軌道や航路も含めた形で臨むとされてますが、やはり私の地元長崎市の方でも電気軌道さん、路面電車でもやはり減便等があつてまして、今まで乗ってたのに結構インバウンドの方も含めて多く乗られてたことで乗れない事態ですとか、なかなか来ないとかですね、その苦情っていうものが電気軌道さんにもいったりしてる状況を実際お聞きしておりますが、実際そのバス、タクシー、地域鉄軌道、航路、それぞれの不足の状況を今どのように捉えてらっしゃるのか、お尋ねいたします。

【岩崎交通政策課長】 先日、バスの運転士の不足数につきましては、県内において令和8年4月1日時点で100人を超える運転士が不足しているということでお答えをさせていただいたところでございます。

また、先ほどご説明のありました鉄軌道につきましては、県内の3事業者に聞き取りを行ったところ、本年4月1日時点でこちらも10名を超えるような実際に不足が生じているということで、どちらの交通事業者においても、やはり運転士の不足、確保というのは非常に喫緊の課題だというふうに認識をしてございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。

やはり、担い手もそうですし、その結構な数だと思つてます。それが本当に地域の皆様、県民の皆様の足に大きく影響していて、それが県民の皆様が認知されていることになっているのかなと思つておりますし、ここの課題についてしっかり取り組むことが大事だと私自身も思つております。

今回ですね、単なるこの会議体が要望を受ける場ではなくて、県と公共交通の事業者さんと一体となってこれからどういった取組ができるかということで会議をしていくということで説

明を私自身も認識しておりますが、今後の会議体のスケジュールについてお尋ねいたします。

【岩崎交通政策課長】 会議体のスケジュールでございますけれども、やはり効果的、効率的な施策を一体的に協議することで、それを今後の事業、あるいは予算編成に生かしていく必要があるということと考えており、来年度の予算編成を見据えましてまず夏頃、8月末あるいは9月上旬に1回目の会議を早急に開催し、今年度中に3回程度の開催を行つてまいりたいと考えてございます。

【赤木委員】 来年度予算に間に合うようにしっかりと一体となつて、それを来年度予算に反映していくという答弁だつたと思つております。

ここに会議体ということですので、先ほど言われた今の事業者さんも幅広く意見を聞いていただくよう、これは要望にはなるんですけどお願いしたいと思ひます。

この事業の中にある情報発信のための特設サイト開設及びSNS広告等も内訳として入っておりますが、やはりSNS等を含めて多くの方に見ていただいて、実際採用活動につなげていかなければならないと思つております。

やはりここは、今実際働いている方々も誇りに思ってもらえるような例えば動画であつたりインタビューになつてもらいたいと思ひますが、この成果指標はどこに重きを置いているのかお尋ねいたします。

【岩崎交通政策課長】 情報発信のための特設サイトの開設、あるいはSNS広告でございますけれども、現在のところこのサイトの開設に関わります数字的な指標というのは置いておりませんが、やはり我々として考えてまいりたいと思つてますのは、やはりこのサイトをつくるのが目的になってはいけないんだろうというふ

うに考えてございまして、やはりこのサイトの中で公共交通事業の運転士の魅力であるとか、実際に活躍をしていただいている姿を見ていただくことで、先ほど委員おっしゃりました現在働いている方の誇りというかそういったものの向上にもつなげてまいりたいと考えておりますし、実際にそのサイトを通して各社の運転士等の採用に実際につなげていくことが何より重要であるというふうに考えておりますので、今後、各事業者の意見を聞きながら実際効果的、効率的なものになるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。

ちょっと懸念しているところが1個あります、ここの説明資料の中にSNS広告等によりというふうに書いております。

今おっしゃっていただいたこと、私も申し上げたことすごく大事でしたけど、やっぱり事業者さんや働いている方々に誇りに思ってもらったり、また多くの方がその情報を見て、鉄道だったりバスだったりをまた利用してもらえようという観光にもつなげていただきたいなと思うんですが、単なるその広告、お金を出して広告を回して再生回数を伸ばすだけが目的にならないようにそこは注意をしていただいて、今おっしゃったような本当に誇りを持っていただいたり採用活動につながるようなところを重きを置いていただくよう要望を申し上げて、質問を終わります。

【初手分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【畑島委員】 私の方から1点だけちょっと念のための確認をさせてください。

地域公共交通における運転士等の確保に向けた取組について、各事業者とも連携しながら行政、官民連携して取り組んでいくということでは

ありがたい話かなと思っておりますが、現在、福岡と壱岐・対馬を結ぶジェットフォイルの方はまさに運転士不足によって減便されている状況でございます。

ただ、この事業者が福岡に本社を所在地とする会社ではございますけれども、そうしたところも今回のこうした予算措置、今後の支援、連携に当たっての対象になるのか、念のため確認させていただければと思います。

【岩崎交通政策課長】 先ほどお話のありました博多、壱岐・対馬航路のジェットフォイルなどにつきましても、やはり島民の皆様の生活、あるいは観光、交流人口の拡大に非常に重要な航路だというふうに考えてございますので、今回の協議体の中にはぜひご参加をいただいて、船員の確保というのはまた特殊な事情がございますけれども、そういった実情もよくお聞きしながら一緒になって対策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

【初手分科会長】 ほかに質問ございませんか。

【虎島委員】 おはようございます。

私からは、県庁舎跡地の債務負担行為についてご質問いたします。

これは一般質問でも自民党会派から私と前田県議と質問をしてきたものでございますけれども、改めまして、今回本定例会においてこの4億円程度の設計業務に関わる経費が計上された経緯をお教えてください。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 6月補正で債務負担行為計上した経緯につきましては、出島との一体性に配慮して、より質の高いデザインを確保する観点から事業手法の方を見直しを行いまして、設計を先行して実施する方向で現在策定中の基本計画において検討を重ねておるところであります。

なお、6月補正予算案における債務負担行為設定についてはですね、丁寧な説明が十分にできなかったことに対してはおわび申し上げるとともにですね、今後は適宜経過報告等を丁寧に行ってまいりますので、引き続き何とぞよろしくお願いいたします。

【虎島委員】 ありがとうございます。

今回ですね、この事業手法の見直しについて、かなり事業の進め方に大きな影響を与える見直しであったというふうに我々は考えております。

先ほど謝罪の言葉もいただきましたけれども、ぜひしっかりと慎重に検討を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

もう1点、先ほどから話題に上っております地域を支える公共交通担い手確保プロジェクト費について、私はこの事業を非常に心強く頑張りたいとの事業ではございますけれども、1点だけ離職防止ですね、今現在働いている方の離職を止めるためにどうしていくかという観点が少し弱いのかなと思って、この資料を拝見いたしました。

その点、先ほど働いてる方の誇りというところが答弁やり取りございましたけれども、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

【岩崎交通政策課長】 各交通事業者におきまして、運転士等の確保も図ってまいりますためには委員おっしゃるとおり、新たな採用だけではなくて、今働いていらっしゃる方にいかに定着していただくかということが大事だというふうに考えてございます。

今回の補正予算におきまして、担い手確保という形でございますけれども、先ほども申し上げました夏に第1回を開催しますときには、今回産業労働部の方で職場環境の改善に対する補正予算、補正予算は昨年なんですけれども、その

経済対策の予算がございまして、こちら例えば女性専用の控室をつくる時に使えるようなハードを整備するような予算というのもございますので、そういった我々だけではなくて、県全体の使えるような支援策というのも併せてご紹介をして、ぜひご活用いただきたいというお願いをしようと考えてございます。

そうした取組を各事業者に促すことで、やはり処遇改善、働き方の改革、職場環境の改善というのは非常に重要なテーマでございますので、そちらについても可能な限り一緒になって働きかけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

【虎島委員】 ありがとうございます。

今日ですね、たまたま見たニュースで他県の電気軌道、電車の運転士確保の話があったんですけれども、やはり非常に不規則な勤務体系が原因で運転士不足が慢性化していたというところで、時短であるとか週休2日をしっかりとした新たな働き方というところを打ち出したところ、非常に多くの運転士が応募されたというようなお話もありました。

やはり船の非常に特殊な環境で賃金ももちろんそうなんですけれども、働き方の改革というのも必要な新しく入ってくる人も今働いている人にとっても非常に重要なものであると思いますので、ぜひその点もしっかりと検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

【初手分科会長】 ほかに質問はございませんか。

【本多委員】 1点だけございます。

地域を支える公共交通担い手確保プロジェクト費についてなんですけれども、先日ですね交通事業者様のお話を伺う機会がございまして、その方がおっしゃるには、このままいけば何年後に何人足りなくなるというようなシミュレー

ションをなされているというようなお話でした。

我々はどちらかというとあんまり公共交通を使わない者だと思うんですね。それで一般質問でも申し上げましたけれども、減便とか路線廃止になって困るのは我々でも交通事業者でもなく地域の住民の方だということを、よりリアルに皆で議論していきたいので、そういった数字を交通事業者様にお声がけて本当にリアルな数字でお話をしたいと思っているんですけれども、そういった働きかけというのは可能でしょうか。

【岩崎交通政策課長】こちらの運転士の不足数でございますけれども、各事業者が運行するその年度の各路線の数でありますとか採用者数、あるいは退職者数の差引きがどうなるかなど、複数の要素で決まるということにございますし、また近年各事業者におきましては、やはり先ほどお話ありました運転手の確保と定着にも力を入れているということで、そうした状況の中で一定の確度を持った推計っていうのがどういった形でできるかっていうのは、やはり考えていく必要があろうかというふうに考えてございます。

一方、やはり委員ご指摘のとおり、安定的に将来を見据えながら運転士を確保していくということが重要だというふうに考えておりますので、今回協議会の中で実際事業者にご参加いただいて、直接その状況をお聞きするということがなりますので、そういったその実情をしっかり把握しながら課題解消に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

【本多委員】リアルな数字の下に皆で議論したいと思います。

あとごめんなさい、もう1点、先ほどすみません、虎島委員とのやり取りの中で、職場づくり

の支援策を紹介するんだというようなお話をいただいたんですが、あれ多分9月末までが申請期間になってるんで、ちょっと早めに取りかかれた方がいいかと思います。

【岩崎交通政策課長】先ほどご紹介すると申し上げましたが、もう既に各事業者には情報としては共有させていただいておりますので、やはり確実に使っていくっていうところも後押しをしたいというふうに考えてございます。

【初手分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【白川委員】私の方からも地域交通の担い手確保事業についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど委員の皆様から数々質問がありましたので、1番から3番については大体理解をいたしました。

④番の移住施策と連携した運転士確保の推進というところについては、大変よい取組だというふうに思います。やはり県内からではなかなか厳しい面を県外から運転士の方、来ていただくことに対して、引っ越し費用のような形で移住ということで世帯と単身に分けて支援をされるということですが、こちらは事業者が行われていることに対して支援をするというような認識でよいのか。

また、その事業者が実際もう既に単独で行われている場合、どれぐらいの額で支援をされているのか。また、その活用がどの程度なのかを教えてください。

【岩崎交通政策課長】こちらの交通事業者が支給する支援金等への支援という形にしてございまして、交通事業者がこの制度を設けていただいて支出をするその半分以上を県としてご支援させていただきたいというふうに考えてございます。

現在の各事業者の取組状況につきましては、全ての事業者の状況を把握してるわけではござ

いませんけども、例えばバス事業者でまいりますと、西肥自動車が転居費用の支援金制度ということで、これは佐賀県を除く県外から入社をされた際、転居に係る費用に対して例えば世帯でいきますと15万円、単身者に対して10万円というような制度がございます。

また、これ以外でも県内外からの採用は問わないですけれども、長崎自動車、西肥自動車には入社支度金という形で例えば入社した際に5万円とかそういった制度がございますので、実際、令和7年度でいきますと、先ほど西肥自動車は2名の実績があると、入社支度金につきましては、長崎自動車が1名、西肥自動車が13名ということで伺っているところでございます。

今回支援制度を設けますことで、現在制度がある事業者につきましては補助率が2分の1ですので、これまでと負担が変わらない中で倍の金額を制度設計ができるということになりますし、そういった先行事業者の取組というのをぜひ現在ない事業所につきましても共有して、この制度の創設というのを積極的に働きかけてまいりたいと考えてございます。

【白川委員】 詳しいご説明ありがとうございます。

各自動車会社の方で実績があるということでありましたけども、額的にもうちょっと上乘せできそうなのか、この支援があることによってもうちょっと支援額を増やせそうな感じもいたしますし、また、今こういった支援金を出されていない事業者さんが思い切って県外から運転士さんが来ていただけるということであれば、こういう制度を設けようというような後押しに非常になるのではないかと考えております。

800万円という価格が有効に使われて、県外からの運転士さんの確保につながるように期待を

したいと思います。ぜひとも事業者さんにはしっかりと周知をしていただいてご活用いただくよう、よろしくお願いしたいと思います。

そして、その欄外に関連して②番の方ですけども、県外バス就職イベントの県ブース出展ということで、今年度から東京、大阪に加えて名古屋を追加されたということでもありますけども、過去の実績を教えてください。

【岩崎交通政策課長】 このイベントへの長崎県ブースの出展でございますけれども、令和7年度から実施をしてございまして、10月に大阪、11月に東京で実施をした実績がございます。

それぞれの会場には3事業者、県交通局、長崎自動車、西肥自動車にご参加をいただいて、併せて県の移住相談員が常駐するコーナーというのも併設をしたところでございます。

実際、この両会場での求職相談に来られた方の数は、2会場で約90人ということになってございまして、転職につきましてはいろんなタイミングがございますので、現時点では県交通局の1名となつてございますけれども、やはり今回移住施策と連携した支援金などもつくってまいりますので、そうした中でこの県外就職イベントでしっかりとアピールをしていく必要があろうかというふうに考えてございます。

【白川委員】 ありがとうございます。

東京、大阪で90名ブースに立ち寄っていただいたということで、1名が就職をされたということで、確率的にはちょっとまだまだ低いなという感じはいたしますけども、先ほどおっしゃったように④番の移住施策との関連を強めていただいて、しっかりとPRして県外の方からも来ていただけるような結果につながることを期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

そのほかに幾つかありまして、デジタルノマ

ドの受入れ推進事業費とつながる移住促進事業費、どちらもウェブサイトの新設費用であるということが書かれておりますけども、金額が結構違うというふうに見てとれます。

同じウェブサイト新設ですけども、この金額の差がある理由を教えてください。

【梅田地域づくり推進課長】 まず、つながる移住促進事業費のウェブサイト構築でございますが、補足説明資料を再度ご覧いただきたいと思うんですけども、そちらの内訳にございますが、関係人口向けの今回ウェブサイトをつくろうと考えておりますが、これに約370万円の予算を計上しているところでございます。

そして、デジタルノマド受入れ推進事業費でございますが、こちらの方が870万円の予算を組んでおりますが、基本的にこちら全額がウェブサイト構築費用となっております。

ここで少しデジタルノマド受入れ推進の方が経費が高くなっておりますが、まず、このデジタルノマドに関するウェブサイトは本県にはございませんので、一からつくるということ。それから初めてつくるということもあって、いろいろと取材などをしていきたいというふうに考えておりますので、そういった取材費なども含めた金額を設定しておりますので、少し高くなっているという状況になっております。

【白川委員】 ありがとうございます。

ご説明にありましたように、デジタルノマドの方は完全に一からつくるということで新設ということと、つながる移住の方は半額以下になっておりますけども、こちらはながさき移住ナビの一部としてということを事前に聞いておりましたが、全くの新設ではなく一部に追加するページということでこのような差があるということは理解をいたしました。

デジタルノマドの受入れについては、取材等も行われるということで費用がかかるということでしたが、海外の方へ対応していくページになるかと思っておりますので、多言語の対応等も必要になるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あと、デジタルノマドの受入れを推進する上で、やはりW i - F i 環境の整備は非常に重要ではないかと思っておりますけども、こういった整備の状況について教えていただければと思います。

【梅田地域づくり推進課長】 W i - F i の整備状況につきましては正確なところ把握してございませんが、ただ、デジタルノマドを実際に誘致するためにはこのW i - F i 環境というのは非常に重要なところとなっております。

それで昨年度、このデジタルノマドを実際に受け入れる宿泊事業者であるとか、コワーキングスペースの運営者、自治体職員向けの勉強会を行いまして、その際にもこのW i - F i 環境の重要性というのは申し上げておりますので、このW i - F i の受入れ促進というのを市町や事業者の方に促してきたところでございます。

引き続き市町や関係事業者等には導入を促してまいりたいというふうに考えております。

【白川委員】 ありがとうございます。

しっかりですね、特に島の環境等はすごくW i - F i の整備については非常に重要かと思えます。電波が薄いところも非常に島によってはあるように感じておりますが、一応その宿泊施設等というところにおいてはですね、しっかり整備をしていただくように、何か対馬の方でちょっと一時期、光に替えるときに何かつながらない期間があったようなことをちょっと伺ったので、そこを懸念しての質問でした。ありがと

うございます。

あともう1点ですが、地域コミュニティ維持活性化促進事業費についてですけれども、こちらが528万8,000円ということで計上をされております。

こちらなんです、小学校区をベースにということで地域住民による多様な地域活動ができるようにというような支援のように書かれておりますが、県がやることなのかなという率直な疑問と、あとその528万円で県内の自治体、小学校区の自治体の支援をするって非常に広域なのにこの金額でどれぐらいできるのかなってということで、ちょっとイメージがつきにくかったのでご説明をお願いします。

【梅田地域づくり推進課長】地域コミュニティ維持活性化促進事業費でございます。

今回ですね、委員がご指摘のとおり、こういった地域コミュニティ関係の事業につきましては、基本的に市町村の役割だと私どもも認識しております。

それで人口が減少していても地域がずっと維持し続けるためには、住民主体の活動である地域運営組織というものが今後も重要になってくるものでございます。

そういった地域運営組織の設立につきましては、市町村の方でいろいろ取組が進められているんですけれども、県内全体を見たときにやはりそういった地域運営組織をつくって活動が進んでいる自治体と、まだなかなか組織が作られてない自治体もいろいろございまして、県としてはやはり地域コミュニティ重要でございますので、そういった設立支援という形で広域的な立場という形で支援をしておるところでございます。

ですので、例えば直接、地域運営組織、自治

会などに補助金を出すとかそういった事業ではございませんで、勉強会を開催したりアドバイザーを派遣するといったような事業を今までも実施してまいりました。

この地域運営組織というのを主に小学校区単位としておるんですけれども、これも市町村の判断でこういった単位でつくるかというのは考えておられるんですけれども、小学校区単位のところもあれば旧町単位でされてるところ、それから自治会単位でされているところ、それも市町村の考えでいろいろでございますので、ここの記者発表資料に載せている小学校区単位というのは一例でございますけれども、これまではこの地域運営組織の設立支援というところを重点的に行ってまいりました。

総合計画では、7年度末までに220の団体を設立することを目標にしておったんですけれども、190を超える団体が設立できたということで、一定設立の方はできてきたのかなというふうに考えております。

しかし、地域運営組織の方も高齢化ですとか人材不足がやはり進んでおりまして、今後はそういった地域運営組織をどうやって維持していくか、そういったことが課題になってくると思っておりますので、今回ですね今までは県の職員が直接相談対応等してたんですけれども、これを中間支援組織とか有識者の方々にちょっと委託をしまして、そこで専門の方々に直接相談を受けていただいたりアドバイザーを派遣していただくような事業をしたいというふうに考えておりまして、委託料ですね、この中で積んでいるといったような状況でございます。

【白川委員】詳しいご説明ありがとうございます。

地域組織は190以上ぐらいに今は集約をされ

ているという中で、直接ではなく委託先にアドバイザー派遣をしていただいたり支援をしていただくということですが、この委託先のどういったところが想定をされているのか教えてください。

【梅田地域づくり推進課長】 委託先の想定でございますが、プロポーザルで委託先は決めることを想定しておりますけれども、県内にはそういった地域運営組織にアドバイザーとして行かれてる方などの団体がございますので、そういったところが委託の相手方になるものと想定しております。

【白川委員】 ありがとうございます。

かなり地域に精通した知識だったりとか県内ということで地域様々なので、かなり様々な地域のことを知っている方だったりとかそういう自治会運営について精通した事業者が必要になるのではないかなと思いますけれども、実際この190を超える団体に対して、ご要望があるところから派遣をしていくということなんでしょうけれども、大体この予算で何か所ぐらいの想定をされてるとか分かりますか。

【初手分科会長】 休憩します。

— 午前10時52分 休憩 —

— 午前10時53分 再開 —

【初手分科会長】 再開いたします。

【梅田地域づくり推進課長】 今回、6月補正予算ということもありまして、その後プロポーザルで業者を決定したいと思いますので、実際の活動期間は後半の半年間ということでございますが、10回のアドバイザー派遣を想定しているところでございます。

【白川委員】 ありがとうございます。

半年間で10か所ぐらいということでもあります

が、まずは委託業者の選定ですね、しっかりと業者さんが入札というかプロポーザルで決まるのが前提ですが、やはり自治会の運営に私も携わっておりますけれどもやっぱり高齢化しておりまして、大変担い手不足に直面しているというところがありますし、若い方や女性がですね自治会の運営に役員等で参加することがなかなか厳しい現状にあります。共働きが当たり前になっていたりしますし、こどものいろんなお迎えだったりとかですね、本当に現役世代がなかなか入っていきづらいというか、やりたいんだけどなかなか時間が取れないとかいうことが現状にあると思います。

私の自治会の方ではですね、本当にこのモデルケースのように小学校単位で非常に活動が活発でありまして、先日福岡からその自治会運営に関する有識者を呼んでの研修会が開催されたところでありまして、連合自治会単位で活発にされているなと思って見ておりました。

ですので、やはりこういうアドバイザー派遣等は非常に今後若い方たちが自治会運営に携わっていく中で、新しい時代の形というか、そういうのも生み出していけないといけないのかなって思ってる最中に必要かと思っておりますので、限りある予算の中で10件程度ということではありますが、ニーズは恐らくあると思っておりますので、しっかりとやっていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【山口委員】 お尋ねしますが、もう既に皆さんからも質問あつてることなんですが、地域交通の関係についてお尋ねをします。

地域の足を守るといいですかね、地域を支える、いわゆる地域交通が地域に活力を与える大きな要素になってるというふうに理解しておりますけれども、その中でもう話しあってますか

ら二つだけお尋ねします。

まず一つは、外国人の運転手をいかに確保していくかという一つの課題があるわけなんです、具体的にいつどこで誰がどのような方法でやろうとしておるのか、今少しご説明をいただきたいと思います。

【岩崎交通政策課長】現在の日本全体で、働き手が減っていくという状況を考えますと、やはり公共交通を守っていくために外国人の雇用というのを視野に入れていくことが非常に重要だということで、今回の事業を挙げさせていただいておりますが、現在のところ日本全体でいきましても、一部の大規模な民間事業者といいですか、そういったバス会社が先行して取り組んでいるということで数を申し上げますと、昨年12月の数字でございますが、特定技能1号のバス運転手というのは全国で12人ということになっておりまして、まだまだ長崎におきましてもまだいらいしませんし、全国的にもまだ進んでないというところでございます。

ただ、各バス会社、県内のバス会社におきましても課題認識は持っているということで、ただ一方で、やはり安全運行をどういかに確保するか、例えば事故時の対応であるとか、お客様の体調が悪くなられたときの対応をどうするか、あるいは実際外国から来ていただきますので、その住居も含めた受入れ体制をしっかり確保する必要があるでありますとか、実際受け入れて免許を取得したりするのに、やはり1年程度時間かかって様々な課題がございますので、各事業所におきましては問題意識としては持っていて、どういったところから手をつけていこうかという段階でございますので、今回は制度の説明会、あるいは先行事例の紹介、個別事業者の相談会というの兼ねまして開催をしたいということ

でございますので、各事業者のその段階的な取組というところを一緒になって考えてまいりたいと考えてございます。

【山口委員】 分かりました。

いずれにしても、外国人として日本でいう二種免許をきちっと持って対応できる人をセミナーに来ていただくということだと思いますが、いま一つその外国人のその対象者の方に知らしめる方法というのが大事になってくるのかなと思いますけど、そこんところももう少し詳しくご説明いただけますか。

【岩崎交通政策課長】今回予定しております外国人運転手の受入れに向けた説明会、相談会でございますけれども、こちらの対象は県内のバス事業者を対象としてございまして、働く意欲のある外国人の方を直接対象にしてるっていうものではございませんけれども、やはり国外からこの外国人のバスのなり手、意向がある方をいかに引っ張ってくるかっていうのが非常に大きな課題となっております、そこに例えばネットワークを持つ事業者でありますとかそういったところが複数ございますので、そうしたその先行的なバス事業者がどういう取組をしてるかっていうところも含めてですね、今後そのバス事業者と一緒に研究を深めていく必要があろうかというふうに考えてございます。

【山口委員】 ありがとうございます。

もう一つ、これももう質問あって、東京、大阪、名古屋で相談会を開催したと。90名の方がそういう参加をされたということなんですが、問題は理解をしていただいたとしても、移住、いわゆる長崎にUターン、あるいはIターンで来てもらわんといかんわけですね。そんときにやはり居住、住まいが大事になってくると思うんですが、そのことについてきちっと説明がな

されているのかどうか、そこが大きなポイントになるのじゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

【岩崎交通政策課長】委員ご指摘のとおり、私、今年の3月まで県営バスで仕事をしておりまして、実際このイベントにも参加をさせていただきました。

実際、この求職相談に来られる方は、長崎には全くゆかりがないけれども、長崎がすごく魅力的なので働いてみたいでありますとか、そういった方も複数お越しいただいたという経験がございます。

やはり委員ご指摘のとおり、住居をいかに確保するかってところが土地勘がないっていうところも含めて大きな課題になってございます。

そういった意味でいきますと、今回行政、各市町も含めてメンバーとなって対策を考えることにしてございますので、住居の面でどういった支援ができるか。例えば公営住宅というのもございますので、そこをどういう取扱いをできるかということも含めて話していく必要がございますし、今回やはり住居の確保、移転の際の費用の必要性、そういったところもございますので、今回支援金というのも別途設けさせていただいたところでございますので、引き続きこの会議の中で、市町、運輸事業者、実情をしっかりと踏まえながら対応してまいりたいと考えてございます。

【山口委員】しっかりやっていただきたいと思います。特にこのことは外国人の採用に当たっても極めて重要になってくると思いますから、そこんところも抜かりなくやっていただくということをお願いします。

特に今、免許の関係からいきますと、高齢者

が免許返納を促している状況ですね。災害防止も含めて。それからいくとですね、やはり地域公共交通というのは極めて重要な位置づけに、今高齢化社会を迎えましてなると思いますので、その大本にある運転手をきちっと確保していくということが、それぞれの事業者が安心して経営ができるという状況につながる当然のことなんでしょうが、ぜひしっかり対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【初手分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【永安委員】すみません、もう既にやりました。1点ちょっと確認したいのが、公共交通の運転士確保の部分の話も、細かい事業は皆さんのやり取りで承知したんですけれども、この協議体の設置、もう既に多分それぞれの自治体と交通事業者の中でいろんな場面で、名称は異なるんでしょうけども、この地域交通の公共交通の在り方検討会であったりとか、もう多分この現状はもう数年前からもういろんな課題は吸い上げられて、多分それが県やったり国も要望されて、実際もう具体的補助ができたりとか進んではずなんですよ。

それと今回この事業で改めて県が主導権を持ってその協議体というか声を吸い上げるような場っていうのを、これは発信も含めてつくってということなんですけど、この意味合いとこれまでのそれぞれの自治体等が交通事業者との連携をされている協議会というかそういった場面と、どのような整理をされて進めようとされているのか。

やるよっていう行動については非常に私も県がやっぱりいろんな地域性、また事業者がそれぞれある中で、一体として発信した中で事業を組み立てるんだっていう意向分かるんですけども、多分事業者の方々からしてみればもう既に

それはもうこれまでも訴えてきたよね、地域で課題はもう提案してきたよねっていう話を改めてまたこの場面で、要はステージを二つも三つもつくってすることにどこにその意義を持つのかっていうのをちょっと疑問に感じるところなんですけど、ちょっとその辺りのところをどう整理されているのかだけ一つ教えてください。

【岩崎交通政策課長】 委員ご指摘のとおり、各地域地域で交通バス、航路、そういったものをどういうふうに確保していくかというのは、各事業者、あるいは地域の行政、地域関係住民の皆様、そういったところでの協議体というのは既に各地域地域で開催をされておりますし、県としてもオブザーバーという形で参加をさせていただいて、どういった議論がされているかという状況でございます。

そうした中で、今回の取組でございますけれども、事前に事業者の皆様と意見交換をさせていただく中で、やはり民間事業者がそれぞれいろんな努力をしてきてるけれども、やはり事業者だけでは、もはやなかなか現在の状況を一気に改善できるような状況ではないんじゃないかという危機感をお伺いしておりまして、そうした中でやはり行政と一緒にやっていくんだっていう県民の皆様へのメッセージも含めてやっていく必要があるんじゃないかというような声を伺っているところでございます。

実際また、事業者におきましても取組の濃淡もございますし、またやってる分につきましては、例えば求人票の出し方であるとか、そこについても例えばこういう書き方をするとか、そういった部分っていうのはやはり民間の専門事業者が持つノウハウというかですね、そういったものもあるということで、私は昨年県営バス

の中でもそういった経験もしたこともございますので、やはりこの各事業者の取組をブラッシュアップして、よりよいものにしていくということもありますし、現在取組が不足している事業者に対して先行事例の横展開というのも図ってまいりたいというふうに考えてございますし、行政の支援の面でいきますと、やはりしっかり支援をしているところと、まだまだこれから支援を検討していくという段階で濃淡がございますので、やはりこの長崎県全体が直面している課題に対して、やはり全体を効率化することで機動的に動いていく必要があるんじゃないかということで、今回県全体での会議というのを設けさせていただいたということもございます。

やはり県民の皆様に対しても、運転手が不足をしておりますので、公共交通をしっかりと使い続けていただく必要があるということも含めてですね、しっかりと議論をして情報発信についてもやっていきたいというふうに考えてございます。

【永安委員】 分かりました。それ十分期待をしておるんですけれども、ちょっと冒頭、もともとの質疑をする中で事業者の負担感が逆に全く同じことを言わせて、結局実現性がどこまであるのっていうような形になると、そもそものやっぱり信頼関係そのものが揺らぐ可能性もあるので、その辺りのところはちゃんと意義ある協議体として動かしていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【初手分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第70号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分については、原案のとおり可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

ここでしばらく休憩をいたします。次の会議を11時20分といたします。

— 午前11時08分 休憩 —

— 午前11時20分 再開 —

【初手委員長】 会議を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

地域振興部においては、今回、委員会付託議案がないことから所管事項についての説明を受けた後、資料提出についての説明を受け、議案外所管事務一般についての質問を行うこととしたしたいと思います。

地域振興部長より、所管事項の説明を求めます。

【渡辺地域振興部長】 地域振興部関係の所管事項等についてご説明いたします。

お手元の総務委員会関係説明資料2ページをお開き願います。

和解及び損害賠償の額の決定について。

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した2件につき、損害賠償金合計16万2,511円を支払うため、去る5月26日付で専決処分をさ

せていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

U I ターンの促進等について。

U I ターンの促進については、市町と連携しながら、移住に関する丁寧な相談対応を実施するとともに、県内各地域の魅力や支援制度等の情報発信に努めているところです。

こうした中、県と市町の移住相談窓口を介した令和7年度の移住者数は、令和6年度の1,998人から61人減少した1,937人で、直近3か年は約2,000人前後で推移しております。

今年度は、これまでのU I ターン促進の取組に加え、関係人口まで裾野を広げ、情報発信等を行い、関係人口が本県と継続的に関わりを持っていただくことで、将来的な移住につなげていきたいと考えております。

また、関係人口施策については、先進事例の調査や市町との連携強化を図り、今後の施策を検討していくほか、国内外のデジタルノマドの受入れ基盤づくりや情報発信を行ってまいります。

県北知事室の設置について。

知事が定期的に県北地域を訪問し、現場の確認や地域の方々の声を直接お伺いすることにより、課題解決や今後の政策形成に生かすことを目的とした県北知事室を、去る4月27日に県北振興局内に設置し、知事と管内市町長等との意見交換を行いました。

設置した以降も、県北振興局管内の現地視察や各地域でご尽力されている方々との意見交換を重ねており、今後も定期的に県北地域を訪問してまいります。

国境離島地域の振興について。

平成29年4月に施行された有人国境離島法が、来年3月末をもって施行後10年を経過し、その期

限を迎えることとなります。この間、県においては、法に基づく国の交付金を最大限に活用しながら、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路の運賃低廉化や輸送コストの支援、滞在型観光の促進などに関係市町と一体となって取り組んでまいりました。

その結果、雇用機会拡充事業においては、1,700人を超える新たな雇用の場が創出されており、本年度の関係市町による第1回目の事業採択においても102人の雇用創出が見込まれ、昨年度の同時期を上回る水準となっております。

また、移住者数については、法施行前の5倍に増加し、一部地域では人口の社会増が実現されるなど顕著な成果も現れております。

しかしながら、進学や就職に伴う若者の転出、自然減の進行により、人口減少は本土地域以上に深刻化しており、国境離島地域における地域社会の維持・振興を図るには、現行の有人国境離島法の改正・延長が必要不可欠であります。

こうした認識の下、県では、県議会や関係市町等の皆様と連携し、同法の改正・延長に向けた要望活動に取り組んできたところであり、去る5月18日にも、知事が関係都道府県の知事等と連携し、あかま内閣府特命担当大臣をはじめ関係者に対し、法の確実な延長及び令和9年度に向けた関係予算の確保等について要望を行ってまいりました。

恐れ入りますが、総務委員会関係説明資料（追加1）2ページをご覧ください。

さらに、6月13日には、金子国土交通大臣及び岸田元内閣総理大臣が小値賀町を訪問され、国境離島地域における定住促進等に係る視察や意見交換が行われました。

意見交換では、知事から有人国境離島法の改正法案の早期提出と原油価格の高騰などを踏ま

えた離島振興対策のさらなる充実に対し、支援をお願いしたところであります。

恐れ入りますが、総務委員会関係説明資料（追加2）2ページをご覧ください。

このような中、去る6月24日、有人国境離島法の改正法案が今国会に提出され、衆議院での可決を経て、現在、参議院での審議が行われております。

改正法案の提出については、昨年、本県からも関係市町とともに強く要望活動を実施したところであり、本県選出国會議員及び県議会をはじめ、関係者の皆様方の多大なる尽力に対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

恐れ入りますが、総務委員会関係説明資料にお戻りいただき、4ページ上段をご覧ください。

今後とも、改正法案の早期成立と、支援策の充実・強化及び必要な予算の確保が実現されるよう、関係市町と連携して国等へ働きかけてまいります。

九州新幹線西九州ルートについて。

開業4年目を迎えた西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）については、JR九州によると、今年4月までの総利用者数が900万人を超え、1日当たりの利用者数も開業1年目の約6,600人から足元では約7,400人へと増加しており、観光需要をはじめ、通勤・通学などの日常利用の定着も進むなど、利用状況は順調に推移しております。

一方、未整備区間である九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）については、去る4月2日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」が開催され、国土交通省の水嶋事務次官と佐賀県の山口知事との間で、フル規格を前提とした議論が進められている状況が共有されるとともに、環境影響評価の実施に向けた検討の重

要性や、来年度概算要求を見据えた予算計上の必要性などが示されたところであります。

さらには、水嶋事務次官と山口知事との協議においても、水嶋事務次官から詳細なルートを特定せず、幅を持たせた形での環境影響評価の実施が提案されるなど、現在も継続的に実施されております。

また、去る4月6日には、平田知事がJ R 九州古宮社長と面談を行い、全線フル規格での整備に向けては、佐賀県の理解を得ることが最も重要であるとの認識の下、三者協議の開催も含め、関係者間で協議を継続していくことについて認識を共有したところであります。

県としましては、引き続き、関係者との実践的な協議を積み重ねるとともに、政府・与党に対して議論の進展や課題解決を強く働きかけるなど、西九州地域全体の発展に資する全線フル規格による整備の早期実現に向け、全力で取り組んでまいります。

「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について。

令和3年度から令和7年度までの5年間で取り組んでまいりました「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる地域振興部関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「市町との連携・補完・支援」については、県・市町連携会議において、パートナーシップ宣誓制度導入に係る市町との連携や、こども福祉医療費制度などについて意見交換を行いました。

また、「人口減少社会に適応した行政サービスの提供の在り方研究会」においては、市町の職員に対し、将来の行政サービスの安定的な提供に向けた情報共有や意見交換を行いました。

さらに、県及び市町職員の双方の人材育成の

観点から、幅広い分野において市町との相互人事交流を実施いたしました。

今後も、新たに策定する行財政運営に関する方針に基づき、効率的かつ効果的な組織運営に取り組み、各施策の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について説明を求めます。

【梅田地域づくり推進課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております地域振興部関係の資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況の令和8年3月から5月までの実績で、令和8年度ながさき食の産品サポート事業業務委託などの随意契約5件となっております。

3ページをご覧ください。

知事及び部局長等に関する陳情・要望のうち、令和8年3月から5月までに県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものは、養生所を考える会からで、県の対応等につきましては4ページまでお示ししているとおりとなっております。

次に、決議・意見書に対する処理状況につきましては、離島・半島地域振興特別委員会など3件につきましては、資料は各委員会共通資料のフォルダにて報告を行っております。

続きまして、先月実施しました令和9年度政府施策に関する提案・要望について、地域振興部

関係の要望結果をご説明いたします。

資料をご覧ください。

地域振興部におきましては、九州新幹線西九州ルート of 整備促進、有人国境離島法の改正延長及び支援制度の拡充、離島振興対策の充実など5項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、自由民主党、内閣府、国土交通省に対し、知事、副議長、地域振興部長、地域振興部政策監により要望を行いました。

このうち、九州新幹線西九州ルート of 整備促進については、全線をフル規格で整備することが必要であり、地方負担やルート、並行在来線等の課題への解決策を提示するとともに、整備方式に係る関係者間の協議を進展させ、関西直通運行を早期に実現するよう、自由民主党及び国土交通省に対して強く要望を行いました。

また、有人国境離島法の改正延長及び支援制度の拡充については、令和9年3月末に期限を迎える有人国境離島法の確実な改正延長と施策の拡充及び現在の社会情勢や経済状況を踏まえた十分な予算の確保を図るよう、自由民主党及びあかま内閣府特命担当大臣に対して強く要望を行いました。

離島振興対策の充実については、離島振興法に規定されている施策のさらなる充実強化を図るよう、自由民主党及び加藤国土交通大臣政務官に対して強く要望を行いました。

このほか、地域振興部独自の要望活動として、国土交通省の幹部職員等18名に対し、九州新幹線西九州ルート of 整備促進、地域公共交通等の確保・維持、離島と本土間を結ぶジェットフォイルの更新の3項目の最重点項目について、地域振興部長、地域振興部次長により要望を行っております。

以上が地域振興部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【初手委員長】 次に、地域づくり推進課長より補足説明を求めます。

【梅田地域づくり推進課長】 引き続き、本県への移住実績についてご説明いたします。

補足説明資料の移住者の推移をご覧ください。

まず、1ページですけれども、ながさき移住サポートセンターを開設した平成28年度から令和7年度までの移住者実績を示しております。

一番右が令和7年度の実績で1,937人となっており、令和6年度の1,998人から61人減少しております。グラフは、Uターン・Iターンで色分けしておりますが、下の濃い青色部分がUターンで、昨年度は1,033人、上の薄い青色部分がIターンで904人となっております。

令和6年度と比較すると、Uターン・Iターンともに微減という状況になっております。

2ページをご覧ください。

令和7年度の年代別の内訳になります。左から移住者全体、うちUターン、うちIターンを円グラフで表しております。それぞれ40代以下を外側の円で囲っておりますが、Uターン・Iターンで大きな違いはなく、40代以下で約7割を占めています。

3ページをご覧ください。

移住者の前住所、つまり本県に移住してくる前にどこに住んでいたかの内訳になります。

これもUターンとIターンで大きな違いはなく、一番多いのが福岡県で、次いで東京都となっており、九州北部及び首都圏からの移住者が多くなっている状況でございます。

4ページをご覧ください。

上段は、市町ごとの内訳となります。佐世保市や諫早市など8市町にて増加しておりますが、一部の市町において大きく減少したことから、全体では令和6年度より61人の減少となっております。

また、下段は総合戦略、総合計画における数値目標と実績を記載しております。

前総合計画における令和7年度3,200人の目標に対し、実績は1,937人となっており、コロナ禍後の東京一極集中の再加速等による影響が大きく、目標を達成することができない結果となっております。

今後とも市町と連携しながら、情報発信の充実強化や都市部での移住相談会の開催などにより、移住者の獲得に努めてまいります。

以上でございます。

【初手委員長】次に、地域づくり推進課企画監より補足説明を求めます。

【中村地域づくり推進課企画監】有人国境離島法の改正法案の概要についてご説明させていただきます。

資料は、議案外改正有人国境離島法の法律案概要をご覧ください。

部長説明にありましたように、去る6月24日、有人国境離島法の改正法案が今国会に提出され、翌日の衆議院での可決を経て、現在、参議院での審議が行われているところであります。

こちらの資料は、現在、衆議院法制局のホームページに掲載されている法律案の概要でございます。

資料の最上段には、法律案の正式名称が、その下の四角囲み部分には、法改正の必要性等が記載されております。

また、先ほどの四角囲み部分から下については、左側に現行法の概要が記載されており、そ

の右側には今回の法改正案の概要が記載されております。

資料右側の今回の法改正案の概要について、上から順にご説明いたします。

初めに、特定有人国境離島地域の追加として、北海道の天売・焼尻、山形県の飛島、新潟県の粟島、東京都の新島・式根島の4地域6島が追加されることとされております。

資料右側の四角囲み部分から点線の矢印が左側の四角囲み部分に出ておりますが、これは改正案の各項目が現行法のどの規定の改正に係るのかということが示されております。

次に、都道府県の責務に係る規定の新設についてでございます。

現行法における国の責務に関する規定に加え、都道府県の責務に関する規定が新たに設けられることとされております。

次に、滞在型観光の促進に係る規定の追加についてでございます。

現行法においては、国の基本方針及び都道府県計画に定める事項や特定有人国境離島地域に係る施策として、滞在型観光の促進については規定されておりませんが、滞在型観光の促進に係る規定が追加されることとされております。

次に、期限の延長として、有効期限が現行の令和9年3月31日から令和19年3月31日まで10年間延長されることとされております。

最後に、検討条項の新設についてでございます。

改正法の施行後、5年を経過した場合に執行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が新たに設けられることとされております。

法律案の概要についてのご説明は以上でございます。

なお、別途参考資料として、改正有人国境離島法の法律案要綱を配付しております。

こちらはただいまご説明いたしました内容が、改正後の法律において第何条に規定されるのかということなどが示されております。

有人国境離島法の改正延長については、本県国境離島地域における地域社会の維持振興を図る上で必要不可欠であります。県としましては引き続き国会における審議等の動きを注視しながら、改正法案の早期成立と法改正に伴う支援策の充実強化や、必要な予算の確保などが実現されるよう、今後も関係市町と連携し、国等へ働きかけてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付をいたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ほかに質問もないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 質問がないようですので、次に、

議案外所管事務一般についてご質問ありませんか。

【赤木委員】 お疲れさまです。幾つか質問させていただきたいと思いますが、もちろん債務負担行為でもありました県庁舎跡地活用について幅広く議論したく、議案外でさせていただきます。

補正予算事業説明書では出島との一体性に配慮した歴史的価値が実感できる施設のデザイン及び設計などと書かれておりまして、ここをもっと深くご説明いただきたいんですが、出島との一体感、その一体感とは何を指すのか、ご説明をお願いいたします。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 今、委員からご質問のありました出島との一体性についてですけども、具体的にどういったところっていうところは、今議論検討してるさなかではありますけれども、造る建物の年代とかをそろえようというよりかは、まずは空間的なつながりといいますか、今跡地に何も建物がない状況で、出島を一望できるとか、そういった空間のつながりの一体性というところをまずは考えているところであります。

【赤木委員】 ありがとうございます。

この予算自体はデザインももちろん含んでいるということで、ただ年代というか出島がもともと出島にあったものを模倣した建物でもありますし、それに近いデザインはもちろん考えていらっしゃるのかもしれませんが、それも含めて景観というか空間を考えていらっしゃるということでした。

出島自体が出島資料館自体も年間今大体50万人ほどが訪れている場所でもありまして、まずそこからいかににぎわいづくりという点でお客様、観光客も含めて県庁舎跡地の方につなぐこ

とも必要だと思っております。そこも考えていただきたいんですが、それも含めての答弁だという認識でいいのでしょうか。

【國廣県庁舎跡地活用室長】委員おっしゃる通りで、出島に年間訪れる方々を県庁舎跡地の方につないでいって、その後、浜の町ですとか周辺地域、あるいは県内全域に展開していくような形を考えてますので、そういう意味で県庁舎跡地がポンプ機能といいますか、まちなかを循環していくための機能を担うような形で出島との一体性といったところも含めて検討していければというふうに考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。

その視点ぜひ大事にしていきたいと思っておりますが、資料別で説明いただいたものではあるんですけども、今後この秋にもですね、県庁舎跡地整備基本計画の策定を進めているところということでありました。

その中で今いろんな会議体もつくって、この県庁舎跡地の整備につなげていかれると思いますが、ここにですねやはり私も県庁舎跡地何度も使わせていただいて、微力ではありますがにぎわいづくりに青年団体の1人として動いてまいりましたが、その使う側の視点がとても大事だと思っておりますし、そしてそこに周辺で住まわれている方々、その動線の確保についても改めていろいろ議論することが必要なのではないかと考えております。

もちろんその県庁跡地は長崎の起源となる場所であり、そのアイデンティティを大事にすることは大事ですし、元船や、国道34号や江戸町商店街が出島からの動線も考えなければ、幅広く考えなければなりません、その会議体はどういう形か分かりませんが、意見交換の場を今度設けて、この秋までに何度か使う側含めて今

まで議論を含めた方々との意見交換の場は必要だと思いますが、今のお考えについてお尋ねいたします。

【國廣県庁舎跡地活用室長】今お話ありましたように、今年の秋を目標にですね、現在、県庁舎跡地整備基本計画の策定を進めておりまして、それを策定するに当たってですね、当然長崎市ですとか長崎商工会議所をはじめ、あるいは利用される方の団体の方々も含めてですね、幅広くご意見を伺いながら策定していこうと思っておりますし、また先行して行う設計の過程でもですね、基本設計に入る前にデザイン検討ということで、関係者の皆さんとワークショップ形式になるかどうか、ちょっと形式はまだ決まってませんが、意見交換の場を持ちながらきちんとデザインの在り方について議論していこうと思っておりますので、そういう場合は適宜きちんと設けていきたいと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。

今デザインのお話が出てまいりました。デザインの質の優先をするということでもありました。そのための設計を先行されるのであれば、設計業者の選定手法の想定であったり、真に上質なデザインを評価、選定するための透明性及び客観性をどのように確保するのか、今のお考えをお尋ねいたします。

【國廣県庁舎跡地活用室長】今、委員からお話がありました設計者の選定プロセスですけれども、今年の秋に基本計画を策定した後にですね、今回債務負担行為を取りました費用に基づいてですね、プロポーザル方式を今のところ想定しておりますけれども、プロポーザル方式で今年度末をめどに設計業者を選定しようと考えております。

その際には、当然建築とかランドスケープ等

の専門家から成る選定委員会を設けましてですね、透明性を確保した上で設計事業者の選定を行っていかうと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。

やはりここ何度も申し上げますが、長崎発祥の場所でもあり、なかなかいろんな思いが積み重なる場でもあると思ってますので、丁寧にですねそして地元の方々との連携、もちろん長崎市や商工会議所でもあるかもしれませんが、連携を深めていただきたいと思っております。

今後、意見交換の場でもですね、どのようなワークショップなのか分かりませんが設けていただけるということで、そこからまたいろんな意見でしたり必要なものですね出てくると思いますので、いろいろ皆さんが納得できる形、すごく難しい作業かもしれませんが、私自身も動いていきたいと思っております。

あと、第3別館をどうするのか、今のご見解をお願いいたします。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 旧第3別館に関しましては、令和7年度に劣化度調査の委託業務を行いまして、その調査結果も踏まえてですね、現在、基本計画の策定の中でどのような形で旧第3別館を活用していくのかっていうところを議論しているところですので、今年の秋ぐらいに改めてご報告させていただければと思います。

【赤木委員】 ありがとうございます。

老朽化も進んでるのは分かっておりますので、また報告も含めてですし、どう使えるのかというお話も活用方法というお話もありましたけども、推移も見守りたいと思います。

本当にですね、今長崎市にとって必要なもの、必要な施設というものが明確にあるのであれば、もちろんそれを造ることが必要なんでしょうけど、そこが今これという明確なものがなく、で

すが、あその場所っていうのはやっぱにぎわいをつくらないといけないということですので、可変性が私自身は大事だと思っております。

この先、もしかして必要なものが出てきたら、そのときにまた考えられるとかですね、もちろんシンボリックな場所ですので、ぜひ今造りすぎず、可変性も確保した形で取りまとめていただければなと思っておりますし、ここが進めるに当たっては知事が政治決断できるように、私自身もその環境整備できるように努めて動きたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

次に、一般質問で私がさせていただいた野母崎の振興について少しご意見いただきたいなと思ってるんですが、一般質問で申し上げたんですけど、5月に土砂崩れが起きまして、実際、地域経済活動に影響があって、今は片側交通になっておりますが、そこで答弁の中ではそこは今安全に通行できるんだと、ウェブサイトでしたり野母崎の発信に努めていただいているという答弁ではありました。

渡辺部長も昨年、一緒に野母崎の方、清掃活動もさせていただきましたし、やはりここは県全体に言えることなんですけども、何か発信をするときにウェブサイトに掲載をする、SNSで発信をする、これ自体はとても大事なことですけども、やはりいかに人に来てもらうのか、経済活動を生み出せるのかっていうのは、それは実際現場で人が動かないと発生しないものでもあります。

そこは私自身もこだわっていききたいと思いますが、観光にもつながる話ですので、ちょっと部局は違うんですけども、例えば先ほど地域づくり推進課長が地域コミュニティのお話をいただいております。地域コミュニティの活性

化のためにアドバイザーを派遣するとかですね、そういったお話もあったんですけども、例えばそういった予算が限られてますので、派遣できる回数が答弁の中でも限られていると思います。例えば野母崎から要望があったときに、例えばもう10も20もいろんなところから要望があったときにですね、やっぱり今回野母崎でこういう災害が起きたので、そこは野母崎優先しましょうとか、少しですね県全体で野母崎に目を向けていただきたいという今回の一般質問の趣旨ではあったんですけども、そういったことは考えられないでしょうか。

【梅田地域づくり推進課長】地域コミュニティの事業でございますが、現状想定しておりますのが先ほど申しました地域運営組織の設立、維持運営に関するアドバイザー派遣だったり研修会ということを考えております。

それを今回委託をして実施していこうと考えておりますが、これまでもこういった研修会やアドバイザー派遣というのは実施してまいりまして、やはりまずは市町の職員の方の意識改革だったりとかそういったことでですね、結構回数使われておりまして、なかなかご要望まで行き届くかちょっと今の時点では申し上げることはできませんけども、予算の状況を見ながら、そこは少し考えさせていただければと思います。

【赤木委員】苦しい答弁になるかなと思った上でお話をさせていただきました。申し上げたい趣旨はちょっと皆さんに伝わったのかなと思ってます。野母崎に目を向けていただいて、何か県で事業を何か実行する際にはですね、可能性があれば野母崎に目を向けていただいた何か発信であったり施策というものを考えていただければなという、これはもう要望でありますので、それを申し上げて以上で終わります。

【梅田地域づくり推進課長】この事業、アドバイザー派遣ですとか研修会だけではなくて、相談窓口ということも設置したいと思っておりますので、どこまでご要望に応えられるか分かりませんけれども、相談していただければできるだけ相談対応できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

【初手委員長】ただいま地域振興部の審査の途中でありますけども、午前中の審査はこれにとどめて、午後は1時30分から再開し、引き続き、地域振興部関係の審査を行いたいと思います。

しばらく休憩をいたします。

— 午前 11時55分 休憩 —

— 午後 1時28分 再開 —

【初手委員長】会議を再開いたします。

引き続き、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

ご質問はありませんか。

【近藤委員】ちょっと質問させていただきます。

長崎県行財政運営プラン2025ですかねに基づいて取組を行ってるみたいですけども、その中でいろんなあれがあるんですけども、市町との連携の中でですね、いわゆるこども福祉医療制度などについて意見交換を行いましたって、そういうふうな形で進めているんですけども、意見交換を行った後にどうしたのっていうのがちょっと分からないんですね。

その先に続く言葉ってないのかですね、どういうふうなあれが出たのか、もし分かったら詳しく教えていただければと思うんですけど。

【梅田地域づくり推進課長】県市町連携会議でのご質問でございます。

この県市町連携会議でございますが、知事と21市町長が一堂に会しまして課題の共有ですと

か意見交換を行いまして、施策の検討やより一層効果的な連携推進につなげるために行っているものでございます。

そのうちご質問のことも福祉医療制度でございますが、こちらは県が高校生世代に対する医療費助成制度を導入しておりますが、昨年10月に会議が行われたんですけども、この制度導入から2年が経過したことから、その実情を踏まえた各市町の考え方などについて意見交換を行ったところでございます。

ただ、県側の方が令和8年度の当初予算までにこども医療費制度の整理をつけることが難しいことをまず説明をして、市町の皆さんにまずご了解をいただいたところでございます。

加えて、この制度の在り方について、財源負担の在り方なども含めて、今後、県と市町が知恵を絞って引き続き考えていきたいと思います。ことで最後、確認をしたところで終了しております。

【近藤委員】 予算がつかなかったっていうことですかね。またぜひですねよろしくお願いします。

またですね、人口減少社会に適応した行政サービスの提供、研究会とかですねそういうのがあって、最後に将来の行政サービスの安定的な提供に向けた共有や意見交換を行いましたっていうことで、行いましたで終わってるんですけど、どういうふうな形でやったのか、その状況がちょっと分からないもので、ちょっと教えていただけないでしょうか。

【小橋市町村課長】 人口減少社会に適応した行政サービスの提供の在り方研究会につきましては、令和元年度から県、市町、市長会、町村会をメンバーとして、人口減少社会に適応した行政サービスの在り方をテーマに、先進自治体の

取組や県内施策の状況を共有してまいりました。

令和7年度の在り方研究会では、住民が自治体サービスに最初に接する窓口、自治体フロントヤードの改革に係る取組について理解を得るため、二つの自治体の先進事例を学び、意識醸成に努めたところでございます。

一つは、静岡県裾野市の事例で、こちらはオンライン化、予約制、書かない窓口、ワンストップ窓口の導入により、来庁者の負担を減らしつつ、迅速な行政サービスを実施した内容でございます。

それから、鹿児島県瀬戸内町の事例としましては、離島特有の地理的制約や人口減少に対応するため、インフラ整備、オンライン化、遠隔相談などを組み合わせたDXを推進している、そういった事例を学んだところでございます。

これの実施につきましてはですね、先進地ということで、県内ですぐすぐに実施をするのは県内で難しいところでございますけども、令和元年度からこの間、市町におきましては、業務改善や住民サービスにおいて様々な工夫をしてきており、書かない窓口の設置や窓口時間の短縮、住民票等のコンビニ交付など、それぞれの自治体に合わせた取組を行っておるところでございます。

今回もそういった事例を参考にして、各市町の方で検討をいたしているところでございます。

【近藤委員】 分かりました。

これはですね、今のあれは昨日の企画部の審査の中でもDXとかAXとかそういういろんな形での連携っていうのを説明も受けました。その中で行政のいろんな今から変わっていく情報とかそういうのが変わっていくっていうのが、まだどういうふうな形で変わっていくのかとか自分たちも分かっていないんですけども、特に

ですねここは離島と半島が多い県ですので、そこはぜひDX、AXのあれして、いろんな情報を集めていただきたいと思います。

ここがするのかがどかするのちょっと分野的に分からないんですけどもですね、そう言ったらやっぱり行政の人の足りないところとかいろいろあると思うんで、そういうところでDXなんかを利用した中でやってる今、市町もあるんですね。

だから、長崎県もですねぜひこういうところを一緒になってやっていただいて、長崎県の行政の連携っていうのをしっかり取ればなと思いますので、よろしくお願いします。

【初手委員長】 ほかに。

【虎島委員】 私はまた引き続きですね、県庁跡地のことについてお伺いしていきたいと思います。

先ほど県庁跡地のですね4億円ということに関して質疑もありましたけれども、これまでですねこの県庁跡地に関わる活用についてですね、かかった経費というのを一度ここで総額をお示しいただければと思います。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 委員お尋ねのこれまでのかかった経費ですけれども、県庁舎跡地活用室の前身のまちづくり推進室も含めた平成21年度から令和6年度までの県庁舎跡地活用に係る関連経費の決算額としましては、5億100万円になります。

その主な内訳としましては、跡地の埋蔵文化財調査を行いましたので、その関係で1億7,600万円、それから今、一般に利用できるように暫定整備を行った費用が1億3,700万円、それから続いて基本構想等の作成にかかった委託関係の費用が1億2,500万円、そういった内訳になっております。

【虎島委員】 ありがとうございます。

これまでですね5億円と、いろんな調査も含まれますけれども5億円以上というお金があり、平成21年ということですから、もう長期間ごとですね議会としてもこの問題一緒にね検討してきたということがありますけれども、今回ですねこのように大きな方針の変更というのがぽっと出てきたということで、これまで議会としてでももう積み上げてきたものというものが何だったんだと、議会軽視じゃないかという声もあると理解しております。

今後ですね、先ほど丁寧に進めていくというような答弁もありましたけれども、今後このことの進め方について、いま一度お伺いしたいと思います。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 委員の方から先ほど来、進め方、事業手法について見直しを行った点についてご指摘のとおりだと思いますので、今後はですね、随時ですね途中経過等を含めてご報告しながらですね、一緒に取り組んでいければと考えております。

具体的にはですね、今年の秋をめどに県庁舎跡地整備の基本計画の取りまとめを行う予定にしておりますので、まずはその取りまとめを行った段階でご報告させていただければと思いますし、その後は年度内にかけて設計者の選定をプロポーザル方式で実施するということを今年度の目標としておりますので、そういった節目節目で丁寧にご説明させていただければと思いますので、引き続き何とぞよろしくお願いいたします。

【虎島委員】 ぜひ慎重に丁寧にですね、お願いしたいと思います。

先ほど答弁で、スケジュールについて少し言及がありましたけれども、昨年度出されたスケ

ジュール案からですね、もうこれ大幅に変わるんじゃないかというふうに思っております。基本計画が今年の秋と、今年度中に設計者の選定に入ることですけれども、その後のスケジュールについて概要というか分かってる、今考えられる範囲でお答えできればと思います。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 今、委員からご質問のありました今後のスケジュールですけれども、当初といいますか令和7年3月にスケジュール案をお示しした際にはですね、今年度中にPFI事業者の公募を行うような形で、要求水準書等の作成を行うというふうな流れだったんですけれども、その場合で跡地の整備が完了するのが2030年、令和12年度の予定を示しておりました。

現在、設計を先行して行う場合のスケジュールについては、基本計画の策定と併せて検討を重ねておりますので、秋頃にですねそういった今後のスケジュールも含めてお示しできればと考えておりますけれども、これまでも先ほど来ご説明していますように、長期間かかっていますので、あまり時間をかけずに速やかに整備に進めていけるように取り組んでいきたいと考えております。

【虎島委員】 完成が令和12年度ということがありましたけれども、現時点でこれはまだ目標値として生きているという認識でよろしいでしょうか。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 委員おっしゃるとおり、令和12年度の目標年度というのは現時点ではそのまま令和7年3月にお示したとおりでありますし、今見直しを行っている過程においてもですね、そこから大きくずれないような形で整備ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

【虎島委員】 ぜひ即完成目指して頑張っていたきたいと思うんですけども、昨年、実際同じ文書で提出されたのはイメージ案ですね、芝生広場があって周りに備蓄倉庫があるような案でございました。

当時ですね説明された中では、あれは県がつくる基礎的なものであって、その上にPFIで業者が何らかつくってもいいというようなものでございましたけれども、今回基本設計を行うということでございますので、あのイメージ案はもう今回もうないと、白紙であるというようなことになるのでしょうか。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 今、委員からお話のありました令和7年3月の整備イメージ案においては、情報発信機能、交流支援機能、広場を配置した上ですね、民間の創意工夫を生かした形での施設、民間活用施設も追加するというふうな案をお示ししていましたが、今設計を先行して行うと申しておりますけれども、基本設計を行った後にどのような進め方をするかというのは、例えば実施設計と施工と運営、まとめてですねPFI的に発注するやり方もありますし、あるいは従来方式でそれぞればらばらに発注する可能性も含めてですね今検討を行っておりますので、その下敷きにあるのは令和7年3月にお示したイメージ案になりますので、何かそこをゼロから全く白紙にして検討を進めているというわけではありませんので、そういったところも含めて今年の秋に皆様に基本計画の中でお示しできればなというふうに考えております。

【虎島委員】 分かりましたというか分からないんですけども、何も決まってないというようなことだったかなと思います。

当初設計だけ先行して、施工運営はまた別に

公募するというようなこともあったと思うんですけども、それも今後一括でやるかということも検討していくということでございますか。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 今、委員おっしゃられたとおり、現在考えているのは基本設計、設計の部分を先にするというところが決まっただけですので、その後の実施設計、施工、運営をどのような形で行うかっていうところはこれから検討していくような形で、よりよいやり方で、例えば実施設計、施工を一緒にしたデザインビルド方式ですとか、あるいは実施設計、施工、運営までを一括してPFI的にするとか、あるいはばらばらにして従来方式で発注するという形も含めてですね、よりよい形を考えていければなというふうに考えております。

【虎島委員】 これからの議論がますます重要になるというように感じます。

そこでですね、先ほど赤木委員からの質問にもありましたサウンディングといった意見交換、この設計の前にそういう意見交換も必要だとはもちろん思うんですけども、今後もしもいろんなタイミングで一括となればまたちょっと話は変わるかもしれませんが、その意見を聞く場というのが必要になるかと思うんですけども、そういった際にどういう手法でどういうタイミングでサウンディングなりを行っていくかというのをお聞かせください。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 今、委員おっしゃられた、こういった場面で関係者の皆さんの意見を聞くかというところでもありますけれども、まず、基本計画を策定する今年の秋までの間に、先ほども答弁いたしましたけれども、長崎市ですとか長崎商工会議所、あるいは地元自治会等を含めて関係者の皆さんの意見を幅広く聞くとともに、設計者が決まった後にいきなり基本設

計という図面を引く作業をするのではなくて、関係者の皆さんにデザイン検討ということで意見を聞くワークショップ的なものを開催することを考えてますので、委員おっしゃられるような形でですね、丁寧に意見を聞いて進めていきたいと考えております。

【虎島委員】 分かりました。

ぜひ多くの方の意見を聞けるような場を、前回はホームページ等でサウンディングやりますというような周知をされてたと思うんですけども、ぜひ閉じられた空間じゃなくですね、いろんな方の意見を、聞けば聞くほど混沌とするようなものもあると思いますけども、しっかりと皆さんの声を聞いて判断していただければと思います。

先ほどちょっと赤木委員の答弁の中で、出島を俯瞰するよなというよな話もありました。ただ、今の県庁舎跡地の上のレベルでは俯瞰できるような高さではないですよ。俯瞰するとなると、かなり高さのある建物、せめて2階建て、3階建てぐらいまでは必要になるんじゃないかと思うんですけども、当初、可変性とか平屋とかそういう話もこれまでありましたけども、そこでも矛盾点というか、今回の俯瞰できるような施設ということになると、その前との整合性をどうするかということをお聞かせください。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 先ほど赤木委員の質問に答弁した際の俯瞰というのは、ちょっと言葉の意味が私の方が適切ではなくて、本館跡地が8メートルぐらい高いところにありまして、ちょっと斜め上から見るような感じという意味で眺望が開けているという意味で俯瞰という言葉を使ったものでありまして、何かその高いところからまさに見下ろすような形を今の時点で決めているというわけではありません。そうい

う意味ではちょっと言葉を訂正したいと思います。すみませんでした。

【虎島委員】私はですねぜひ俯瞰できるような何かね、物見やぐらの的なものがあった方がいいんじゃないかと思います。やっぱりあそこに上るからには、何らかの見合った景観というものを皆さん目的に訪れるというふうに思いますので、その高層なビルとかそういうものは要らないとは思いますが、やはり何らか見合った高さのものを造っていただければなというふうには思っております。

やっぱり人を呼ばないとですね、なかなか指定管理で運営する上でも難しい、長期間運営するというのは難しいと思いますし、そこからポンプ機能でどっかにということも絵に描いた餅になってしまいますので、ぜひ人を呼び寄せる求心力のある施設にみんなで造り上げていければというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【初手委員長】ほかに質問はございませんか。

【本多委員】先ほどご説明いただきました移住者の推移の資料についてお尋ねいたします。

様々ご丁寧にご説明いただいたんですけど、最後のページに数字で全部出てるんですけど、米印で移住者数は、県、市町、相談窓口を通して移住した数っていうふうに記載がございます。実数との乖離っていうのはあるんでしょうか。

【梅田地域づくり推進課長】まず、本県がカウントしている移住者数でございますが、本人の意思で長崎県に來られた方というのをまずカウントしておりまして、転勤で來られた方、それからの進学のために來られた方というのは基本的に除外しているところでございます。

それで実際カウントしておりますのが、なが

さき移住サポートセンターや市町の相談窓口にご相談された方、それから移住施策を活用して転入された方などをカウントしている状況でございます。

ただ、例えば何も相談等せずに長崎に移住する意思があっても、そういったご相談窓口を介さずに移住された方がいらっしゃる、あと例えばながさき移住ナビを見て情報収集していただいたかもしれないんですけども、結局相談がないことでカウントできないといったような状況もあると考えております。

【本多委員】ありがとうございました。

まずは本人の意思がある方と、本人の意思のある方の実数に近いものが出てるというようなイメージでしょうか。

【梅田地域づくり推進課長】実態としては、転入者が2万人台だったと思いますけれども、その10分の1程度になりますので、実際は少し乖離があるのかなとは思っておりますが、ただ現状ですね、この移住者数のカウントなんですけれども、実は全国でカウント方法がばらばらでございます。

例えば九州を見ておりましても、市町村が把握した数を合計しているという県もあれば、移住者数ではなくて移住の世帯数を把握しているところもあって、ですので、よくいろいろな統計で全国比較とかいうのがあると思うんですけども、移住者数に関しては全国カウントの仕方がばらばらですので、自治体にそのカウントの仕方委ねられているといったようなところがございまして、現在のところは今のこの窓口にご相談に來られた方や移住施策を活用して移住された方をカウントしているといったような状況でございます。

【本多委員】そうすると、県のこの事業自体は、

その数を追っていくことを事業とするような考えでよろしかったですか。

【梅田地域づくり推進課長】 補足説明資料の1ページでも、平成28年度からの移住者数の推移ということで掲載しておりましたが、これがながさき移住サポートセンターが開設されてからの移住者数の推移でございまして、移住サポートセンターというのが県と全市町が負担金を出し合って運営している団体でございまして、この移住者数というのはもちろん県だけではなくて、市町にもこの数字というのは当然共有しておりますので、市町と数字を見ながらどうやったら移住者数がもっと増えるかといった形で協議をしておりますので、県と21市町とで共有している数字といったことで、これをいかにして増やしていくかということで市町とは協議しているところでございます。

【本多委員】 ありがとうございます。

数字の話したのはですね、やっぱり目標の中にも数字が入ってくるんですね。例えば4ページ目の現総合計画ではこういうふうに数字になっているっていうのがあるとは思いますが、数字を目標にして数字を追かけるのであれば、少しこの元になる数字、または数字の取り方が曖昧じゃないのかなというふうに感じます。

結局、いろいろとお話をしててですよ、じゃあこれはどうする、あれはどうするって、もう具体的な話をしようとしているときに、結局はちょっと実数と乖離があって、その乖離がどれぐらいかはちょっと把握が難しいんですっていうような形になると、結局その議論が進まない。せっかく時間を使うのであれば、しっかりと議論が進められるような数字にするのか目標を変えるのか、事業の考え方を変えるのか、そこら

辺をやっていった方がよりよい対策も打てるんじゃないか、そのように思っております。

ちなみに、この現総合計画の数字があるんですけれども、これっていうのは変わる可能性はあるんでしょうか。

【梅田地域づくり推進課長】 現総合計画でも、やはり移住者数の目標というのは立てておまして、カウントの仕方はやはり現在と、推移を見たいというのもございますので、カウントの仕方は一緒なんですけれども、目標については5年後に2,600人を目標として現在目標を立てております。

【本多委員】 推移があるから変えられないというようなお話でございました。

委員会部長説明の一番最後でございますが、下から4行目です。今後も新たに策定する行財政運営に関する方針に基づき、効率的かつ効果的など、そういう文書があるんですけれども、この行財政運営に関する方針っていうのは、非常に一般企業、民間のような考え方で、これから県庁の中身を進めていくっていうような大ざっぱに言えばそういった考えだったかと思われます。

それでその中にも様々あって、取捨選択、何かに取り組んだら何か捨てないかとかですね、そういう考えもあるかと思います。

私自身は非常に期待してるその考え方なんですけれども、それにすり合わせていくようなのが今後必要になってくるかとは思いますが、何せぼんやりしたものをぼんやり議論しても本当にもったいないなっていうふうに私は感じてらんで、何かしらもっとみんなが追っかけやすいようなものとかを、またご検討いただければと思います。

【梅田地域づくり推進課長】 今の活用という点

にしまして、住民基本台帳というのもございますが、住民基本台帳を結局閲覧できるのが法的な根拠があるものということに限られておまして、こういった移住で使えないっていうのがありまして、そちらを使った方がよりその実態に近いとなるとそちらになるかもしれませんが、どうしてもちょっと個人情報の観点があるので勝手に使えないという点があるので、苦肉の策ということで現在の案をずっと使い続けているというところでございます。

【本多委員】 様々お考えがあると思いますけど、またベストなものを探しながら進めていければいいかと思います。引き続きよろしく願いいたします。

【初手委員長】 ほかに質問はございませんか。

【白川委員】 私の方からも、移住相談窓口についてのご質問をしたいと思います。

今、本多委員の方から数字のことありましたが、やはり本県に転入して来た人を理由別に移住者なのか、移住者じゃないのかとかってというのはなかなか難しいということで、この相談窓口を活用して移住された方の推移を載せておられるということは理解をいたしましたけども、では実際にですね、この相談窓口を活用された方、要は相談数はどのようになっているのか教えてください。

【梅田地域づくり推進課長】 令和7年度の県、それから市町の窓口を介して相談された方の合計になりますが、1万1,632件となっております。

【白川委員】 ありがとうございます。

令和7年度の実績で、延べ1万1,600を超える相談があっているということで、この相談は1人が何回もされたりすることもあるということです。人数ではなく延べということで、この中で実際に移住をされた方が1,937名ということ

で理解をいたしました。

この相談窓口を介して、どう移住に結びつけていくのかっていうのは、その相談員さんの手腕にもかかってくるのかなと思いますし、様々な説明ツールですとか動画とかですね、今いろいろSNS等も含めていろいろあるとは思いますが、私が相談をして移住したという方にお話を伺ったところですね、やはり窓口の方の対応が非常に良かったのでそこに決めましたという方を幾つか聞きました。

ですので、やはりそういったSNSがこれだけ発達している中でも、やっぱり人と人との対応がすごく重要であるということを改めて認識したわけですが、これが自治体によって、要は好事例が共有されているのかどうか。やはりいいことはまねをした方がいいと思いますし、県全体的に底上げをしていった方がいいと思っていますので、そういう各自自治体の窓口担当者の研修や情報共有はどうなっておりますでしょうか。

【梅田地域づくり推進課長】 移住相談員、各市町おまして、職員が対応するところ、それから専門の相談員がいるところ様々でございますが、やはり実際に相談している場面を見てるのが一番勉強になるかなということで、東京や福岡などで大規模な相談会をしておりますけれども、その当然一番の目的は相談者に対して自分たちの市町の魅力をお伝えしたりすることが一番の目的でございますけれども、やはり県内のほとんどの市町が参加するような相談会ですので、その中でやはりベテランの相談員というかそういう方もいらっしゃるの、実際に生で相談している場面をほかの市町の相談員からすると見ることもできるので、そういったのを研修の場としているところでございます。

また、そういった相談会を開催することで、市町の相談員同士の連携も生まれてきますので、相談員が日頃の相談で悩んだ際にこの移住サポートセンターの相談員であったり、ほかの市町に相談しやすいような、そういった交流のきっかけをつくっているところでございます。

【白川委員】 ありがとうございます。

東京等でですね大規模にされている相談会が研修の場のようになっている、交流の場のようになっているということではありましたけども、やはりですねせっかくこうやって各市町にあるということと、その移住者数もこうやって数字で出されていて、プラスになっているところ、マイナスになっているところというふうな前年比等も出されているということであれば、増えているところは何でなんだろうっていうふうに疑問に思ったりですね、恐らく担当者たちも日々悩みながら向上心を持って働いておられると思いますので、できれば県内だけでもそういったの共有の場とか好事例の紹介の場を設けていただけると、よりよい成果が現れるのではないかなと思っています。

ですので、そういう研修会等を開催していただければというふうに思いますけども、またその移住を実際にされた方の、要は追っかけというか調査ですとかアンケート、または実際移住してみたけどこんなことに困っているよとか、そんな想定外のことがあったりとかそういうこともあると思いますので、そういった対移住者に対してのフォローはどのようになっていますでしょうか。

【梅田地域づくり推進課長】 まず、移住相談員の研修に関してなんですけれども、昨年度の実績で諫早市が移住者数が増えてるんですけども、その理由の一つとして移住コーディネーターさ

んが様々な相談者に対して現地を案内したりするなどの工夫をしたことが要因じゃないかと諫早市さんが考えられているということですので、そういった情報は移住の担当者会議などで共有して横展開を図ってまいりたいと考えております。

それから、移住後のアンケートですけれども、現在二つのアンケートを実施しております。

一つが、もちろん移住者アンケートなんですけれども、今年度であれば昨年度、本県に移住してきた方を対象にアンケートを実施いたします。内容は、本県に移住した理由であるとか移住したきっかけ、あと実際に役に立った支援策などを聞いて、それを市町にも結果を共有して、今後の移住施策に検討していくために一つはアンケートしております。

もう一つは、これ移住サポートセンターを介して移住した人にちょっと限定してしまうんですけれども、3年前に移住された方が今も長崎県に定住しているかという定住率調査をしまして、今年度ですと令和5年度に長崎県に移住してこられた方、サポートセンターを通して来られた方にはなりますけども、その方々の定住調査をしまして、大体95%の方が定住されているといったような状況でございました。

【白川委員】 丁寧なご説明ありがとうございます。

定住後の調査もしていただいているということで、3年経過してもなおお住まいの方が95%ということで、高い数字というかですね定住につながっているというふうに思いますけども、お困り事も市町と共有をいただいているということでもありますけども、移住者の方がですね、例えば移住してきたものの思ってたこととは違ったとかですね、ちょっと一番もう私が問題視

しているのはですね、医療関係ですね。分娩施設が休止したっていうようなことで、上五島の移住者の方からはすごく残念な声が届いているということもお伺いしたので、そういった移住する前とした後の環境が変わったということについてはですね、非常に変わることもあるとは思いますが、大変残念な思いをされている方がいるので、そういう声もしっかり聞き取っていただいてですね市町と共有し、解決に向けて働きかけていただきたいなと思うところがありましたので伺いました。

移住者の70%以上が40代以下ということで、希望する方がその地が永住の地になるようにということで、雇用はもちろんですけども家族を設けたりする中で、非常にこの分娩施設や子育て施設は非常に必要不可欠であるというふうに思います。

そういった中で奈留島等でもですね入院病床が休止をしたりしている状況がある中で、こちらはですね医療の専門分野の委員会ではありませんけども、やはりそういった移住施策を推進していく反面、そういった住みにくい環境になってしまっているということは事実ですので、やはり移住していただいた方も、もちろんそもそもお住まいの方々もですね、やはり住んでよかったと思えるような地域づくりを県全体として取り組んでいただきたいと思っております。

国境離島の法律もですね10年延長となりましたので、特にちょっと島のことを挙げて言っているのは私の島愛が強いのもそうなんですけども、実際この移住者数の市町別の中でも、離島で大体567人ということで、3割近くの25%以上は離島に移住されている方がいらっしゃるということで、島はこの長崎県の魅力の一つでもあるというふうに思っておりますので、そういっ

た意味でもですね移住を促進する上での様々な環境整備については、ほかの部局ともしっかり連携をして進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【初手委員長】 ほかに質問はございませんか。

【山下委員】 皆さんお疲れさまです。

県庁舎跡地の整備手法の変更、見直しについて、ちょっと私も今日質問する予定ではなかったんですけども、昨年の11月の総務委員会の議事録をちょっと読ませていただいているんですが、まずマーケットサウンディングを実施しましたということで、その報告が委員会で行われてます。

その中でもですね、当時の室長さんですか前任さんだと思うんですけども、跡地整備の事業スキームにつきましては、運営面を重視してPFI事業等を念頭に検討を進めてまいりたいと、もう明言をされてるわけね。これもう去年の11月の時点ですよ。

今回こういうふうな見直しをつていうことで、何がこの間ですねあって、こういうふうな考え方に整理されたのか。ちょっと私ももうその当時おりませんでしたので委員会に、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、ちょっと改めてですねちょっとそこを整理、教えていただきたいなと思います。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 今、委員からお話ありましたとおり、昨年度の時点におきましては令和7年3月に整備イメージ（案）、あるいはスケジュールでお示ししてたように、想定としてはですねPFI事業で設計、施工、運営を一括で発注して行う方向で検討を進めておりました。

その後ですね、専門家の方々に県配置プラン等を見ていただく中であったり、あるいはいろ

いろ基本計画を策定する議論を深めていく中で、県庁舎跡地が450年以上の長きにわたる歴史が重層的に積み重なった場所であることですか、長崎発祥の地であるとか、そういったところを考えると一定程度的上質なデザイン、上質な空間でなければならないというふうな方向に意見が集約されつつありまして、そうしたときに従来のPFI事業でありますと設計、施工、運営が一括で発注するものですから、受託した民間事業者が設計にどれくらいの費用をかけるかというところがですね、県の方では判断できなくて民間事業者の裁量になってしまうところが多くて、どうしてもそうしてしまうとデザインが安価なものになってしまう懸念もあるというところですね、設計を先行して検討を行うというふうな方向に今年度に入ってから変わったところであります。

【山下委員】 5億円近い県費を使ってコンサル業務を委託したり、あと歴史的調査といいましょうか、1億8,000万ぐらいの事業、間違えてたらちょっとすみません。1億8,000万ぐらい使って、これまで長きにわたって委員会等で一般質問もそうですけど、皆さんが議論してきてこの短期間で一瞬で何かぱっと変わってしまうところがですね、なかなか県民にとっても理解しにくいところなんじゃないかなというふうに思うしですね、何かあったんじゃないかなって勘ぐられてもおかしくないような何かこう動きじゃないかなというふうにちょっと感じます。

それでちょっともう一回整理をさせていただきたいんですけど、今回手法を見直しされて、設計業務を先行して実施する、このメリットとPFIでいこうとしてたところからするとデメリット、メリット・デメリットあると思うんですけど、そこをちょっともう一度確認をさせて

いただきたい。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 今、委員おっしゃられたような点につきましてはですね、設計を先行で発注した場合のメリットとしてはですね、デザインについて一定の水準を担保することが可能になるというふうなメリットが一つあるかなと思います。

デメリットとしてはですね、幾つかあるとは思いますが、一つ挙げられることとしましては、PFI事業でありましたら設計、施工、運営まで全て含めて幾らですというふうな形で金額が決まって発注するような形になりますけれども、設計先行の場合はですね、今後工事費あるいは運営に幾らかかるかっていうところが設計の発注段階では決まっていないような形になりますので、そこは一定県の方できちんとコントロールしながら進めていかなきゃいけないかなというふうに考えております。

【山下委員】 おっしゃっているようなことだと思うんですけども、逆にデザインが先行することですね、建設、運営と違ってミスマッチが起こりやすいかなという部分も考えられるわけですよね。そうするとコストが逆に膨らむんじゃないかというふうなこともちょっと懸念するわけですが、その辺りはいかがですか。

【國廣県庁舎跡地活用室長】 今おっしゃられたようにですね、設計を先行して行った場合に、事業費がPFI事業は当初で金額が決まってますけれども、そこが上振れするんじゃないかっていうのは確かにご指摘のと通りの懸念はあると思いますので、そこはしっかりとですね設計を発注する段階で仕様書といいますか、要求する水準としてどの程度の規模のもので今策定しております秋までに策定する基本計画の中で、総事業費の概算も出しますので、そういったキ

ヤップはきちんとかぶせた上で何かコントロールできなくて莫大なものになってしまうとか、そういったリスクは避けるように最善の手法を取っていきたいと考えております。

【山下委員】 いずれにしましてもですね、我々も県民の代表として議会に出てきておりますので、そういうやっぱり大きな変更があるときとかですね、やっぱり事前にいろいろとお知らせいただきながら、またこの場で議論をさせていただきながら、また透明性をですね担保していただきながら、あらぬ疑念を持たれないように慎重に進めていっていただきたい部分もあるし、スピード感を持ってやらないかん部分もあるでしょうから、そこは本当に理解しておりますけれどもですね、やっぱり委員会委員にもですね、きちっとご報告、ご相談いただきながら進めていっていただきたいと思います。

最後に部長ですね、その辺りも含めてですね、今後の方向性、意気込みをお聞かせいただければと思います。

【渡辺地域振興部長】 これまで委員の皆様ですね、県庁舎跡地の関係ではいろいろとご質問いただきまして、まとめてちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、やはりこれまで長年検討してきた当初の理念ですとか、そういったものはしっかり踏まえつつですね、こういった形がいいのかというところを種々検討した結果、今回こういった手法の変更についてもご提案をさせていただいたというふうに考えております。

引き続きですね、基本計画の策定に当たってはですね、また皆さんのご意見をお聞きしながらしっかり対応してまいりたいと思いますし、今回のちょっと十分な説明ができなかったことにはお詫びを申し上げて、今後しっかり取り組

んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします

【初手委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ほかに質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時18分 休憩 —

— 午後 2時18分 再開 —

【初手委員長】 再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時18分 散会 —

第 4 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年7月2日

自 午前 9時57分
至 午後 2時55分
於 委員会室1

猪股慎太郎

人 事 課 長

井手美和子

新行政推進室長

岸川 康博

職員厚生課長

高橋 圭

財 政 課 長

赤尾 美望

財 政 課 企 画 監

坂本 将志

管 財 課 長

寺崎 隆雄

財 産 活 用 室 長

田島 義史

税 務 課 長

高木 栄三

税 務 課 企 画 監

佐藤 荒樹

債 権 管 理 室 長

湯川 亮一

スマート県庁推進課長

原田 和典

スマート県庁推進課企画監

本村 篤

総務事務センター長

2、出席委員の氏名

初手 安幸	委員長（分科会長）
永安 健次	副委員長（副分科会長）
山口 初實	委 員
近藤 智昭	〃
大場 博文	〃
山下 博史	〃
赤木 幸仁	〃
本多 泰邦	〃
白川 鮎美	〃
畑島 晃貴	〃
虎島 泰洋	〃

今富 洋祐

危 機 管 理 部 長

古川 豊久

危機管理対策監

杉浦 一也

危機管理部政策監
（基地政策担当）

山口 大吾

防 災 企 画 課 長

伊東 猛

基地対策・国民保護課長

福田 耕一

消 防 保 安 室 長

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

川端 博子	秘書・広報戦略部長
川口 正剛	秘 書 課 長
永川 慎吾	ながさきPR戦略課長
鶴田小百合	広 報 課 長

早稲田智仁	総 務 部 長
安達 有生	総 務 文 書 課 長
上原 大善	県民センター長

6、審査の経過は次のとおり

— 午前 9時57分 開議 —

【初手委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

分科会審査に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日審査を行う第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分及び委員会付託議案である第74号議案「ながさき

未来人材育成基金条例」は関連があることから、まず予算議案及び第74号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うことといたします。

そして、委員会再開後、第74号議案について討論・採決を行うこととしたいと存じますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【川端秘書・広報戦略部長】 おはようございます。

本年4月1日付人事異動で秘書・広報戦略部長を拝命いたしました川端でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日出席しております秘書・広報戦略部の新任幹部職員をご紹介します。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【早稲田総務部長】 おはようございます。

総務部長の早稲田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

4月1日付の人事異動に伴い、交代があった職員のうち、今回初めて総務委員会へ出席する幹部職員を紹介させていただきます。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【今富危機管理部長】 おはようございます。

危機管理部長の今富でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

4月1日付の人事異動に伴い、交代があった職員のうち、今回初めて総務委員会へ出席する幹部職員を紹介させていただきます。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【初手委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【初手分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

まず、秘書・広報戦略部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【川端秘書・広報戦略部長】 秘書・広報戦略部関係の議案についてご説明いたします。

秘書・広報戦略部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

初めに、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、予算編成時期と知事選挙の関係から、重要な政策的経費を除いた骨格予算として編成しておりましたので、今回の補正において、具体的な施策に係る予算を計上しております。

歳出予算は3,013万6,000円の増であり、その

内容につきましては、県民が長崎の魅力に触れる機会の創出に要する経費を計上いたしております。

次に、3ページをお開きください。

報告第2号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

これは、さきの3月定例会県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております。令和7年度予算の補正を、令和8年3月31日付で専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳出予算は2,887万9,000円の減であり、これは年間の執行額が確定したことに伴い、所要の調整を行ったものであります。

主な内容につきましては、秘書事務費382万6,000円の減、ながさきの魅力発信事業費127万1,000円の減、広報誌発行費765万8,000円の減であります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】次に、総務部長より予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【早稻田総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料及び同説明資料追加1をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、第71号議案「令和8年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）」、第84号議案「令和8年度長崎県一般会計

補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、報告第9号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」、報告第12号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」であります。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

初めに、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、予算編成時期と知事選挙の関係から、重要な政策的経費を除いた骨格予算として編成しておりましたので、今回の補正において、具体的な諸施策に係る予算を計上しております

歳入予算は482億5,322万6,000円の増、歳出予算は90億1,195万1,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、こども及び若者の多様な挑戦を支援することにより、次代を担う人材の育成及び活躍の推進を図ることを目的に設置するながさき未来人材育成基金の積立金の増。

令和8年度の普通交付税における新たな算定費目である地域未来基金費に係る産業文化振興基金への積立金の増。

県北振興局庁舎再整備に向けた基本計画策定のため、施設規模や整備手法等についての調査を実施する経費の増によるものであります。

債務負担行為については、本庁舎及び総合庁舎等整備事業費について、県北振興局庁舎再整備に向けた調査業務契約を複数年とするため、令和9年度に要する経費を計上いたしております。

次に、第71号議案「令和8年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

債務負担行為について、職員が運転する公用車の調達契約に係る令和9年度から令和15年度までに要する経費等を計上いたしております。

次に、予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料追加1の2ページをお開きください。

第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

この補正予算は、国の重点支援地方交付金等を活用した物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は1億3,177万1,000円の増を計上いたしております。

続いて、元の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料にお戻りいただき、4ページをお開きください。

さきの3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております令和7年度予算の補正を令和8年3月31日付で専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

まず、報告第2号「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これらは年間執行額が確定したことなどに伴うものであり、歳入予算は50億4,601万8,000円の減、歳出予算は29億3,864万4,000円の増となっております。

この歳出予算の主な内容は、県債管理基金積立金の増、法人事業税の市町に対する交付金の減等によるものであります。

次に、報告第9号「令和7年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」についてですが、庁舎管理、自動車管理、文書管理に要する経費の年間執行額の確定に伴い、歳入予算、歳出予算ともに2,822万4,000円の減となっております。

この主な内容は、集中管理庁用車運営費の減によるものであります。

最後に、報告第12号「令和7年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」についてですが、歳入予算、歳出予算ともに1,505万6,000円の減となっております。

この補正予算は、県債管理基金積立金の減によるものであります。

続きまして、関連議案についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料2ページをお開きください。

今回、ながさき未来人材育成基金積立金に関連して、併せてご審議をお願いいたしておりますのは、第74号議案「ながさき未来人材育成基金条例」であります。

この条例は、こども及び若者の多様な挑戦を支援することにより、次代を担う人材の育成及び活躍の推進を図る経費に充当する基金を設置するために必要な事項を定めようとするものであります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】 次に、危機管理部長より予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】 危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料、

危機管理部の当初版及び追加1をご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

まず、追加1の2ページをお開きください。

初めに、第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金等を活用した物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、防災指導費2億8,989万9,000円の増となっております。

この歳出予算内容についてご説明いたします。

これはL Pガス一般消費者料金高騰対策支援事業で、L Pガス料金上昇の影響を受ける県内一般消費者の負担軽減を図るため、L Pガス販売事業者が行う使用料金の値引きを支援する経費として計上いたしております。

次に、当初版の2ページをご覧ください。

報告第2号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

これは、先の3月定例会県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております。令和7年度予算の補正を令和8年3月31日付で専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

歳入予算は合計で775万4,000円の減、歳出予算は合計で7,686万2,000円の減を計上いたしております。

これらは、歳入による国庫支出金及び歳出に

おける年間の執行額が確定したことに伴い、所要の調整を行ったものであります。

この補正予算の主な内容は、原子力災害対策整備事業費3,149万7,000円の減であります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明が終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手分科会長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料、『政策的新規事業の計上状況』」について説明を求めます。

【川口秘書課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本分科会に提出いたしました政策的新規事業の計上状況のうち、秘書・広報戦略部関係についてご説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

秘書・広報戦略部関係として計上しているものは、項目1に記載のながさきの魅力への共感づくり・誇り醸成事業費の1事業でございます。

内容につきましては、この後の補足説明におきまして、ながさきPR戦略課長から説明させていただきます。

資料の説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【安達総務文書課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本分科会に提出しております総務部関係の政策的新規事業の計上状況についてご説明いたします。

資料は先ほどと同じ表紙に、秘書・広報戦略部、企画部、総務部、地域振興部、県警本部と記載があるものでございます。

2ページの総務部の事業につきましては、上から三つ目の長崎県産業文化振興基金積立金、四

つ目のながさき未来人材育成基金積立金、五つ目の本庁舎及び総合庁舎等整備事業費（県北振興局庁舎整備関係）、以上3事業を記載しております。

事業の計上額につきましては、予算編成過程において事業内容等を精査した上で予算案として計上した額を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】次に、ながさきPR戦略課長より補足説明を求めます。

【永川ながさきPR戦略課長】私から、戦略PR推進事業費の事項名、ながさきの魅力への共感づくり・誇り醸成事業費につきましてご説明申し上げます。

予算決算委員会総務分科会補足説明資料、秘書・広報戦略部の2ページをご覧ください。

まずは、事業の目的でございます。

本事業は、昨年9月に策定をいたしましたながさきブランディング・情報発信戦略の考え方に沿いまして、ブランディングの取組を推進していくための事業でございます。

目的にも記載しておりますが、目指す姿といたしまして、県民や事業者の皆様の当たり前の中にある長崎の魅力や価値を県外からの評価や客観的なデータなどを通じて見える化し、県民の皆様が触れる、体験・体感するなどの見詰め直し、発見する機会を提供することで共感をしていただき、長崎県の魅力や価値が長崎県民から県外の方へ伝わっていく姿を目指してまいりたいと考えてございます。

次に、事業の概要につきましては、まず一つ目といたしまして、ブランディング等戦略と連動いたしまして、その推進の旗印として策定したブランドロゴ及びメッセージ「みなが咲き、

ながさき」につきまして、県民の皆様の目に触れる機会を増やし、その意図やイメージの推進を図ってまいります。

具体的には、ロゴ等を活用した啓発素材の制作を進めるとともに、趣旨をご理解いただいた上で広くご活用いただけるよう、周知や展開に取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、二つ目の長崎愛を育むための取組でございます。

こどもや子育て世代を対象に、本県の魅力や価値を改めて理解し、実際に体感や体験していただく機会の充実を図りたいと考えてございまして、その一環といたしまして、ふるさと教育の場で活用できる教材や冊子等の作成に取り組んでまいります。

続きまして、三つ目の行動変容を促す取組でございます。

まず、地域の事業者や県民の皆様と連携しまして、地域の魅力を改めて認識するとともに、そのさらなる磨き上げにつなげるため、県とアドバイザーが地域に出向き、きめ細やかな伴走支援の下、ワークショップ等を実施してまいります。

次に、長崎は魚がおいしいというイメージの向上を図るため、長崎の魚の魅力を分かりやすく発信するストーリー開発などにつきまして、水産部の取組とも連携を図りながら、効果的な支援を行ってまいりたいと考えてございます。

また、こどもたちを育んでいく教職員や県民の皆様のために施策を立案する県職員を対象とした研修等を実施し、長崎ブランディングに関する理解の促進と意識の醸成に取り組んでまいります。

さらに、各種施策の立案に当たりまして、長崎ブランディングやマーケティングの視点を的

確に取り入れることができるよう、実際に実務で活用可能な手引書を作成してまいります。

以上の取組などを通じまして、県民の皆様や関係者の具体的な行動変容につなげてまいりたいと考えております。

ながさきPR戦略課の補足説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】次に、財政課長より補足説明を求めます。

【高橋財政課長】私から、今回ご審議をお願いしております第70号議案及び第74号議案について、補足してご説明申し上げます。

まず、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、産業文化振興基金積立金について、補足説明資料、産業文化振興基金への積立てについてをご覧ください。

概要につきまして、国は令和8年度の普通交付税の基準財政需要額に新たな算定費目、地域未来基金費を臨時費目として創設をしているところでございます。

こちら都道府県が配分額を基金に積み立てることにより、地域産業成長プランに基づく取組を複数年度で計画的に推進しようとするものでございます。

地域未来基金費の総額は全国で4,000億円でございます。国の示した計算式に基づき試算した結果、本県への配分額を約60億円と見込み、今回産業文化振興基金への積立てに要する経費を計上してございます。

具体的な充当事業につきましては、本県の地域産業成長プランの内容を踏まえ、速やかに検討を進め、今後お示しをさせていただきたいと考えてございます。

次に、第74号議案「ながさき未来人材育成基

金条例」につきまして、総務部の総務委員会説明資料の8ページ、第74号議案「ながさき未来人材育成基金条例」をご覧ください。

本条例につきましては、こども及び若者の多様な挑戦を支援することにより、次代を担う人材の育成及び活躍の推進を図るために基金を設置するものでございます。

基金の財源及び運営スキームについてでございますが、今回の補正予算において財政調整基金を財源とし、30億円をながさき未来人材育成基金に積み立てた上で、その運用益1億円程度を想定しておりますが、こちらはこどもや若者の挑戦を後押しする事業へ充当するものでございます。

また、企業版ふるさと納税を活用した民間企業等からの寄附も募り、官民が連携してこどもや若者の挑戦を応援する仕組みを構築してまいります。

なお、充当事業につきましては、国際的な体験やスポーツ、科学の探求など多様な分野で努力を続けるこどもたちの挑戦や、日々の活動から一歩踏み出すような挑戦的な取組への支援を予定してございますが、詳細の内容につきましては現在速やかに検討を進めているところでございまして、今後お示しをさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手分科会長】次に、消防保安室長より補足説明を求めます。

【福田消防保安室長】それでは、危機管理部の分科会補足説明資料をお開きください。

LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業についてご説明申し上げます。

まず、1の背景ですが、（1）都市ガスを使用している一般消費者につきましては、国が都市ガス事業者を通じて値引きの支援を実施しておりますが、県内世帯の約半数を占めるL Pガスにつきましては、国の支援の対象となっておりません。

（2）L Pガスにつきましては、国の臨時交付金の推奨事業メニューにL Pガス使用世帯への給付などの支援が明示されております。

（3）県内約28万世帯で使用されているL Pガスの一般消費者の負担を軽減するために実施する事業となります。

次に、2の事業概要ですが、L Pガスを使用する県内一般消費者に対し、価格上昇分の一部についてL Pガス販売事業者を通じて国が値引きを行っている都市ガスの値引き率に準じた金額を支援する事業となります。

3、具体的な事業内容としましては、（1）支援対象は県内のL Pガス利用世帯約28万世帯としております。

（2）支援単価は、1世帯800円の定額としております。800円といたしました根拠でございますが、点線の中に記載のとおり、標準世帯におけるL Pガスの過去5年間の価格上昇幅が700円となっており、これに国の都市ガス支援の補助率に準じた40.4%を乗じた額が280円となります。この280円の3か月分相当ということで800円としたところです。

なお、3か月の考え方ですが、今回の国の都市ガスの支援が令和8年7月から9月の3か月分ということで、同じ期間としております。

次に、（3）の支援総額ですが、本事業の支援対象世帯が約28万世帯であるため、（2）の支援単価800円に28万世帯を掛けまして、2億2,400万円となります。

また、値引きの実施に伴うL Pガス販売事業者の手数料として、6,030万円を計上いたしております。これは1事業者につき3万円の定額に加え、値引きを実施した世帯1件当たり180円を手間賃としてお支払いするものです。

また、本事業は県直営で実施するため、会計年度任用職員を雇用するなどの費用として、その他事務費559万9,000円を計上しております。

次に、（4）の支援方法ですが、県内のL Pガス販売事業者一般消費者のL Pガス料金から800円を値引きしていただき、当該額をL Pガス販売事業者に補助することとしております。

参考として、四角囲みの中に支援手続の流れを記載しておりますが、これまで実施しております事業の支援手続の流れと変更はございません。

最後に、今後のスケジュールですが、議決後速やかにL Pガス販売事業者へ事業開始の周知を行った後、料金の値引きと支援金の支払いを実施する予定です。

なお、L Pガス販売事業者が本事業へ参加しやすいようにするために、料金値引きを実施する期間を長めに取り、12月までとしております。

消防保安室関係は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案、予算に係る報告議案及び第74号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山下委員】 皆さん、おはようございます。

質疑の前に、昨日は大変県内も警報級の大雨ということで、県職員の皆さんは特に危機管理部を中心にご対応大変だったと思いますが、佐世保地区においては特段大きな被害はないということで私は聞いておりますけれども、引き続き

き大雨が続いてますので地盤が緩んでるところもあると思うので、引き続き県民の生命と財産を守るために緊張感を持って、引き続き対応いただきますようによろしくお願い申し上げます。

質問に入ります。予算議案の総務部長説明にもありました県北振興局の庁舎の再整備、調査経費ということで予算を組んでいただいております。この件について数点お尋ねをさせていただきます。

もともと佐世保警察署が今ありますけれども、跡地を候補地として再整備を進めていただくということで予算計上していただくということがあります。

築年数を考えますとですね、非常に再整備を進めていただくということで、高く評価をさせていただくということでございますが、何点か詳細を確認をさせていただきたいと思います。

今回の基本計画策定のための調査経費ということでもありますけれども、この基本計画策定までのまずスケジュールはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

【寺崎財産活用室長】基本計画策定までのスケジュールについてのお尋ねでございます。

まず、県北振興局は県北振興の拠点でございまして、防災拠点であったり県庁舎のバックアップオフィス機能を担う重要な庁舎となっております。

老朽化が著しいため優先して再整備をすることとしており、今議会で調査経費の予算審議をお願いしているところでございます。

スケジュールにつきましては、来年度中、令和9年度中に基本計画を策定したいと考えておりました、そのベースとなります与条件調査、民間活力導入可能性調査を予算で計上させていただいておりました、1年程度の期間を要します

ので速やかに発注に向けた調査を行い、今年度後半から来年度にかけて調査をするということをご予定しております。

その調査の結果を参考にしながら、来年度中に基本計画を策定していくという形になります。

【山下委員】ありがとうございました。来年度中に基本計画を策定していくというご答弁でありました。

次にですね、実際の庁舎の建設ですけれども、どのくらいの時期から始めて、またどのような規模感で考えられてるのか、今の時点ですでに、その辺りをお知らせいただければと思います。

【寺崎財産活用室長】調査の規模、また時期についてのお尋ねでございましたが、調査の規模につきましては、庁舎が持ちます機能に対応して決まっておりますので、まずは必要な機能というものを先ほど申し上げた調査で検討していくという形になります。

基本的には、現在の県北振興局及びその周辺に分散しております庁舎の機能を付加することが想定されておりますが、それらの機能に対応する形で規模や事業費については決まっておりますので、そういったものについて先ほど申し上げた調査の中で整理を進めていくという形になりますので、現時点で規模や機能についてこういうふうな形ですということを申し上げます。

【山下委員】ありがとうございました。

もう一点ですね、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、現在の県北振興局を見ますと、打合せスペースとか会議室とか、なかなかちょっと足りてないなという私も行って感じるところあるんですけれども、特に今新しくこの県庁本庁舎ですか、県民の皆さんが集えるような協働スペースが結構あるなど。例えば学生さんが来

てそこくつろいだり勉強したりっていうスペースもあるようでありますけれども、ぜひともですね、今からの計画だと思いますけれども、新しい県北振興局にもそういった協働スペース、県民の皆さんが集えるようなスペースをぜひともつくっていただきたいというちょっと思いがあるんですけども、その辺りの工夫について何かお考えがあれば、お知らせいただきたいと思います。

【寺崎財産活用室長】県北振興局の再整備に当たって、県民協働のようなスペースについてどう考えているのかというお尋ねでございました。

ご指摘のように、現在の県庁舎には県民協働のスペースというものを確保しておりますけれども、一方で今、県南振興局、庁舎を整備しておりますけれども、県南振興局整備においては、利用者の立場から利用しやすい窓口だったり相談機能というのを重視させて設計させていただいておりまして、県民協働のスペースというのは設けてないという状況でございます。

先ほど申しましたように、県北振興局の再整備に当たりましては、基本的に現在の振興局周辺の庁舎の機能というのを想定しておりますけれども、それらに加えて、今ご指摘のありましたような県民協働のスペースも含めてどういう機能が必要であるかというのは、コストにも関係してまいりますので、町内外の意見を参考にしながらしっかりと検討していきたいと考えております。

【山下委員】ありがとうございます。ぜひともですね、工夫をしていただければと思います。

最後にもう1点確認なんですけど、もう一つ佐世保の方は国道沿いに天満庁舎がございます。こちら結構老朽化が進んでるんじゃないかなと思いますけど、再整備の中でこの天満庁舎につい

てはどのような方向性で考えられているのかをお尋ねいたします。

【寺崎財産活用室長】天満庁舎についても再整備の対象とするのかといったお尋ねだと思います。

現在、県北振興局の天満庁舎には、県の東彼・北松福祉事務所など複数の県の機関等が入居しております。

一方で、特に老朽化が著しく、耐震性にも課題がございますので、県北振興局の再整備と併せて解体などの方針を検討していく必要があると考えております。

先ほど申し上げた今後の調査、基本計画策定の過程において方針を整理していきたいと考えております。

【山下委員】ありがとうございます。確認をさせていただきました。

とにかく県北振興局っていうところは、県北の県民にとって拠点となる本当にシンボリックな場所ありますので、県民の皆さんに愛される、そして集っていただけるような再整備に向けてですね、1年でも早く完成するように我々も地域の皆さんにもお話ししていきたいですし、協力をお願いしていきたいと思っておりますので、一緒に頑張っていききたいと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

【初手分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【赤木委員】おはようございます。私からは大きく2点質問したいと思います。

まず、LPガス一般消費者料金高騰対策事業費についてお尋ねをいたします。

こちらは先ほどご説明があったとおり、28万世帯に対しての料金を値引きするということでした。この資料ですね、先ほどご説明いただい

た資料を見ると、一旦LPガス販売事業者が立て替えるというか、そういう事業のスキームになっているかと思います。

そのため330事業者、LPガス販売事業者に対して、この費用、これを一旦負担していただくことになると思いますが、先ほどご説明の中で期間が長くってあるのは参加しやすくするためというお話がありました。

ということはですね、この330事業者の中で参加しないという判断をする事業者があるのではないかと受け取れたんですけども、今のこの参加の状況、販売事業者の受け止めなどありましたらお聞かせください。

【福田消防保安室長】LPガス一般消費者への支援事業について、販売事業者の参加の状況というお尋ねかと思います。

これまで現在5期の支援を継続しておりますが、4期までの状況でお答えいたしますと、販売事業者の参加率につきましてはおおむね98%となっておりまして、広くご理解をいただきながら事業を展開できているのではないかと考えております。

【赤木委員】ありがとうございます。今のお話、330事業者の98%が参加をいただいているということで2%が参加しないということですが、その2%は大体どの世帯、何世帯ぐらいに当たるんでしょうか。

【福田消防保安室長】第3期で見ますと、小規模の事業者さんで協力いただけないというところが数者ございました。

世帯のカバー率でいきますと、3期においては99%を超えるカバーとなっておりまして、4期におきましては、大手の一事業者さんの方で社内のシステムの更新などのご都合で、どうしてもその期だけご参加が難しいというお申出があり

まして、その事業者が契約しております世帯、およそ9,000世帯が残念ながらこの支援事業の実施ができなかったということで、この第4期についてはカバー率が96%ほどに落ち込んでおります。

今回ご相談をしております限りにおきましては、今回はご参加いただけるということでお願いをしたいと考えているところでございます。

【赤木委員】ご説明ありがとうございました。

県としてっていうことで100%を目指していくってことは変わらないと思います。いろんな課題が事業者ごとによって変わってくるのかなと思いますので、そこを聞き取っていただいて支援の在り方、事業者の皆さんが参画しやすいように引き続きフォローなり、ぜひ全世帯に対応できるようにお願いしたいと思います。

もう1点ですね、PR戦略課のながさきの魅力への共感づくり・誇り醸成事業費ですね、県民が長崎の魅力に触れる機会を創出する経費として3,013万6,000円についてお尋ねをいたします。

先ほど永川課長の方からご説明いただきました。今回は魚に注目したいということでありますが、今まで物産ブランド、どちらかというと観光の部局であったり、お話もありました水産部が魚についてのPRなども行っておりましたが、今回PR戦略課で行う経緯であったり、魚にした根拠などありましたらお知らせください。

【永川ながさきPR戦略課長】長崎県の魚でございますけれども、長崎県は漁獲量が全国2位、それから西日本で60年間ずっと1位ということ。それから取れる魚種の数はずでにご案内のとおり全国1位という水産県にもかかわらず、首都圏等での長崎といえば魚がおいしいという、そういうイメージが正直あまり持たれていないという、現状があると認識してございます。

当課が今年5月に実施をいたしました県内外への簡易アンケートにおきまして、長崎県は魚がおいしいというイメージがありますかという質問をいたしましたところ、あると答えた方で県内の方が90.3%ございましたが、県外の方は45%と約半分の数値でございました。

また、県内の方へ県外の方に長崎の魚を勧めたことはございますかという質問もいたしました。その結果、勧めたことがあると答えた方が半分ぐらい、55%にとどまったという結果でございます。

こうしたことから、本県が全国に誇る水産資源につきまして、県民の皆様にもっと魅力を認識いただき、愛着や誇りを持っていただき、県外の皆様へは長崎といえば魚がおいしいと思っただけのような情報発信等に取り組んでまいりたいと考えたところでございます。

やはり大体県外に行って、長崎といえば何をイメージされますかと聞くと、チャンポン、カステラ、平和、ハウステンボスという4本柱が返ってきておまして、長崎と言えば魚っていうイメージがなかったということを結構私、例えば県外パブリシティでメディアにも行くんですけども、よくお返事をいただいて。そういったところもありまして、やっぱり長崎が誇る魚をしっかり取り組んでまいりたいと思った次第でございます。

具体的には水産部とも連携をいたしまして、関係者のヒアリングや本県の水産分野の環境、状況の調査・分析、それから既存の取組の効果検証等を行いながら、本県の魚がおいしいというエビデンス、それからストーリーの整理を行いまして、その整理に基づいた効果的なプロモーション等の検討を行ってまいりたいと考えてございます。

【赤木委員】 ご説明ありがとうございました。

私も魚大好きですし、そこに着目していただいて、それは今までは水産部ではなくて、水産部も連携しながら、PR戦略課が行っていただく意義というのはとてもあると思っております。

今のお話ですと、今回いろいろな調査などを行ってプロモーションにつなげていくということなので、今回もちろん説明の中で県民の皆さんが胸を張って、長崎は魚がおいしいんだと、一人一人がある意味営業マンとなれるような戦略を描いていらっしゃると思いますが、単年というよりはもちろんもうちょっと長いスパンで見えてらっしゃるのでしょうか。

【永川ながさきPR戦略課長】 お答えいたします。

まず、次年度は調査・分析がメインになってくると思います。それから具体的な調査・分析に基づいたプロモーションなど、具体的にアウトプットをどのようにしていくか、どのような取組を展開していくかというのは、次年度以降しっかり数年かけて取り組んでいって、数年かけて浸透させていく取組になるかと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。大いに期待したいと思っておりますが、参考にした自治体の取組などありましたら教えてください。

【永川ながさきPR戦略課長】 参考にした県として調査でちょっと行かせていただいた県でございますけれども、例えばでございますけど富山県ですね、すしといえば富山という一点突破のプロモーションを展開されております。その知名度が今、首都圏等で徐々に上昇していると認識をしております。

富山成長戦略のブランディング戦略プロジェクトチームの座長をされた方の会社のホームペ

ージによりますと、すしを選んだ理由につきましては、すしであれば富山で育まれた米であったり水であったりなどの食文化や器も有名でございますので、器などの関連産業といった富山県の強みを生かせるとともにインバウンドにも人気がございますので、世界に対してもインパクトを与えることができると考えたっていうところと、バランスよりも選択と集中をした方がいいというふうに県に提言したというふうに記載がございました。

立山連峰から富山湾に注ぎ込む栄養分豊富な水や湧水が魚介類を引きつけて、加えて富山湾が水深1,000メートルを超える深海であるということで、500種類以上の魚が生息しており、天然の生けすといったようなそういった意味で富山の魚はおいしいというようなストーリーテリングをされております。

富山湾鮭というブランドで、市内に行ったら多くのお店が富山湾鮭っていうふうに出して、ブランド化に向けた展開をされているという事例がございます。

また、北九州市も同様に、市のプロモーションを行っておりまして、こちらも響灘とか関門海峡であるとか豊前海の三つの特色の異なる海に恵まれているというところや西日本の主要な漁港の中心地だというストーリーテリングをされて、なぜ北九州の魚がおいしいのかっていうストーリーテリングをされている事例でございます。

どちらの都市もですね、なぜ地元の魚がおいしいのかっていうところのエビデンスやストーリーを整理してプロモーションなどを展開されておりまして、本県もそのような分析と整理が必要と考えております。

本県の強みを整理していく中で、しっかりマ

ーケティングの視点も踏まえまして、どのような打ち出しが最も効果的で戦略的であるかですね、ながさきPR戦略課として検討してまいりたいと、水産部と連携して検討してまいりたいと考えてございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。

今回予算議案についてのまずは質疑でありますので、今おっしゃっていただいた富山の取組でしたり北九州の取組ですね、私も以前から見させていただいておりまして、すごく羨ましいなと思う部分もございました。

やはり長崎はもっともっと他県ももちろんすばらしい魅力がありますけど、長崎も負けてないんだぞと、日本一だと私自身は思っておりますので、それが県民の皆様にもしっかりと伝わって、そして一人一人が胸を張って長崎の魚はおいしいと言えるような取組をやっていただくよう期待をして、一緒に動いていければと思っておりますので、よろしくお願いします。

【初手分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【近藤委員】 今の関連ですばらしい新しい企画ですかね、もうぜひやっていただきたいと思うんですよね。

その中ですね、ちょっと事業の内容の3番の中にボツで教職員、県職員向けの研修等の実施ってあるんですけども、どういうタイミングの中でどういうふうな形でやろうとしているのか教えていただけますか。

【永川ながさきPR戦略課長】 職員の研修についてのご質問でございます。

今後、長崎県の発展のためには、やっぱり県民一人一人が地域やまちに愛着と誇りを持つことが重要だと考えてございます。

そのためにはですね、やはり県のまちづくりを牽引する県職員であったり、こどもたちを育

む教職員であつたりが長崎県に愛着や誇りと長崎の魅力を言語化、可視化する力を持って、日常業務の中で浸透させていくことができますね、ひいては県民の皆様には伝わっていく重要な要素と考えてございます。

そこでまず、県職員と教職員に長崎の魅力をしっかり認識していただいて、その魅力を言語化、可視化する力を養う研修や、各取組や事業の中でその魅力自体を伝えるための情報発信力を高める研修などを今想定してございます。

県職員の長崎愛が高まれば、おのずと長崎や県民のために、普通の事業でも本当に効果的な事業をしないとイケないという気持ちになると考えておりますので、しっかりまずは県職員、教職員のマインドの育成が重要と考えております。

タイミングにつきましては、今のところ予算がつきましたら年度後半に研修を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

【近藤委員】 もうぜひですね、いい取組なんですけども、教員の先生たちの管理の中で、どういうふうな形でその研修を入れていくのかっていうのが、いろんな形で連携を取った中でやっていかないとですね、ふるさと教育とかそういう形の中に割り込んでいくのだろうとは思うんですけど。

だからそこら辺の計画をしっかり立てていただいて、県職にしたってそうだと思うんです。どういうふうな研修を行うかっていうのは大事なことで、それを実行するってなったら、いろんな大変な調整が出てくると思うんで、ぜひそこら辺も考えて頑張っていただきたいと思います。

【初手分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【虎島委員】 私も同じくですね、ながさきの魅力への共感づくり・誇り醸成事業費についてお尋ねをいたします。

ここは県民の誇り、そして愛着というものを醸成するという非常にすばらしい取組であると思っております。私も長崎を離れて暮らした経験からか、長崎は非常に魅力があるところだというふうに気づいたということがあります。

本当にこの長崎でインタビューとかすると、長崎何もないというような人が本当にいるんですね。これはもう本当悔しくて、ぜひこの取組しっかりと進めていただきたいというふうに思っております。

この共感づくりというのは、非常に抽象的であると思います。この全体的な事業の指標がありましたら教えてください。

【永川ながさきPR戦略課長】 本事業のKPIにつきましてはでございますが、県民の皆様と県職員の長崎県への誇り度を指標としてございます。

昨年度、長崎ブランディング情報発信戦略を策定するに当たりまして、県民の皆様や県職員の意識調査を行いました。長崎県への愛着度につきましては、愛着がある、またはどちらかという愛着があるという上位にお答えいただいた県民の皆様の率が68.5%でございました。県職員は66.5%という一定の数値がありました一方で、長崎県への誇り度につきましては、誇りに思う、またはどちらかという誇りに思うとお答えいただいた県民の皆様につきましては51.9%、県職員が44.5%と、いずれも愛着度と約20%程度の乖離がありました。

また、同じ意識調査で長崎県への未来への貢献意欲と長崎県への未来への挑戦意欲も調査をいたしましたところですね、愛着度と誇り度を

クロス分析させていただいた結果、誇りが高い方が貢献意欲も挑戦意欲も高いという結果が出たところでございます。

ですので、今後は長崎県がさらに発展していくためには、県職員や県民、事業者の皆様が貢献意欲や挑戦意欲を持って具体的な行動変容を起こしていただくことが重要と考えてございます。

そうしたことから、県民の皆様や県職員が長崎県の未来のために貢献したい、挑戦したいという気持ちになり、行動変容を起こしてもらうためには、愛着や好きの気持ちを誇りに思う気持ちまで育てていっていく必要があるという仮説を立てたところでございまして、誇り度をKPIといたしまして、県民の皆様につきましては、令和6年度を基準といたしまして、令和17年度までの10年間で10ポイント増の51.9%を目標に、県職員につきましては20ポイント増の64.5%を目標値と設定させていただいているところでございます。

【虎島委員】 ありがとうございます。

分析の結果、誇り度をKPIにするということで、そもそもの県職員の誇り度が低過ぎるといのがショックではありますけれども、ぜひ20%と言わず100%を目指して頑張っていただきたいと思います。

議員の多く、私も含めですね、ふるさとを誇りに思うと気持ちというのを大事にしている議員は多いと思いますので、ぜひ一緒に頑張っていきたいというふうに思います。

また、先ほどから質問がありますけれども、複数の分野にまたがってこの事業は含まれております。1つ1つ、非常に大事な大きな目的を持った事業だと思います。予算も3,000万で足りるのかとか、PR戦略課のマnpワ-的にもちょ

っと心配にはなりますけれども、これ担当の部署との連携というのが非常に大事になってくると思ひまして、この連携の体制について進め方について教えてください。

【永川ながさきPR戦略課長】 連携についてのお尋ねでございますが、事業のうち長崎愛を育むための取組につきましては、先ほども近藤委員からもご指摘ありましたとおりですね、ふるさと教育等との連携が必要不可欠であると考えてございますので、県や市町の教育委員会としっかり連携を図りながら、ほかの地域やほかの学校でも展開できるようなモデルケースの取組になるように構築してまいりたいと考えてございます。

続きまして、地域の魅力再発見と磨き上げの事業につきましては、実際、観光まちづくり的な側面もございますので、県内市町や県の関係課、それから振興局とも連携を図りながら、検討体制や地域のキーマンの巻き込み、掘り起こし等にも努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、長崎の魚の魅力を伝える取組につきましてでございますが、先ほどからお話しさせていただいていますが、水産部におきましても予算を計上しておりまして、水産部の取組と連携を図りながら、調査・分析、プロモーション等の検討を行ってまいりたいと考えてございます。

県の総体的なブランドメッセージであります「みなが咲き、ながさき。」でございますけれども、こちらは長崎ブランディングの考え方や趣旨を浸透させるための旗印と考えておりまして、各個別分野のプロモーションは個別にまた別途で行っていく、連携しながら行っていく予定としております。

今年度は水産からスタートさせますけれども、

次年度また別の分野でそういった分野別の取組も、分野ごとのブランディングの取組もスタートさせていきたいと考えておりますので、水産分野につきまして本当にモデルケースになって、「自分たちもやりたい」と思っていたけるように努めて取り組んでまいりたいと考えてございます。

【虎島委員】 ありがとうございます。

この事業内だけでなく、この事業が終わった後も各部署で、引き続き同じようなブランディング、魅力発信を続けられるような取組にしていきたいというふうに思います。

最近SNSで長崎に行きたいんだけど、何かいいお店あるかという投稿があればですね、もう100も200も、ものすごいコメントが入るぐらいに徐々に長崎愛っていうのが深まってきてるんじゃないかというふうに期待はしておりますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

【初手分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第70号議案のうち関係部分、第71号議案、第84号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分、報告第9号及び報告第12号については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【初手委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、総務部長より、総括説明を求めます。

【早稻田総務部長】 総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の総務委員会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第72号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第73号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第74号議案「ながさき未来人材育成基金条例」、報告第17号 知事専決事項報告「長崎県税条例等の一部を改正する条例」であります。第74号議案につきましては、先ほど分科会でご説明いたしましたので、そのほかの議案についてご説明いたします。

初めに、条例議案についてご説明いたします。

第72号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の改正により、国において外国に駐在を命ぜられた職員に対して支給される在勤手当が見直されたこと及び人事院規則の改正により、国において災害が発生した現場で、応急作業等の

業務に従事したときに支給される災害応急作業等手当の額が増額されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第73号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、職員がその能力を十分発揮しながら、効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の向上につなげるため、関係条例について勤務時間を割り振らない日を設定できる措置の対象の拡大及び休憩時間の一斉付与の原則の特例を追加するなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、報告議案についてご説明いたします。

報告第17号 知事専決事項報告「長崎県税条例等の一部を改正する条例」。

この条例は、令和8年度税制改正による地方税法の改正に伴い、令和8年4月1日から施行すべきものである自動車税環境性能割の廃止及びグリーン化税制の延長並びに軽油引取税の当分の間税率の廃止に関して、本県税条例につき、所要の改正をしたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、行財政改革について、県南振興局庁舎建設工事の進捗状況等について、長崎県公共施設等総合管理基本方針の改定について、綱紀の保持、長崎県公文書管理条例（仮称）の検討についてであります。

まず、行財政改革についてであります。令和3年度から昨年度までの5年間、長崎県行財政運営プラン2025に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました。その結果、プランに掲

げた全35の個別項目のうち、目標を達成した項目は15項目、目標をおおむね達成した項目を含めると、全体の9割を超える33項目となるなど、一定の成果を上げることができました。

一方、急速に進行する人口減少や不確実性の高い社会経済情勢などにより、県政を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、このような状況に柔軟に対応できる行財政運営が求められております。

そのため、県議会や有識者の皆様からのご意見も踏まえながら、令和8年度から令和12年度までを推進期間とする長崎県行政経営方針を取りまとめました。

今後も、本方針に基づき、挑戦と持続が両立する行政経営の実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

次に、県南振興局庁舎建設工事の進捗状況等についてであります。5月末時点において、おおむね躯体工事を完了し、現在内装工事を実施しており、進捗率は約68%となっております。

また、移転につきましては、3月末に移転業務委託契約を締結し、現在詳細なスケジュールの検討を進めております。

さらに、新規に購入する什器につきましては、品目及び数量の整理を行い、発注に向けた手続を進めているところであります。

今後とも円滑な移転・開庁に向け、計画的に工事及び関連準備を進めてまいります。

次に、長崎県公共施設等総合管理基本方針の改定についてであります。今回、総合計画の策定に対応して、ファシリティマネジメントに関する章を追加するなど、基本方針の見直しを行ったところであり、今後とも基本方針及び個別施設計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に取り組んでまいります。

次に、総務委員会関係議案説明資料追加1をお開きください。

綱紀の保持についてであります。令和7年5月から6月にかけて、元交際相手から金銭を搾取したとして詐欺行為を問われ書類送検された職員に対して、令和8年6月12日付で減給10分の1・6月の懲戒処分を行いました。

また、令和6年3月、報酬を得ることを目的に、自身の銀行口座番号などの情報を伝えたとして、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反に問われ、書類送検された職員に対して、同じく6月12日付で減給10分の1・6月の懲戒処分を行いました。

職員の服務規律の確保につきましては、再三にわたり周知徹底を図っているところで、職員がこのような不祥事を起こしたことは誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして深くおわび申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、職員一人一人が法令の遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

最後に、総務委員会関係議案説明資料追加2をお開きください。

長崎県公文書管理条例（仮称）の検討についてであります。公文書の管理、保存については、これまで内規を定めて運用を行ってまいりましたが、歴史的価値がある文書の保存や活用の在り方について、より適正に行うことを求める声が全国的に高まっております。

そのため、公文書等の管理に関して条例を定めることを目的として、郷土史や法律の専門家など学識経験者5名から成る長崎県公文書管理条例（仮称）検討委員会を設置し、第1回目の検討委員会を去る6月22日に開催しました。

検討委員会では、歴史的文書の選別に大きな労力が必要であることや将来的には歴史的文書を一元管理することが望ましいなどの意見が出されました。

今後、検討委員会及び県議会のご意見等を踏まえ、来年3月を目途に、公文書等の管理に関する条例の制定に向け、検討を深めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手委員長】次に、秘書・広報戦略部長より、所管事項説明を求めます。

【川端秘書・広報戦略部長】秘書・広報戦略部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

秘書・広報戦略部の総務委員会関係説明資料をご覧ください。

2ページをお開きください。

長崎県行財政運営プラン2025に基づく取組についてでございます。

令和3年度から令和7年度までの5年間で取り組んでまいりました長崎県行財政運営プラン2025に掲げる秘書・広報戦略部関係の項目に関して、その取組内容をご説明いたします。

秘書・広報戦略部におきましては、全世帯広報誌やテレビ等の各媒体の特性を活かしながら、県政情報の分かりやすい発信に取り組んでまいりました。

令和7年度の取組実績につきましては、全世帯広報誌のアンケートにおいて、分かりやすいと答えた人の割合が97.6%、長崎県公報の認知度等アンケートでは、県事業の目的や内容が伝わっていると答えた人の割合が72.0%となり、それぞれの指標において目標値を達成いたしました。

た。

今後も効率的かつ効果的な組織運営に取り組み、各施策の実現に努めてまいります。

次に、秘書・広報戦略部の総務委員会関係説明資料追加1をご覧ください。

2ページをお開きください。

株式会社ポケモンとの連携による地域活性化等についてでございます。

県では、令和6年6月に株式会社ポケモンと連携協定を締結し、ながさき未来応援ポケモン「デンリュウ」やポケモン関連のイベントの開催、県産品とのコラボレーションなどを通じ、本県の魅力発信、観光振興及び誘客促進並びに県産品の振興等に取り組んでおります。

今年度におきましては、新たに波佐見焼のプレートとデンリュウを模したマドレーヌがコラボ商品に加わるとともに、5月から6月にかけては、長崎県の風景や食などをデンリュウと一緒に撮影した写真をXに投稿いただくフォトキャンペーンを実施いたしました。

また、去る6月28日には、県庁において、デンリュウのながさき未来応援ポケモン就任2周年を記念したイベントを開催し、フォトキャンペーンの結果発表のほか、デンリュウとの撮影会やコラボ商品の展示を行いました。

あわせて、新たに県内5市町に寄贈いただいた世界に一つのポケモンマンホール「ポケふた」のお披露目も行い、ご来場の皆様に楽しんでいただけたところであります。

さらに、今後につきましては、冬に、長崎歴史文化博物館において、株式会社ポケモンと国立天文台の連携による九州初の企画展「ポケモン天文台」が開催されることとなっております。

引き続き、連携協定に基づき、県内事業者や市町とともに連携を図りながら、本県の地域活性

化や魅力発信等に積極的に取り組んでまいります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【初手委員長】 次に、危機管理部長より、所管事項説明を求めます。

【今富危機管理部長】 危機管理部関係の議議案外の所管事項についてご説明いたします。

配付しております危機管理部の総務委員会関係説明資料の2ページをお開きください。

今回ご報告いたしますのは、能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しについて、令和7年度雲仙岳火山防災協議会の開催について、令和8年度長崎県総合防災訓練の実施についてでございます。

まず、能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しについてですが、令和6年11月に取りまとめました「能登半島地震での課題を踏まえた防災対策の見直し」については、昨年度、孤立集落対策や避難所環境向上対策など、見直し項目ごとに令和9年度までの3年間の具体的な取組内容を記載したロードマップを作成して、庁内の検討会議や市町との協議会で共有・連携し、防災関係機関や民間事業者等とも連携を密にしながら、取組の着実な推進に努めているところです。

ロードマップについては、見直し項目ごとに昨年度までの取組実績を記載するとともに、今年度以降の取組を再整理しております。

引き続き、避難所運営や物資の備蓄など、市町が主体的に行う取組については、市町との協議会において意見交換等を行いながら進めていくとともに、ロードマップの着実な推進により、ハード・ソフト両面による総合的な防災危機管理体制の充実強化を図ってまいります。

次に、令和7年度雲仙岳火山防災協議会の開催についてですが、去る3月27日、南島原市において、島原半島3市をはじめ、気象台、自衛隊、警察、消防、国の関係機関、火山専門家、関係する民間機関の代表者の方々などにご参加いただき、令和7年度雲仙岳火山防災協議会を開催いたしました。

本協議会は、平成27年度に活動火山対策特別措置法に基づき、雲仙岳において想定される溶岩ドーム崩壊を含む様々な火山現象に応じた警戒避難体制の整備を行うため、県と島原半島3市が共同で設置しております。

今回の会議では、雲仙岳の火山活動状況や令和7年度の協議会の取組状況等の報告を行うとともに、警戒区域の設定期限の延長に係る調整や、雲仙岳火山防災計画の修正等について審議いたしました。

また、当協議会に対して、島原半島ジオパーク協議会から「平成新山の登山道開放に係る上申書」が提出され、今後、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域設定下での条件付き登山の可能性等について、当協議会で検討していくことになりました。

今後とも、国や島原半島3市と連携し、雲仙岳における溶岩ドーム崩壊などの火山災害への対策に取り組んでまいります。

最後に、令和8年度長崎県総合防災訓練の実施についてですが、去る5月30日、県央地区において、地震、大雨等を想定した令和8年度長崎県総合防災訓練を実施いたしました。

この訓練は、防災関係機関が連携して、情報伝達、救出・救助など大規模な防災訓練を実施することにより、防災体制の更なる強化や県民の皆様の防災意識の向上を図ることを目的に毎年実施することとしており、本年は自衛隊、海

上保安部、長崎県警察など65機関、約1,000名が参加いたしました。

具体的には、県央地区において孤立地区や多くの避難者、要救助者が生じたとの想定の下、大村市の陸上自衛隊大村駐屯地会場で救出救助や道路啓開訓練等を実施したほか、中地区公民館において、スフィア基準に沿った避難所設置運営訓練を実施いたしました。

また、諫早市の久山港では、漂流者の救出救助や漂流物の除去、船舶及びドローンによる孤立地区への物資輸送訓練等を実施いたしました。

今回の訓練により、有事即応態勢の充実強化や防災関係機関相互の連携強化、地域住民の防災意識の向上等が図られたものと考えております。

地震や風水害などの自然災害が頻発する中、防災・減災対策の重要性は高まっており、今後とも様々な訓練や機会を通じて、防災体制の強化に取り組んでまいります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手委員長】 次に、人事課長より、補足説明を求めます。

【猪股人事課長】 私の方から、今回ご審議をお願いしております第72号議案並びに第73号議案について、補足して説明をさせていただきます。

総務委員会資料の4ページをご覧ください。

まず、第72号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分についてですが、1番の条例改正の要旨につきましては、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律及び人事院規則の改正に伴い、本県におきまし

ても所要の改正を行うものでございます。

改正内容ですが、2の（1）外国勤務手当の見直しにつきましては、国において、共働き職員の増加等を背景とした海外勤務職員の赴任実態の多様化などを踏まえて、単身で海外赴任する職員に対する在外単身赴任手当及び海外に子を帯同する職員に対する同行子女手当が国において新設されたことから、本県におきましても国に準じて改正を行おうとするものであります。

そして次の5ページですけれども、国において手当の名称が変更されたことから、本県の条例におきましても、引用している同法上の手当の名称について所要の改正を行おうとするものでございます。

続いて、（2）災害応急作業等手当の手当額の改定についてですが、近年の災害の頻発や激甚化などにより、国において異常な自然現象による災害現場において応急作業等に従事した際に支給される災害応急作業等手当の手当額が改定されたことから、本県におきましても同様に手当額の改定を行おうとするものでございます。

なお施行日は、国の法律の施行日に合わせ、令和8年4月1日から実施したいと考えております。

続きまして、次の6ページ、第73号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分について説明いたします。

この条例は、柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、職員が能力を十分発揮しながら効率的に勤務できる環境を整備し、公務効率の向上につなげるため、関係条例について所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容の（1）勤務時間を割り振らない日を

設定できる措置の対象の拡大につきましては、これまで育児や介護に従事する職員等に限定していた1週間当たりの平均勤務時間38時間45分を維持しつつ、週休日とは別に勤務時間を割り振らない日を設ける、いわゆる週休3日制の対象を全職員に拡大するものであります。

続きまして、資料7ページの（2）休憩時間の一斉付与の原則の特例の追加につきましては、現在、12時から13時で一斉に付与している休憩時間について、職員からの申告に基づき、当該時間帯以外にも設定できるように特例を設けるもので、その時間帯につきましては資料に記載していますとおり、11時から14時の間で五つの時間帯としております。

なお施行日は、令和8年10月1日から実施したいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手委員長】 以上で説明が終わりました。

第74号議案の質疑につきましては、分科会において終了しておりますので、第72号議案のうち関係部分、第73号議案のうち関係部分及び報告第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【大場委員】 第73号議案で、いわゆる週休3制になるんですが、その詳細について、これはもう一定の時間だけ延ばすような形での例示がされておりますけれども、様々な勤務形態ってあるんであれば考えられるとすれば1日だけ極端に長くして、この日は午後から休みたい。要は、残りの2日はもうちょっと長くしてこういうふうなめり張り、もっとこれよりめり張りの利いた勤務時間も選択することは可能ということで理解してよろしいんですか。

【猪股人事課長】 この設定時間帯ですけれども、

夜は10時まででありますので、その中で職員が自由に選択をできるようにしております。

【大場委員】今もフレックスタイム制っていうことはもう導入はされているので、要はもう午前中もゆっくり来たりとか、そしたら勤務時間、今就業時間は何時から何時まで規定されていますか。

【猪股人事課長】 基本的な就業時間は9時から17時45分までとなっております。

【大場委員】それを最大延ばしたとして10時までが勤務可能というその中で、自由にこの残りの4日間で割り振れるっていう理解のもとでよろしいんですかね。

【猪股人事課長】 先ほど言いましたとおり、通常の勤務時間は9時から11時45分で、このフレックスの時間が朝7時から夜10時までの間で割り振るようになっていきますので、その間は職員の申請に基づいて対応できるようにしております。

【大場委員】 そうすると、そこを管理する方は大変だなというふうに想像をしますけども、その管理体制というのはどのようになっていますでしょうか。

【猪股人事課長】 職員の勤怠につきましては勤怠管理システムで申請とか管理を一通りするようにしていますので、そこで誰がいつから、誰の勤務時間はどの時間帯なのかとかはシステム上で把握できるように対応したいと思っております。

【初手委員長】 ほかに。

【赤木委員】 私も第73号議案のことについてお聞きしたいと思います。

柔軟で勤務形態を選択肢として用意することではありますが、こちら柔軟な勤務形態ということです。これは時間外勤務というのは

変わらずあると思うんですが、これを導入することによって時間外が減る想定があるんでしょうか。

【猪股人事課長】 今回の制度の導入につきましては、業務が多忙なときとか落ち着いたとき、またその業務の内容に応じて勤務時間を調整できるので、その業務の効率化には一定の効果があると思っております。

実際にこの制度の導入に当たりまして、令和6年度、7年度に夏の期間に3か月間、試行的に実施したんですけども、その実施した後、利用者職員にアンケートを行ったところ、ワークライフバランスが向上したとかモチベーションが上がったとか、そういう意見のほかにも業務の質が向上したという回答がありましたので、時間外勤務の縮減にも一定の効果があるのではないかと考えるところでございます。

なのでこの制度を導入した後は、改めてその制度を利用した職員とか所属とかに、この時間外の影響とかを含めて制度導入に係る影響は確認していきたいと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。

単純に考えると時間外、その職員さんの裁量というか、自分で組み立てて時間外が減るような流れになるのかなと思って、そこは圧迫することなく職員に圧力をかけることなく、職員さんの働きやすさ、もちろんそのワークライフバランスに合わせた形で運用していただくようお願いをしたいなと思ってます。

もう1点ですね、休憩時間が幅広くなることはありますが、今は12時から13時が基本でありますけども、これは私自身とてもいい取組だと思います。

またこれも考えるとですね、職員の皆さん今

お昼にお弁当を買われたりするかと思います。もちろん自分自身で持ってきたり、もしくは庁外に出てお昼ランチを食べられる方もいらっしゃるかと思いますが、これはちょっと要望なのかもしれませんが、今お弁当の業者さんが庁内に来ております。

今はこの12時から13時に目がけてお弁当の準備してと思いますが、これが11時からとなると、その事業者さん、お弁当を持ってこられる方々にも影響があるなと思いますので、しっかりそことの連携というものを図っていただければと思います。

【猪股人事課長】 今回の昼休み時間帯の柔軟化で分散化することで弁当を購入したりとか、あと食堂を利用する際の混雑が緩和されて、より効果的に快適に職員が休憩時間を過ごすことができると思っています。

その中で、昼休みの柔軟化で昼食の需要、弁当とかの需要がどのように変わるのかは現状では把握できていないんですけれども、そういった可能性、影響があることについては担当課に伝えて、状況は確認していきたいと思っています。

【初手委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【山口委員】 私もこの第73号議案について少しお尋ねしますが、まず週休日はとにかく土日は土日なんですね。プラス1日、この1日の取扱いというのは、残りの4日間の中、どの日でもいいんですか。そこはどういうふうに考えられているんですか。

【猪股人事課長】 週休3日制、土日以外の休みですけども、それは月曜から金曜日の間で職員が申請する日で設定するようにしております。

【山口委員】 とすることは、土・日・月と休んでもいいし、土・日・水と休んでもいいと、休

めるというルールになるわけですね。

【猪股人事課長】 そのとおりでございます。

【山口委員】 いずれにしても勤務していただくわけですから、ほかの日は。そのほかの日の勤務のやり方なんですけど、一遍きちっと職員さんたちの勤務時間帯を一定そろえるための勤務日のコアタイムといいますかね、何時から何時までは勤務します。朝は自由に何時から出てもいいですよという形があっていいと思うんですが、そのコアタイムというものは設けるものか設けないのか、そこはどうなんですか。

【猪股人事課長】 以前からフレックスタイム制を導入しておりまして、そのときからコアタイムを10時から15時で設定しておりますので、これは引き続きこの時間帯で設定していきたいと思っております。

【山口委員】 本当に自在性があって、職員の方が自由に有効に使えるという制度になるというふうには思いますんで、これいいと思います。

【初手委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【永安副委員長】 今それぞれやられた第73号議案、ちょっと1点だけ気になるところがですね、大場委員がまさに言われた管理体制の話の中で、一般的に職員さんがもうこれによって当然意思を示して、その意向を汲んで自由にできるっていうのは分かるんですけども、やっぱり行政事務っていうところの中で業務で一定その平準化というかバランスよく多分業務されていくと思います。

普通の産業とまた行政事務というのが若干違うのかなと思うんですけども、業務量と職員の意向とのバランス、それが先ほど言われたシステム管理の中で適正にされていくっていう答弁だったと思うんですけども、例えばそこがいやどうしても重なる部分が出てきた。そこに対

してその職員への意向をどれだけそのシフトの中で配慮されていくのか、重なったときの調整であったり、例えば看護師さんたちが夜勤をされるときシフトが事前に調整されて、ひと月前ぐらいに大体シフトが意向を聞いてその後設定されるという形になるかと思うんですけども、この行政事務で言う中でのこの辺のところの管理システム、具体何かどういった形でそこを整理されていくのか。

それぞれの一般事務もあれば出先であったりもろもろの現場の多分勤務体制も違うと思うので、ちょっとその辺りのところが今ここ見えていない中で、これが入られることは否定はしないんですけども、県民から見ると県の職員さんは自由に休めるもんねみたいな偏った発信になってしまうと、またここが不安材料に広がっていくかなと思っているので、ちょっとその辺りのところをもう少しちょっと今のところの進め方というか管理体制を一步踏み込んだところでご説明いただけないでしょうか。

【猪股人事課長】フレックスタイム制につきましては、今委員からお話があった変則勤務ですね、例えば病院の変則勤務職員というのは対象外としております。

通常勤務職員を対象としているんですけども、承認するに当たっては公務の正常の運営を妨げない範囲としておりますので、公務に支障がある場合は、例えば他の職員と調整を図ったりとか、そういった中で業務に支障がないように、また職員同士の理解が得やすいように所属で話していただいて調整をした上で承認をしたいと思っております。

調整がつかなかった場合は承認をできない場合もあると思います。

あともう1点ですけども、県民に対して誤解が

ないようにですけども、今回の取組は働く時間帯の選択肢を広げるものでありまして、勤務時間数を減らしたりとか業務量を減らしたりするものではありませんので、そして県民サービスに支障が生じないということを前提に行いますので、そういったことを全世帯広報誌とかマスコミの情報提供などを通じて誤解がないように丁寧に説明していきたいと思っております。

【永安副委員長】それはそうですね、もう当然想定の中では組み立てられていると思いますけども、やっぱりどうしても行政イコール窓口業務っていうイメージが非常に強い中で、先ほど言われた9時、17時45分、このスタイルっていうところがやっぱりかなり定着しているところがあるんで、その辺りのところは誤解を生まないような形でしっかりと情報を、またそういった働き方にも長崎県は取り組んでいっているんだっていうのを、丁寧に発信するような場面っていうのがあったらいいのかなと思っております。

多分始まり出せば県民からのいろんな声も行政側には届いてくるかと思しますので、その辺りのところも少し勘案しながら運用していただければなと思っております。

【初手委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第72号議案のうち関係部分、第73号議案のう

ち関係部分、第74号議案及び報告第17号については原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定いたしました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について説明を求めます。

【川口秘書課長】 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出しております秘書・広報戦略部関係の資料についてご説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧表でございますが、今回の報告対象期間は令和8年3月から5月までとなっており、今回4件の契約を報告しております。

各契約内容は資料に記載のとおりでございます。資料の3ページ以降に入札結果と内訳を添付いたしております。

なお、2ページにお戻りいただきまして、番号2番の契約につきまして、これは契約月が2月のため、本来であれば3月定例会県議会において報告すべきものでございましたが報告が漏れておりましたので、今回の記載となっております。申し訳ございませんでした。

私からの資料の説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【安達総務文書課長】 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に

関する決議に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、令和8年3月から5月までに実施したものとなっております。

2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございますが、今回の報告対象期間における実績は計10件であり、各契約の内容は資料に記載のとおりであります。

また、4ページから6ページにつきましては、入札結果一覧表を添付いたしております。

7ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございますが、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県行政不服審査会が1件、長崎県個人情報保護審査会が3件、長崎県情報公開審査会が3件の計8件となっております。

それぞれの会議の結果につきましては8ページから16ページにお示ししております。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、去る6月10日、11日に実施いたしました令和9年度政府政策に関する提案・要望について、総務関係の要望結果をご説明いたします。

令和9年度政府施策に関する提案・要望について、総務部関係をご覧ください。

総務部関係におきましては、地域の未来を創るための地方創生人口減少対策に必要な財源措置の充実について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、総務省に対し、知事、副議長、企画部長、総務部長により要望を行いました。

このうち、地域の未来を創るための地方創生人口減少対策に必要な財源措置の充実について

は、安定的な財政運営に必要となる一般財源総額の増額確保を図ること、地方交付税の算定に当たっては、離島半島など条件不利地域等に配慮すること及び税制改正による地方の減収に対して代替となる恒久財源を確実に措置することについて、特に強く要望いたしました。

これに対し林総務大臣からは、令和9年度も社会保障費の増加が見込まれる中での一般財源総額の確保に取り組んでまいりたい。また、条件不利地域に配慮した地方交付税の算定についてもしっかり対応したいとのご意見をいただきました。

以上が総務部関係の要望結果であります、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口防災企画課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出しております危機管理部関係の本年3月から5月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、長崎県防災情報システム運用保守業務委託などの5件であり、契約内容につきましては記載のとおりであります。

また、入札結果一覧表を3ページに添付いたしております。

続きまして、資料の4ページから9ページになりますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年3月から5月に県議会議長宛ても同様の要望が行われたものにつきましては、長崎県離島振興協議会、松浦市からの計2件となっており、具体的な要望項目及び県の対応につ

きましては記載のとおりでございます。

続きまして、6月中旬に実施いたしました令和9年度政府施策に関する提案・要望について、危機管理部関係の要望結果をご説明いたします。

危機管理部関係におきましては、救急患者の安全かつ安定的な搬送体制確保に向けた支援、佐世保港におけるすみ分けの早期実現等、自衛隊に係る防衛施設整備等の推進、原子力災害対策、雲仙砂防管理センターの体制の充実による防災・減災機能の継続及び九州大学地震火山観測研究センターの充実・強化の5項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、外務省、防衛省、総務省、内閣府、文部科学省、経済産業省に対し、知事、議長、危機管理部長等により要望を行いました。

このうち、佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について、吉田防衛大臣政務官から、前畑弾薬庫の移転に係る工事用道路の整備も含め、早期の移転、返還が進んでいくことが重要であり、引き続き県と連携して取り組んでいきたいとお話を、防衛省発注工事については、工事の分割発注等、競争性を確保しながら、適切な発注規模の設定に努めており、引き続き地元企業の受注機会の確保に努力していきたいとお話をいただきました。

以上が、危機管理部関係の要望結果ですが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【初手委員長】次に、総務文書課長より補足説明を求めます。

【安達総務文書課長】私の方から、長崎県公文書管理条例（仮称）の検討について、補足説明をさせていただきます。

補足説明資料、長崎県公文書管理条例(仮称)の検討についてをご覧ください。

1ページ目をご覧ください。

1の条例制定の背景でございますが、平成23年に国においては公文書管理法を制定し、その中で地方公共団体に対しても公文書の適正な管理、歴史公文書の保存と利用を通じて国民への説明責任を果たすことを求めており、これを受けて現在21の都県で同様の制度化が図られております。

本県においては、これまで内規を定めて文書の保存などの運用を行ってまいりましたが、公文書や歴史的文書の保存や活用の在り方については、より適正に行うことが求められております。

そこで今回本県において条例を制定して、県の実施機関の文書の統一的な管理のルールを定め、歴史的文書の選別の仕組みなどを構築しようとするものです。

2の検討委員会についてですが、条例の内容の検討に当たり、関係する分野に精通されている有識者の方のご意見をいただくため、検討委員会を設置いたしました。

委員については、郷土史に詳しい大学の名誉教授の方を委員長とし、大学の地域創造学部の教授、国立公文書館のアドバイザー、弁護士、元行政職員の5名で構成されており、第1回目の検討委員会を6月22日に開催しました。

3の今後の予定についてですが、検討委員会や県議会のご意見等を踏まえ、来年3月をめどに条例を制定することを目指し検討を行っていきたいと考えております。

次に、2ページ目をご覧ください。

長崎県公文書管理条例（仮称）の骨子案の概要についてですが、まず目的についてです。

条例化によって目指そうとする方向性は、一番上のポツにありますように、大原則として公文書を適切に管理することがあるということ。

2番目と3番目のポツにありますとおり、今回、特に歴史的価値のある公文書の適切な保存と利用を図ることと県の仕事を県民に説明する責任を果たすことを掲げています。

これを具体化するために、大きく四つの項目について定めることを基本に考えております。

まず、公文書の管理についてですが、内容としては一つ目のポツのとおり、公文書の適正管理のほか、二つ目のポツのとおり、廃棄する際に公文書管理委員会の意見を聞くという仕組みを新たにすることを提案しております。

次に、歴史公文書についてですが、内容としては、一つ目のポツのとおり、歴史的価値のある公文書は永久保存とすることのほか、二つ目のポツのとおり、利用請求が可能であることを明記することを提案しております。

次に、公文書管理委員会についてですが、内容としては学識経験者でつくり、条例の下に定める規則などについて意見を聞くなどの新たな委員会の設置を提案しております。

最後に、その他についてですが、内容としては、この条例で定める内容に沿った公文書の適正管理の実現のため、職員への研修を行うことなどを定めることとしています。

この骨子案の概要は、県が示したたたき台であり、検討委員会などの議論を踏まえて今後素案を作成したいと考えております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

【初手委員長】 次に、新行政推進室長より補足説明を求めます。

【井手新行政推進室長】 新行政推進室からは、行財政改革の取組について補足説明をさせてい

たきます。

お手元の長崎県行政経営プラン2025取組実績の概要版の方をお開きください。2ページでございます。

県におきましては、令和3年度から5年間、新型コロナウイルス感染症の影響や社会経済情勢の変化にも対応しながら、効率的な行政運営の実現に向けた取組を推進してまいりました。

その結果、プランに掲げた35項目のうち33項目におきまして達成、おおむね達成となるなど、一定の成果を上げることができております。

主な取組、成果につきまして、要点を絞ってご説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

歳入の確保でございます。

ふるさと納税につきましては、企業版、個人版ともに取組を強化した結果、目標を上回る寄附額を確保したところでございます。

7ページをご覧ください。

行政手続のオンライン化でございます。

押印の見直しや新しい電子システムの導入、キャッシュレス対応等を進めることで、いつでもどこでも手続ができる環境を整備し、県民の皆様の利便性向上につなげてまいりました。

9ページをご覧ください。

職員が働きやすい活力ある職場づくりでございます。

テレワークやフレックスタイム制の拡充等により、柔軟な働き方の定着を進めた一方で、長時間労働の是正につきましては、引き続き課題となっております。そのため、後継計画におきまして、取組の強化を図ることとしております。

続きまして、その後継計画でございます長崎県行政経営方針についてご説明をさせていただきます。

お手元の長崎県行政経営方針概要版の1ページをご覧ください。

本方針につきましては、行政の運営を経営と捉え、人材や財源などの経営資源を最大限に活用し、成果につなげる行政経営の確立を目指しております。

2ページをご覧ください。

長崎県庁の理念、ミッションビジョンバリューを示させていただいております。

これらの行政経営の確立を目指す上で、その基盤といたしまして、長崎県庁の理念をこちらの方にお示しさせていただいております。内容については記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

こちら長崎県庁が目指す姿として、先ほどご説明いたしましたビジョンに該当するところでございますけれども、挑戦が生まれる風土、信頼が続く仕組み、私らしさが輝く場の三つの柱を掲げ、その柱の下、人材の活躍促進や行財政基盤の整備などに取り組むことで、挑戦と持続が両立する行政経営の実現を図ってまいります。

柱の主な取組についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

挑戦が生まれる風土につきましては、褒める文化や失敗を次に生かす文化の醸成に努め、職員が主体的に行動できる環境を組織として整備してまいります。

6ページをご覧ください。

信頼が続く仕組みにつきましては、限られた行政資源の効率的配分やDXの推進等により、健全で持続可能な行財政基盤の確立に取り組んでまいります。

7ページをご覧ください。

私らしさが輝く場につきましては、職員へのキャリア形成支援の充実や、働きやすい職場環

境の整備に努め、職員一人一人の強みや意欲を引き出し、組織の活力につなげてまいります。

これらの取組により、職員が主体的に課題解決に取り組む組織へと変革し、質の高い行政サービスを持続的に提供することで、県民の皆様の信頼に応える県政運営を実現してまいります。

以上で新行政推進室からの補足説明を終わらせていただきます。

【初手委員長】次に、財産活用室長より補足説明を求めます。

【寺崎財産活用室長】私からは、長崎県公共施設等総合管理基本方針の改定について補足してご説明いたします。

お手元の補足説明資料、長崎県公共施設等総合管理基本方針令和8年6月改定概要版をご覧ください。

1ページをご覧ください。

まず、基本方針の概要についてご説明いたします。

本方針は、国のインフラ長寿命化基本計画を踏まえ、県が保有する公共施設等について、長期的な視点を持って計画的な維持管理、更新を推進するため、平成27年度に策定したものでございます。

資料中段に記載のとおり、本方針は資産の長寿命化、資産の総量適正化、資産の有効活用の三つを基本的な考え方として示すとともに、資料下段に列挙しております施設類型ごとの具体的な対応を定める個別施設計画の上位に位置づけられる方針でございます。

次に、2ページをご覧ください。

改定のポイントについてご説明いたします。大きく4点ございます。

1点目は、県の総合計画や、先ほど説明のありました行政経営方針の策定と併せ、対象期間を

令和8年度から5年間としたという点でございます。

2点目は、資産の長寿命化、総量適正化、有効活用の三つの方針は継続するという点でございます。

3点目は、ファシリティマネジメントについて考え方を基本方針の中に明確に位置づけたという点でございます。ファシリティマネジメントにつきましては、別途その基本方針を平成22年度に策定し、取組を進めてまいりましたが、考え方を基本方針に明記することで、さらなる推進を図ろうとするものでございます。

4点目は、ファシリティマネジメントの対象を、インフラ施設等をはじめとする全ての県有財産に拡大したという点でございます。

県の資産を貴重な経営資産と捉え、一層の有効活用を図ることは、建物施設に限らず、インフラ施設をはじめとする全ての県有施設に共通するものでありますので、対象を拡大したところでございます。

引き続き、本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進してまいります。

私の補足説明は以上でございます。

【初手委員長】ありがとうございました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧をお願いいたします。

陳情について、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質問もないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

ここで休憩をいたします。

―― 午前11時52分 休憩 ――

―― 午前11時53分 再開 ――

【初手委員長】 再開いたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策と決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【山口委員】 もう単純な質問で申し訳ないんですが、1点だけお尋ねします。

1,000万円以上の契約の関係の秘書・広報の関係で、広報テレビ番組の「みじかなナガサキ」をそれぞれ各民放の各社と契約あるいは随意契約等がなされておるんですが、NHKは別にして、民放は長崎に4者あると思いますけども、3者について契約がなされているようなんですが、もう1者については特別な申入もなく、どういう状況になっているのか、このことについて、契約そのものについてもお尋ねします。

【鶴田広報課長】 現在、こちらの広報テレビ番組制作放送等業務委託におきまして、総合評価方式を採用しまして、民放4者を指名する指名競争入札において、まず民放1者を選定いたしました。

その後ですね、制作された広報テレビ番組の放送回数を確保するということで、公募型プロポーザル方式により広く提案を受けた結果ですね、県内に本社を構える民放2者を選定したという状況で、合計3者に放送をしていただいているという状況でございます。

こちらにつきましてはですね、以前は全ての放送局で放送していただいたという経緯はございましたけれども、令和5年度からでございますが、放送回数、あと周知方法、SNSを活用した情報発信の工夫などを含めてですね、総合的

な提案内容を評価いたしまして、優れた提案を行った2者を選定して契約をしているという状況でございます。

その結果ですね、再放送を含めた放送回数が増加していますほか、パブリシティや各種SNS、街頭ビジョンなど広く広報展開ができておりまして、効果的な情報発信につながっていると認識しておりますので、現在の契約の形になったものでございます。

【山口委員】 契約については分かりました。

すみません、申し訳ないんですが、この「みじかなナガサキ」の番組の概要、大まかにご報告いただけますか。

【鶴田広報課長】 「みじかなナガサキ」でございますが、より多くの県民の皆様に視聴していただきまして、県政に対する理解と参加を促進するために放送をしているものでございます。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【畑島委員】 私からは1点だけ確認させていただきたいと思います。

国からの特定利用空港・港湾についてですね、福江港、対馬空港、壱岐空港が新たに対象候補として検討しているというようなことが発表されております。

長崎県においては、既に長崎空港、福江空港が指定済みとなっております。そうしたこの既に指定済みであった指定された後の活動と

ますか状況も踏まえて、改めてこうした特定利用空港・港湾に指定されることによる期待されること、メリット、あるいは何か実際指定されたことによってこういったことがよかったといったことがあれば、確認させてください。

【伊東基地対策・国民保護課長】 答えいたします。

特定利用空港・港湾の指定による効果としては大きく三つあると考えております。

まず、施設の利用調整に関しまして、これまで自衛隊の訓練等の実施に当たりましては、その訓練の都度にインフラ管理者等との調整が行われておりましたけれども、特定利用の指定を受けますと、国との間に連絡調整体制が構築されることになります。

年度当初に、国の方から年間の利用計画がインフラ管理者の方に示されますので、民生利用に影響のないところでの利用調整が図られてまいります。

そういったことで、そのインフラの計画的な利用といった観点から、管理者側と利用者側の双方にメリットがあるものと考えております。

二つ目が、災害時等の対応につきまして、空港・港湾のそれぞれの特性がありますので、自衛隊機等の利用に当たりましては、その構造や周辺環境に大きな影響を受けるため、平素からそれぞれの特性に習熟をしていただく必要がございます。

自衛隊や海保が日頃から訓練を行っていただくことで、急患搬送や災害派遣、その際の住民避難や物資輸送などを効率的に行うことが可能となります。

例えば、能登半島地震のような大規模災害が発生した際にも、迅速な支援活動が期待されると考えております。

それから最後に、施設整備の促進につきまして、国の説明によりますと、特定利用空港・港湾は民生利用を主としつつ、自衛隊のニーズを考慮し、安全保障上の観点も加味しながら、必要な整備費の確保及び事業の着実な推進に努めるとされております。

土木部の方に確認いたしましたところ、指定済みの空港につきましては既存の整備計画、この実施に必要な予算はしっかりと確保されていると伺っております。

したがいまして、今後も利便性の確保や機能強化に向けた整備促進が期待されるものと考えております。

【畑島委員】 ありがとうございます。

一昨年の本会議の方でも、私の方からも言及させていただいておりますけど、今回指定される対象となっておりますのはまさに離島、そして有人国境離島の3島でございます。

日頃から自衛隊との連携は密にしておりますし、またある意味災害という面においても非常に大きな効果を期待しているところでございますので、ぜひですねそうしたところのメリットを踏まえて、各市町とも連携していただきたいなと思っております。

もう一つだけ確認させてください。実際指定を受けることによって、民間利用が圧迫されるなどの懸念を示すような声も聞いておりますけれども、既に指定済みである福江空港、長崎空港の方でどういった状況なのかを確認させてください。

【伊東基地対策・国民保護課長】 答えいたします。

今現在、特定利用空港として指定を受けておりますのは、委員申されたとおり長崎空港と福江空港の2か所になります。このうち、県管理の

福江空港が県の方で利用実績が把握可能でございますので、そちらの数字をお答えさせていただきます。

福江空港における自衛隊機等の利用の回数につきまして、指定前の令和3年から令和5年で答えさせていただきますと年平均で約45回となっております。そして指定後、令和6年から令和7年、この2か年の年平均では54回ということで、指定前と指定後におきましては大幅な利用回数の変化は見られないというふうに考えております。

また、ただいま申しました回数には訓練だけではなく、急患搬送や災害派遣といった実働の利用も含む数字となっております。

それから、特定利用空港としての指定を受けたことによります民生利用の支障、また特段の苦情等もないものと伺っておりますが、県としては、自衛隊の訓練等の際には騒音抑止など日頃から周辺的生活環境への配慮につきまして機会あるごとに求めていますので、今後も引き続き適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

【畑島委員】 ありがとうございます。

今現時点においては、これまででそうした懸念が生じていないということをお聞きして安心しました。

今後も各市とも連携しながら、こうしたところの説明も丁寧にコミュニケーションを図っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【初手委員長】 ここでしばらく休憩をいたします。

次の会議を13時30分からといたします。

―― 午後 零時 2分 休憩 ―

―― 午後 1時30分 再開 ―

【初手委員長】 会議を再開いたします。

なお、畑島委員から欠席する旨の届出が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

引き続き、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

ご質問ありませんか。

【本多委員】 私からは1点だけというか、長崎県行政経営方針についてお尋ねしたいと思います。

個人的には非常に期待しております。その反面ですね、難しかばいと、果たしてできるとかなって思いも実際にございます。そういったところを考えながら、ちょっと何点かお聞きいたします。

説明資料の後半ですね、5ページ、6ページ、7ページっていうのが、それぞれのまとめたような内容が書いてあります。挑戦が生まれる風土の5年後の到達目標ですとか、主な取組項目等載ってるんですけども、その取組項目の中で中段、挑戦を評価し称賛する文化の醸成、褒める文化、失敗を生かす文化の醸成、挑戦を評価する仕組みづくり、非常に大切なことだと思うんですが、それに向かって具体的にこれをやった方がいいなとかこうしていこうというものがあれば教えてください。

【井手新行政推進室長】 行政経営方針の具体的取組についてのご質問かと存じます。

まず、委員ご指摘のとおり、まず県庁におきましては組織の性質上、なかなか失敗をすることが許されない厳しいところがあるというふうに認識しております。

そういった中で、新しい取組に踏み出しにく

いという側面がある、それを覆していくと、このためにまずその挑戦については特別なものだけではなく、日々の様々な業務の中で課題を見つけながら、それをより良いやり方に見直していくといった日々の小さな改善も含まれるというふうに考えております。

こういった挑戦を広げていく中でだんだんそのハードルが下がっていき、様々な挑戦、大きな挑戦の方にもつながっていくものと考えております。

そのため、職員の対応力向上に向けた職員の人材育成、こちらにしっかり取り組んでいくということ、あわせて、職場の中の風土を変えていくことも重要だと考えております。

そのため、エンゲージメント調査等を活用しながら、職員が安心して提案を行い、それに対して建設的な議論が行われるような環境づくりに、こちらもしっかり取り組んでいくということです。

また、実際やった内容、挑戦を行った上で失敗になってしまうもの、うまくいかないものも生じると思います。そういったものにつきましても、あわせて職場として応援をする。また人事評価等に含めて評価を行っていくような仕組みも併せて改善を加えていくことで、挑戦が自然に広がっていくような県庁を目指してまいりたいと考えております。

【本多委員】 ありがとうございます。

まずは人材育成だというようなお話でした。そのほかにも非常にいいお話かと思います。

ただ、時間が必要かなというふうに考えております。人材育成にしても育成された多分、例えば上長の方がその部下の方に失敗してもいいんだよっていう、この話かけていくことに時間を費やさないといけない、そのように思ってお

ります。

その時間をどうやってつくるのかっていうのが、多分この2の信頼が続く仕組みにの中である5年後の到達目標、業務の効率化が進み、新しい時間が生み出されている。この生み出した時間をそういうものに使うというようにイメージしてるんですけども、それで合ってるんでしょうか。

【井手新行政推進室長】 委員ご指摘のとおり、様々な挑戦を行っていく、またそういった様々な改善を小さな見直しを繰り返しながら、よりよいものにブラッシュアップしていくためには必要な時間と、あとは心理的余裕が必要になると考えております。

実際、職員に対するアンケートを実施した中でも、時間が限られている、また人員等が限られているということで、なかなか挑戦に踏み出せないというお声もいただいているところでございます。

様々な業務改善を行いながら必要な時間、また心的余裕も生み出していくような取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

【本多委員】 ありがとうございます。

その5年後の到達目標の、ごめんなさいね、一番目に言うの忘れたんですけど、新たな採用戦略により優秀な人材を確保できるようになっている、これは午前中にお話しした週休3日制っていうのも影響されていくっていうか、プラスの要素に働くと思いますけれども、そういったものも加味しての週休3日制だったんですかね。

【猪股人事課長】 先ほどの週3日制の目的の一つとして、働きやすい柔軟な働き方が目的の一つとなっております。

やはり民間企業とか、あと他都府県でもそういう柔軟な働き方が進んでおりますので、今回

の本県を取組を皮切りにですね、新たな採用の確保にもつなげていきたいと思っております。

【本多委員】 ありがとうございます。

全てがこうつながってうまくできてるんだなというふうに感じます。

そして最後がですね、私らしさが輝く場に、人の活躍を促すための環境の整備というのがあります。5年後の到達目標。それぞれそれぞれすばらしいというか、3点ともすばらしいと思います。

そして、ちょっとここでお聞きしたいのは、指標の2番目、時間外勤務のところなんですけれども、月45時間超の職員数、令和6年の時点で1,064人だったものを令和12年で958人、多分1割削減ぐらいなのかなと思うんですが、1割としたその根拠のようなものはあるんでしょうか。

【猪股人事課長】 1割の目標ですけれども、この時間外勤務の縮減といいますと、以前から特定事業主行動計画で定めてまして、従来から10%削減と進めてきたところでございます。

大きな改善がなかなか難しいところもございまして、10%を目標に今までしてきたところでございます。

【本多委員】 ここは非常に難しい課題なんで、10%というものをまずは目標にしていこうというその10%、かしこまりました。

4番目に2次検診受診率というのがございます。基準値が令和6年の80.6%、これが目標値、令和12年に85%とあるんですけれども、私は目標100%でもいいのかなというふうに思っておりますが、これ85%のその根拠も教えてください。

【岸川職員厚生課長】 85%ということですが、2次検診の受診につきましては、法的な義務ではございませんでして、あくまでも本人の

意識の行動の問題ということでございますので、過去これまでの令和6年度80.6%、これまでの推移もございまして、そこを見ながら現実可能性のある数値ということで85%というふうなことを設定しております。

【本多委員】 義務ではございません、そのとおりだと思います。それで現実可能性のあるところで85%かなというようなお答えだったかと思うんですけれども、これは100%目指すべきだと思います。

この最後のところは、県庁は人を大事にするんですよというようなメッセージのページでもあるかと思います。働いている職員を大事にするんだ、それが長崎県庁なんですと、そういった職場をつくるおつもりであれば、嫌がられても行く行くは本人のためになる、そういったものは高い目標を掲げてもいいのかなというふうに思っております。

今の時代ですね、あんまりいろいろ個人のことを言われると嫌がる、そういう風潮はあるかと思うんですけれども、この行政経営方針ということ自体が非常に難しいチャレンジだと私は思っております。その難しいチャレンジをやっていく中で、嫌われても相手のためにというかですね、そういったマインドがあった方がより進んでいくんじゃないのかな、そのように思っております。

初めに申し上げたみたいに、非常に期待しております。誇りを持って仕事をする、理念を持って県民に仕事をしたってということは、必ずその職員の方の財産になるのかなというふうに思っておりますので、県庁で働けばしっかり成長できる、そんなすてきな職場ですというような、その県庁が長崎をよくしていく、そういった理想を追い求めていきたいと思っておりますので、よろ

しくをお願いします。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山下委員】 ありがとうございます。皆さんお疲れさまです。

議案外について、大きく二つお尋ねをしたいと思います。

まず、個人版のふるさと納税についてお尋ねをしたいと思います。

ふるさと納税、私は言うまでもなく県外から長崎県を思って、ふるさとを思ってその思いがありがたく受けさせていただく納税だと思いますし、県にとっても税収増ということで非常にありがたい制度、そしてこの納税制度だと思います。

私がお聞きするところによると、令和5年度の実績が個人版ふるさと納税の実績が約5億円だったということをお聞きしております。次の年、令和6年度が10億円になるというような見込みをお伺いをしていたところではありますが、その後ですね直近の個人版ふるさと納税の寄附の金額の実績状況が分かればお尋ねをしたいと思います。

またあわせて、その金額が全国においてどの位置を占めているのか。全国における長崎県の順位が分かれば教えていただければと思います。

【高木税務課企画監】 個人版ふるさと納税の直近の実績状況と全国の順位ということのお尋ねだったかと思います。

本県の直近の個人版ふるさと納税の寄附金額の実績でございますけれども、委員ご指摘のとおりでございます。令和5年度が5億9,000万円、令和6年度が10億6,000万円で、前年より4億7,000万円の増で、前年比にしまして1.78倍になっております。

令和7年度、これ決算見込みでございますけれども、さらに1億円の増を見込んでまして、11億6,000万円の見込みでございます。

また、総務省の統計が令和6年度での実績で全国比較してございますので、令和6年度実績においてご説明しますと、全国都道府県の長崎県の順位が6位でございます。令和5年度は8位でございましたので、二つ上がりましたということになってございます。

参考までに、全国都道府県の1位が山形県で約29億円、第2位が新潟県でございまして約23億円、第3位が北海道で約14億円となっております。

【山下委員】 ご答弁ありがとうございます。

着実にですね、確実に寄附金額の実績が伸びてきているということを確認をさせていただきました。

この実績が伸ばしてるっていうところは、何かやっぱり努力をされていろんな取組をされて今日に至っているんじゃないかなと思いますが、この寄附額が増収に向けて今まで何をどのように取り組まれてきたのか、その辺りをお知らせをいただければと思います。

【高木税務課企画監】 寄附額の増収に向けての取組ということでございまして、まず寄附金の募集サイトを追加しておりまして、まずこれについては本県の寄附の間口を広げるということをやっております。

また、返礼品の内容を充実させることなどによってこの成果、実績が伸びているものと考えております。

まず、今後も主力商品であります県内の旅行クーポンなど、これが大体令和7年度実績でまだ見込みであります。大体60%ぐらいの見込みがございまして、こういった県内の旅行商品などの主力商品とともに、その他の返礼品につい

でも魅力ある返礼品の開発や返礼品のブラッシュアップ、ふるさと納税サイトでの効果的なPRを行いまして、今後も増収につなげてまいりたいと思っております。

【山下委員】 ありがとうございます。

恐らくですね、長崎県もやってらっしゃいますし、各市町も取組をそれぞれされてると思います。

もちろん重なることがないような形で配慮をしながらされてるんじゃないかなと、そういう努力もされながら増やしていただいているのかなと思います。

やはり職員の皆さんがですね、いろんな工夫をしながら知恵を絞りながらされてきた結果がですね、このように順調に伸びてきている結果につながっているんじゃないかなと思いますので、引き続き職員の皆さんにも頑張っていただきたいと思えますし、ぜひとも成果を上げていただくようお願いを申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議案外もう一つですね、部長説明の中にもありましたが、県南振興局の庁舎整備の状況についてのご報告がありました。この件についてちょっと数点お尋ねをしたいと思います。

工事の進捗状況についてはおおむね工期であります年内に完成するように進んでいるということで報告があったと思います。説明にもありましたとおり、次の大型発注が什器関係だということで説明がありました。

まず、どの程度のボリュームで什器関係の物品を調達していこうという予定なのか、その辺りから教えていただきたいと思います。

【寺崎財産活用室長】 県南振興局での什器の調達のボリュームについてでございます。

まず、県南振興局につきましては、長崎振興局、島原振興局、県央振興局の機能を集約する形で建設を進めておりますけれども、物品につきましては、各振興局で現在使用しております既存什器のうち、転用ができるものはできる限り転用することとしておりますけれども、老朽化の状況でありますとか安全性の状況を踏まえまして、机だったりキャビネットといった約2,000点の物品を調達する予定としております。

【山下委員】 ありがとうございます。

什器関係約2,000点というような物品を調達していくという予定だということでありました。この納品なんかの時期を考えるとですね、調達時期っていうのももうそろそろ近まってくる時期じゃないかなというふうに思うわけですが、その什器調達のスケジュール感をまた教えていただけますか。

【寺崎財産活用室長】 物品の納品を踏まえた調達のスケジュールにつきましてですけれども、先ほど委員おっしゃられたとおり、工事については本年12月を工期に進めているところでございます。

その後、庁舎の引渡しを受けた後、移転までの間に物品を納品するという必要がございますので、今想定しておりますのは1月から2月頃の納品を想定しております。

入札に要する手続を考えますと、できる限り早いタイミングで公告の手続が必要になりますので、現在発注に向けた最終の詰めをしているところでございます。

【山下委員】 ありがとうございます。

常々私はこういう案件だけでなく、地元業者、地元企業ができること、発注を受注していただくことは、できるだけ地元の長崎県内の業

者さんや企業さんにやっていただきたいと常々私も申し上げてるんですけども、特に今般こういう経済状況でもありますしですね、その地元県内発注にやっぱり最大限の配慮をすべきだというふうに考えますが、県内企業の受注について、機会の確保について、どのような方向性で考えられるのかお尋ねをいたします。

【寺崎財産活用室長】 県内企業の受注機会の確保についてでございますが、先ほど申し上げた物品の調達規模が約2,000点という規模から考えますと、入札はWTOの案件になるというふうに考えております。

ただ、そういった中でも、県内中小企業の皆様の参加の機会の確保に配慮する必要があると考えておりまして、例えば調達コストを抑えながらできる限り分割発注を行うなど、工夫できる余地はあると考えております。今のご意見も踏まえまして、どういう発注とすべきかというのを改めて確認をしたいと思います。

【山下委員】 ありがとうございます。

できるだけですね、やはり県内企業さんにもそういう受注機会が増えるような形で、もちろんそのWTO案件ってのはもうしょうがないですね、これはもうルールで決まってるわけですから。その中で何がどう工夫できるのかっていうのをですね、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいということで質問させていただきました。以上です、ありがとうございました。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

【虎島委員】 私からは能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しについてお伺いしたいと思います。

資料も共有しましたが、これから避難所のスフィア基準に基づく確保ということで取組をされておられますけれども、まずそもそも

スフィア基準とは、皆様に分かりやすくご説明いただければと思います。

【山口防災企画課長】 スフィア基準と申しますのは、災害や紛争の被災者が尊厳ある生活を営むための人道支援活動における最低基準のことでありまして、人道憲章と人道対応に関する最低基準と言われるものになります。

その基準を踏まえて、国において指針、ガイドラインというのが示されています。例えば居住スペースとして1人当たり3.5㎡以上、避難所の開設時からパーテーションとベッドを確保、あとトイレについては初期は50人に1基、中期段階では20人に1基ですとか、あと簡易トイレについては1日5回として3日分を備蓄するなどですね、そういったものが示されている内容、基準になります。

【虎島委員】 ご説明ありがとうございます。

スフィア基準ですね、今まで避難所といえど体育館にブルーシートひいて雑魚寝というようなイメージだと思うんですけど、これからは人道、そしてプライバシーの確保等において、パーテーションを切ったり、1人当たりの居住スペースを確保するというようなことが求められていくということになると思います。これはプライバシーばかりではなくて健康ですね、例えばトイレを我慢して水分を取らずに脱水になって血栓症を起こすとか、そういった非常に命に関わるようなものにもつながっていきますので、これは非常に大事な取組であるというふうに私は理解しております。

避難所としては、そもそも市町が行うということと理解しておりますけども、このスフィア基準を踏まえた県内市町の実施状況についてお伺いいたします。

【山口防災企画課長】 今おっしゃられたとおり、

避難所の指定というのは市町が行うことになります。県としては、市町に対してですね、現在、その基準を踏まえた指定避難所のレイアウトの作成と収容者数の算出作業というのを依頼しているところになります。

あわせて、昨年度ですね、国の避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針というものがあるんですけども、その改定を受けて、県と市が意見交換をするための資料、状況を把握するためということで調査を行いました。

その結果ですけれども、例えばスペースに関しては1人当たり3.5㎡のスペースの確保ということに関しては、現在想定している避難者を受け入れ可能という回答をした市町が9ありました。難しい、困難という回答が11でした。

それから、トイレに関してですけれども、携帯トイレ、簡易トイレについて、1日5回分として、最大避難者想定数の3日分を現物備蓄しているという市町は5ありました。

現物備蓄と流通備蓄と合わせたところで確保しているのが6市町、そしてガイドラインの数量の備蓄はないというのが8市町でありました。

それと、避難所の開設のときに、パーティションでありますとか段ボールベッドですね、こういったものを設置するということについて、想定される避難者全員について設置をすると、そして準備ができているという市町は1市町ありました。

全員への設置に向けて準備を進めているという市町が3、その他の市町については、高齢者とか障害者等に優先的に提供して、不足分については民間の事業者との協定ですね、これに基づいて調達をし、提供する準備ができているとか、あるいは準備を進めているとか、また検討中と

いう市町があるという状況でした。

あと生活必需品ですね、この備蓄については、指定避難所ですとか物資の拠点で備蓄をするほか、流通備蓄というやり方で確保するという市町も多くあります。

また、多くの市町が事業者団体などと供給に関する協定を締結して避難所の物資の確保に関する取組をしているという状況であります。

【虎島委員】 ありがとうございます。

そもそも今雑魚寝であったところに区画をつくってやっていくわけですから、どうしても1人当たり面積が増えて、収容人数というか、どうしても少なくなってしまうという中ですね、多くの市町が既に取組を可能だというふうなご回答でございました。

今後ですね、このスフィア基準を満たす避難所を設置するためですね、今後は必要な備蓄を行う市町を増やしていくための県の取組について伺いたします。

【山口防災企画課長】 県の取組ですけれども、現在県においては今年度末までの2か年をかけて、地震アセスメント調査を実施しています。

その調査では、各市町がスフィア基準を満たす避難所ですとか資機材ですね、こういったものを確保するための基礎となる市町ごとの最大の避難者数を算定することとしております。

この避難所運営など、市町が主体的に取り組む項目については市町との協議会において意見交換を行いながら推進しています。

これまでの協議の中で、現在県が実施している地震アセスメント調査の結果、これを基にスフィア基準を満たす避難所を令和12年度までに計画的に整備していくということ、そして調査結果が出るまでの間に現状の避難所のレイアウト作成と収容者数を作成するという、そして

て、想定可能な範囲で資機材を購入することなどを確認しているところであります。

今後とも、各市町におけるスフィア基準を満たす避難所の整備に向けまして、市町との協議会の中で意見交換を行いながらしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

【虎島委員】 ありがとうございます。

お話を伺うとですね、資機材の備蓄の問題とかいろんな課題もたくさんあるというふうに伺いました。

これ市町としっかり連携をして、できるだけ早くですね、いつ災害が起こるか分かりませんので、できるだけ早く対応していただければと思います。よろしく願いいたします。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

【赤木委員】 お疲れさまです。何点か質問をさせていただきます。

まず、一般質問でもさせていただきました国道499号の通行止めについてお尋ねします。

5月に発生した499号の通行止めについて、5月10日の零時過ぎに全面通行止めとなりました。長崎市は防災行政無線で住民に周知したのは朝8時頃となっております。野母崎の皆さんから、既に生活が動き出してるのに、もっと早く無線などで周知してほしかったという声をたくさん私はいただいたんですけども、この防災行政無線の活用の在り方として課題、私自身はあったんではないかと思うんですが、そこら辺の今の認知はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

【山口防災企画課長】 市の防災行政無線の運用、活用に関してのご質問であります。

この499号の防災行政無線の運用の在り方については、長崎市の防災無線になりますので長崎市の方に考え方を確認しております。

市の考え方としてはですね、こういう道路でありますとか交通情報などの案件については、まず道路管理者が持つ情報発信手段であるホームページとかSNSとかを活用すると、それとともに報道機関への情報提供を行うことで、地域への周知を図る必要があると考えておられます。

それと、この防災無線の活用というのは周知手段の一つではあるけれども、市の防災行政無線については住民の生命とか身体に危険が及ぶようなおそれがある場合、そういったときに放送時間を制限せずに、可及的速やかに放送しているということでありました。

原則としてこの放送というのは、8時45分から17時30分としているんだけど、交通障害に関する警察署との覚書があるということで、それを準用して、今回の案件、事案については、午前8時に放送をしたということでした。

今後もですね、引き続きこの防災行政無線の活用に係る夜間とか早朝の対応については、それぞれの事案に合わせて検討するとともに、SNSなどを活用した情報発信を行っていくということ。

そしてですね、この無線を活用した情報発信については、必要に応じて県の振興局との協定も検討する必要があるのではなかろうかという考えを市としてはお持ちです。

こういう防災行政無線の運用ルールは、それぞれの市町の考え方、判断でありますけれども、もっと早くできたのではないかと、もっと早くすべきではなかったのかという、そうしたご意見があったこととか、ほかの手段も含めた情報伝達の検討ができないかということについては、市の方にお伝えをしたいと思います。

【赤木委員】 ありがとうございます。

前回の委員会、3月議会でしたけれども、県では孤立対策として集落の代表者の連絡先など、孤立時の対応に必要となる情報の調査を今年度中に予定して、カルテとしてまとめるっていうふうなお話を前回の議会、委員会でお聞きをしました。

完成すれば今回の事態にも、その地元の代表者の方々に今こういう状況なんですということを経験関係なく、まずはお伝えして、そこでまた地域の方々にお知らせすることもできたのではないかなと思うんですけども、そういった活用の仕方はあるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【山口防災企画課長】今ご質問いただいた孤立集落の台帳ですね、これにつきましては、現在、県において8月を締切りとして、市町に対して孤立集落状況調査というものが実施中であります。これが8月に締切りで、その後取りまとめられる予定になっています。

その調査結果を基にですね、県の方で孤立可能性集落情報の調査を行いまして、代表者の連絡先でありますとか、あと物資の備蓄状況、こういった情報を関係機関で共有をして防災対策に活用していきたいと考えています。

この目的としては、円滑で迅速な救助活動でありますとか、あと物資輸送、こういった活動での活用を想定しておりますけれども、今言われたように市町において、様々な事案に対して住民の安全安心の確保、向上のために活用いただくということは可能ではないかと考えています。

【赤木委員】 ありがとうございます。

今回は幸いなことに人的被害がありませんでしたし、大規模災害ではないんですけども、やはりこういった台帳をつくるに当たっては使う

こと、つくるだけが目的でなくて、やっぱり使えないといけないと思っております。

幅広くですね、今回野母崎の件だけではなくて様々な地域ではありますけども、ぜひ安心安全のために住民の皆さんの視点に立った形で使われていくことをお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

私ですね、3年ぶりに県議会に戻ってまいりましたが、外から長崎県政を見てまいりました。その間ですね様々この議会においても議論があったんですけども、長崎県政を見ていて政務と公務の線引きについて様々な議論があったと私は外から見てまいりました。

平田知事が誕生されて、この間精力的に活動されているとお見受けしておりますし、私もその応援をしたいと考えておりますが、この3年の間に政務と公務の線引きに関して、秘書課のマニュアル内規、あるいは過去のこういった県議会での答弁などを経て、明確なガイドラインなどは存在するのか。

また、様々な指摘を受けて基準の見直しや厳格化を行った経緯があれば教えてください。

【川口秘書課長】政務と公務に関するご質問でございます。

まず、政務と公務について、秘書課といたしまして、まず公務に関しましては、公職としての知事の立場での活動を公務と整理いたしております。

そして政務に関しまして、これはやはり政治家としての立場での活動を政務として捉えております。

そして、知事の活動に関しましてですが、それ以外のいわゆる私人としての活動もあるというふうに認識いたしております。秘書課としてはまず公務がある。そしてそれ以外、公務以

外の活動があるということで、いわゆる線引き、区分をしているというような状況でございます。

そして、これに関しましてガイドラインのようなものがあるとか、あるいは見直しがされたのかということに関しましては、これまでの委員ご指摘のとおり様々なご指摘があり、県民の皆様にも疑念を抱かれるようなことがないように、適切に努めるように努力、検討してきたところでございます。

ただ一方で、それぞれの行事と申しますか、内容によっては相手方がどういった方々か、どういった性質の方々であるのか。それに対して知事が呼ばれるわけなんですけれども、呼ばれる際の目的でありますとか、そこにおける知事が果たすべき役割とかそういったことを個々に判断しないと、なかなか公務、政務、区別がつかないような事案があると思っております、そして案件については一つひとつですね、今申し上げた状況を総合的に判断しながら、適切に対処しているような状況でございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。

私は何か縛るというよりは今課長がおっしゃっていただいたようにですね、本当に線引きって難しい部分があるなと私自身も思います。公務と政務ですね、またぐグレーなようなものがあるんだろうなとお見受けしますが、やはり過去の反省の下ですね、県民の皆さんに疑念を抱かれないような運用、それは県職員としてっていう部分だと思いますが、そこは務めていただいて、平田県政まだ始まって間もないですので、平田知事が本当に動きやすいようにですね、そこは振舞っていただきたいなと思ってますので、よろしくをお願いします。

ちょっとがらっと話題を替えます。先ほどPR戦略課の方にも予算の件でお尋ねをしました。

先日ですね、「デンリュウ」のながさき未来応援ポケモン2周年イベントも私、こどもと一緒に伺わせていただきました。ポケモン社の方々とともに久々お話しできましたし、次のポケモン天文台のイベントも楽しみにしております。

長崎の変、にゃーがについて前回の委員会でもお話になりましたけども、もともと福山雅治さんが関わって、このにゃーがも誕生したわけでありまして、今もちろん商品開発であつたり着ぐるみと言ったらあれですけど、商品展開をされているというふうに認識はしておりますが、福山雅治さんが最近出てこないなっていうふうに私自身思ってます、なんか今後、展開として用意されてるものがあれば教えていただきたいなと思います。

【永川ながさきPR戦略課長】長崎の変に関する福山さんの関わり方についてのご質問だと思います。

福山さんにつきましては、この長崎の変のクリエイティブプロデューサーということで、過去ですねいろいろ動画の声をさせていただいたりとか、その前はブルーアイランズプロジェクトということで、離島のプロモーションのための動画にも出ていただいたりしております。

近年はどちらかというと、にゃーがの方に力を入れて今プロモーションをしているところなんです、そのにゃーがのフォルムなどにつきましても、今福山さんの方に監修をいただいたりとかということで、プロデュースをさせていただいております。

実は、1世代前のにゃーがは結構顔と胴体が3頭身ぐらいだったのですが、福山さんのアドバイスで今2頭身ぐらいにデフォルメをしたりとか、やっぱりそっちの方がかわいく見えるから小さくしてくれというような福山さんのアドバ

イスもいただいたりしております。

一方、福山さんご本人のご協力につきましては、福山さんも近年お忙しいところもありながら、こちらとしてもできるだけご協力をお願いしますということで、事務所のアミューズさんを通じてお願いをさせていただいたりとか、あとは先日、昨年度もそうなのですが、福山さんのライブがございまして、例えば福岡ドームでありますとかそういったドームににゃーがのブースを出展をさせていただいておりまして、そこでにゃーがのPRであったり長崎の変のPRをさせていただいたところでございます。

引き続き福山さんの方に様々ご協力いただいて、知名度の高いタレントさんでございまして、長崎の変の取組をもっと前に進めていきたいと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。

本当、福山さんも長崎に対する愛がありますので、そこを県としてもやっぱり生かすって言ったらあれですけど、本当連携しながらこれからも進めていただきたいと思いますし、ライブの話もありましたけど、長崎でのライブはスタジアムシティでこけら落とし公演をしていただきましたけども、聖地稲佐山もしばらく行っておりませんので、何かしら長崎で福山さんの活動が生まれることを県としても後押しをしていただきたいと思います。

そして、先ほどの事業のお話に戻ります。ながさきの魅力への共感づくり・誇り醸成事業費になりますが、ほかの自治体の話ですしといえは富山、すしの都北九州のお話もいただきました。

この事業の中で、長崎の魚がおいしいと、やはり県民の皆さんが胸を張ることが、胸を張ってももちろん県民の皆さんもそうですし、県外の

人にも伝えることが大事だということで、そのイメージ向上のために長崎の魚の魅力を伝えるストーリー開発がこの事業にも充てられております。

やはり、なぜ長崎の魚がおいしいのか、その根拠、そのストーリーをつくるのが今回の事業でもあるのかなと思いますが、私自身としては、分かりやすさが大事だとも思っております。

そこで、先ほどの具体例として出していた中で、富山県の場合はやはり魚全般ももちろんそうですが、すしを題材にしております。すしは好きな和食30年間第1位、すしは外国で最も知名度の高い和食第1位、すしは訪日外国人が滞在中に食べる料理第1位ということで、やはりすしを使ってプロモーションを大々的にされております。

今回の事業はですね、県民の皆さんが触れる、体験、体感することなどを見詰め直し、発見する機会を提供するとともに事業の目的として掲げておりますが、すしのイベントをするお考えがあるのかどうか、お尋ねします。

【永川ながさきPR戦略課長】 今年度の水産、魚のPRにつきましては、まずは午前中も申し上げましたとおり、長崎の強みは何なのか。そのストーリーをどうやってつくっていくかというところの分析から入りたいと思います。

その上で、それで出てきた結果を基に、どのように県民の皆様とか県外の皆様にお伝えしていくかっていうところの検討を行ってまいりたいと思います。

強みが結局アウトプットにつながると考えておりますので、その結果でどのようなまたイベントを行うかをしっかり分析しながら、もしそれがすしのイベントであれば、そういったことも検討いたしますし、それ以外のもしかしたら

生の刺身のイベントもあるかもしれませんが、様々な観点から水産部とも連携しながら検討してまいりたいと思っております。

【赤木委員】日本一のすしのまちって言うんですね、まだどこも掲げておりません。私はそれは長崎ができると思っております。その根拠をつくる機会、この事業の中、今回の予算の中じゃなくて、また次年度とかも考えられると思いますので、その冠を掲げられるようなイベントのつくり方というのも何か一緒にですね、今後考えていきたいと思っております。

先ほど山下委員の方から、ふるさと納税のお話があったんですけども、令和7年度が11億6,000万円、これはまだ見込みということではあります、やはり増えていっていることは大変喜ばしいことだと思っております。受入額から返礼品や事業費などの経費を差し引いた収支、または住民税控除額を加味した収支なのでとても大事だと思うんですが、これはまだ出てないということなんですか。

【高木税務課企画監】まだ7年度が決算見込みでございまして、出てございまして、6年度の5億から10億に突破したところ、10億台に伸びたときには、収支は黒字でございます。

【赤木委員】ありがとうございます。

前年度の分は議事録にも拝見しました。黒字になっているということです。それは本当喜ばしいことだと思っておりますので、また分かりましたら、ご報告をいただければと思っております。

先ほどのすしなど、あと私の一般質問にもつながるお話ではあるんですけど、クラウドファンディング型ふるさと納税ですね。私はもう何でも行政にお願いする時代というのは終わったと思っております。

県としても今まで地域でのいろんなイベント

に関して、もう何か補助するということではなくなったと認識しておりますが、ですが県民の皆さんが何か挑戦をしたい、新しいことを踏み出したいというときにですね、クラウドファンディング型ふるさと納税を使って、例えば長崎市ですとその地域活動と組み合わせて、クラウドファンディング型ふるさと納税を使って、いろんな地域の活動を応援する仕組みというものをつくっております。

ぜひですね、県としても県民の挑戦を応援するような仕組みをつくっていただきたいと思うんですが、ご見解をお願いいたします。

【高木税務課企画監】まず、私、税務課の方から、今ふるさと納税個人版のプロジェクトの要使用についてちょっと現況を説明させていただきたいと思います。

なかなかふるさと納税制度を返礼品目当てという制度で否めませんけれども、委員おっしゃるとおりに長崎県を事業とかそういったことで共感して得られるようなことっていうのは、ふるさと納税の制度の趣旨にとってもそういった使い道の選択っていうのは、非常に重要だと考えております。

といったことで、長崎県を応援したいという寄附者の思いを寄附者対象プロジェクトと令和5年度からいたしまして、それを寄附者に提示しまして、寄附者が選択して寄附を行っていただくということに今現状なっております。

そのプロジェクト事業でございしますが、今四つありまして、長崎県の子育て応援が一つ、離島の医療教育支援が一つ、動物愛護長崎犬猫殺処分ゼロが一つ、あとその他で長崎県の重点テーマに基づく重要施策の全般に使うのが一つと、この四つで現状されております。

また、令和7年度10月でございましたけれども、

県立学校の支援ということで、学校を選んで寄附をするということ、12月からは私立学校への寄附ということで応援プロジェクト、これについては、委員がおっしゃるクラウドファンディングじゃないですけども、返礼品ゼロで、なしでやってございます。

現状以上でございます。

【初手委員長】 ほかに質問はございませんか。

【白川委員】 私の方からは、まずは県南振興局調査整備の状況についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど什器に関しては山下委員の方からございましたけれども、いま一度、開庁までの全体的なスケジュールと、あとはこれまでの予算見込みに大きく変化がないかについて教えてください。

【寺崎財産活用室長】 県南振興局の庁舎の整備状況ということでのお尋ねでございます。

まず、工期につきましては、本年12月を工期としておりまして、5月末の建築工事の進捗状況が約68%ということになっております。

現在、中東情勢の影響などもありまして、一部製品の納入の遅れなどもございますけれども、ほかの工法を選択することも含めまして、営繕課でしたり施工業者との調整を進めながら工事を進めさせていただいております。現時点で12月の工期が遅れると、完成見込みの時期に変更があるという状況ではないと認識をしております。

ただ、工事に要する経費については、物価の上昇も含めて増加傾向にあるというふうには伺っておりまして、今後変更契約も視野に調整を進めているというような状況でございます。

【白川委員】 ありがとうございます。

12月工期ということと、多少予算については

増える可能性も視野に入れているということでございます。

すみません、開庁についてはいかがでしょうか。

【寺崎財産活用室長】 現在工事を進めている段階でございますので、工事の進捗がしっかりと確定をしましたら、開庁時期については判断できと思いますので、現時点でははっきりとは申し上げることができません。申し訳ございません。

【白川委員】 ありがとうございます。

それでは統合の枠組みといたしましては、先ほどもありましたけれども、島原振興局、県央振興局、長崎振興局というふうに把握はしておりますが、全ての部署ではないということも言われておりましたので、もう一度枠組みを教えてください。

【井手新行政推進室長】 私の方からは、県南振興局への再編に当たりましての組織の考え方についてご説明をさせていただきます。

まず、再編に当たりましては、令和3年12月に策定いたしました県南振興局整備基本計画で告示をしている内容から大きく変更はない状況でございます。

その中で、行政ニーズの多様化、あと災害に確実に対応できるような体制をつくる上で職員の集約化を図り、高い専門性と柔軟性を持った機動性の高い体制整備を図るというふうにしております。

一方で、長崎・島原の方におきましては、緊急性が高い災害対応と窓口といった現場性が高い業務につきましては、引き続き必要な機能を現地に残すこととしております。

【白川委員】 ありがとうございます。

人員の配置については集約化も見込んでいる

ということでございますけども、近年、県庁職員の欠員がやはり言われている中で、この欠員の解消にはつながるようでしょうか。

【井手新行政推進室長】 欠員につきましては、この集約に伴いまして一定規模の人員の削減効果を見込んでいるところでございます。

一方で、例えば部署でありますと、管理部門ですね、経理部門の集約を伴ったところがメインでございますので、なかなか昨今厳しくなっている技術職の欠員の解消にはなかなかつながらないものと考えております。

様々な視点での人員配置は総合的に判断すべきものと考えておりますので、体制の整備に合わせて欠員の解消についても引き続き取り組んでまいります。

【白川委員】 ありがとうございます。

三つある庁舎が一つになるということもあって、そういった人員の集約に伴いですね欠員もある程度柔軟に対応ができるのかなという思いで聞かせていただきましたが、なかなか技術職については難しいということでしたので、引き続きそういった採用面についても力を入れていただくようにと思いますし、また要は、通勤等も遠くなる方、職員さんも多くなるのかなということも懸念をしております。職員さんの負担が増えるようなことがあまり起こらないようにということもお願いをしたいと思います。

県南庁舎については以上とさせていただきますが、次に、危機管理部の方にお尋ねをしたいと思います。

雲仙岳火山防災協議会に対して、上申書が提出されたということが報告として載っております、平成新山の登山道開放に係る上申書というものが提出されているようです。この上申書の内容について教えていただければと思います。

【山口防災企画課長】 上申書の内容についてのお尋ねであります。

警戒区域に設定されております平成新山の登山道の開放に関しまして、周辺が警戒区域であるため、専門的な知見を持った協議会においても検討してくださいという内容になっています。

また、協議会の委員各位においても、それぞれの立場でご検討いただき、開放に向けた動きを働きかけていただきたいという上申になっています。

具体的な内容としては、1、警戒区域との整合について、2、登山道の整備について、3、ルール設定について、4、自然環境保護への配慮について、5、ガイドの同伴及び育成について、6、その他ということで上申書をいただいております。

【白川委員】 丁寧にご説明をいただきました、ありがとうございます。

平成新山登山道開放に係る上申書というふうなタイトルがありましたので、何かぜひ開放してくれというような要望なのかなとちょっと思っておりましたら、どちらかというところについて、ご指導・ご助言をいただきたいというような内容でありましたので、開放ありきではないということは認識をいたしました。

県としてどのような議論をしていくのか教えてください。

【山口防災企画課長】 雲仙岳の火山防災協議会は、県と島原市、雲仙市、南島原市が共同で設置をしておりまして、气象台、国土交通省、環境省などの国の機関、それから自衛隊、警察、消防、それと学識経験者、民間企業などが構成員、メンバーとなっています。

現在、この協議会内に設置をしております溶岩ドームの崩壊対応に関する専門部会、この部

会の中で議論を始めておりまして、その専門的な知見の下で、警戒区域設定下での条件付き登山の可能性など、検討依頼を受けた内容について議論をしていくということになります。

【白川委員】 ありがとうございます。

なぜこの質問をしているのかというのですね、私もこの年に2回、この視察登山というのが行われている中で、防災士としての登山に参加したことがあります。本当にですね、生きて帰って来れてよかったなと思うような苛酷な登山でありました。

そういった登山の現状を見ている中で、この警戒区域を一般の方に登山していただくということが可能になるというのは、かなり慎重に検討した方がいいのではないかと個人的には思っている次第でありまして、この登山が可能となる可能性があるのかについても教えていただければと思います。

【山口防災企画課長】 この災害対策基本法に基づく市町村長の警戒区域の設定権につきましては、法律上、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができるかとされています。

どういった場合に立入りを許可するかということに関しましては、原則として市町村長の自由裁量に属するとされています。けれども、警戒区域設定の趣旨を没却するような立入り許可を行うということに関しては、市町村長の裁量権を逸脱するものと考えられておりまして、立入りの許可は必要最小限に限定される必要があると考えられています。

現在は、先ほど申されたような防災登山などに限定された立入りが許可されているところでありまして、この警戒区域設定下での登山道開

放の可能性については、今後、専門的な知見の下で議論がなされていくことになると考えています。

【白川委員】 ありがとうございます。

なかなか許可をするということが簡単ではないというかですね、そういった枠組みがあるということではございましたので、この平成新山の観光的な要素といいますか、そういう観光資源としたいというような思いもある中である一方、やはり万が一のことがあると防災ヘリを出动させるとかそういったことにもつながってくるし、人命に関わることでもあると思いますので、県としてもしっかり見届けたいというふうに思っておりますので、また今後、議論の進捗等あれば共有いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【初手委員長】 ほかに質問はございませんか。

【赤木委員】 すみません、もうほぼ終わりだったんですけども、あと少しだけですね。

先ほどふるさと納税の実績って今行っていたいことをお話しいただきました。プロジェクト大きく四つ、そして返礼品がない形で教育政策課、学事振興課の方に割り振っていたいっていると、私も資料を拝見しまして、件数としてさっきの四つの方は2万7,219件、さっき言った返礼品がない形で教育政策課は57件、学事振興課6件ということで多額の寄附、多くの方からいただいていることを拝見しております。

これは県が設定したものであるもので、私が申し上げたのは、県民の皆さんの挑戦をまた一緒に支える、応援するような仕組みができないかという問いでありました。今すぐ答えられないかもしれませんが、ぜひ検討いただきたいと思います。うんですがいかがでしょうか。

【高橋財政課長】 ふるさと納税の充当に係る部

分ですので、財政課からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほどやり取りもあったとおりですね、現在個人版ふるさと納税のプロジェクトは4プロジェクトプラス学校指定型のプロジェクトということになってます。

ベースの4プロジェクトについては令和5年度から設定をして、今3年程度が経過しているということも踏まえてですね、より寄附を集めやすいようなプロジェクトの在り方というものも、随時これはその見直しを行わなければならないというふうに思っております。

他県の事例も参考にしながら、委員ご指摘のクラウドファンディング型のようなそういった地域の皆さんの活動を応援するような仕組みの在り方についても、それも含めてこのプロジェクト設定の在り方については検討していきたいというふうに考えてございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。

一般質問で申し上げたペーロン、これは長崎市だけではなくて長崎県内様々な場所で地域の文化として営みがあっているわけです。その地域残しということでペーロンの船がなければ、そのペーロンの文化も維持できない。県として直接的に支援が難しいということであれば、その人たち、地域の方々がそういうクラウドファンディング型のプラス納税を利用して自分たちで船を造る、県と連携しながらつくるということもできると思いますし、先ほどすしの話もしましたが、すしのイベントもこういった制度を使って地域の民間の活力を生かしてですね、一体となつてつくり上げることも可能だと私自身は思ってます。

ですので、今検討いただけるということでしたので、私自身も言うだけじゃなくて、その出

口も含めて一緒に県の皆さんと動いていければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【初手委員長】 ほかにございませんか。

【永安副委員長】 私からは1点ですね、防災企画課の方に原子力発電施設等の立地地域の振興に係る特措法の見直しで、昨年の12月ですかね、対象地域の拡大ということで報道もされておりました。

実は私も佐世保の中で佐世保市も当然このUPZの範囲内ということで一部関わるということで、市の北部から南部の方へ避難計画を立てて、実際避難訓練等も実施をされております。

当然これまでもUPZの考え方っていうのは当初からお示しをされておりましたので、関連する平戸市、松浦市、壱岐も入ると思いますけれども、それぞれで自治体ごとの避難計画、またしっかりとした避難ルートの確保ということでは進められていたと思うんですけども、ちょっと今回の見直しですね。対象エリアの拡大に伴って、今後は前回提供いただいた資料によると地域指定、それから振興計画を上げていくつていうような手順が今後予定をされているとか、今後見込まれるというようなお話を伺ったところなんですけど、ちょっと今の現在の状況とこのスケジュール的なものを教えていただければなと思っております。

【山口防災企画課長】 原発等立地地域の振興に関する特別措置法についてのご質問でありました。

この制度の地域指定につきましては、本県は原発の立地県ではありませんので、制度として立地県の知事の同意を得ることが必要とされております。

そして、両県が内容について十分調整を行って整合性を取った上で、それぞれの都道府県が

ら申出を行うということになっています。

現在、本県は申出書につきまして、国との事前調整を終えまして、佐賀県に対して同意の依頼を行っているという状況にあります。

今後の予定は、国のスケジュールに沿いまして、今月下旬までに国に地域指定の申出を行いまして、8月に国の原子力立地会議で審議がされ指定がされていくという流れになります。

次の段階としては、振興計画の策定ということになります。これについても同様に国と調整を行って、佐賀県の同意を得た上で、11月に国へ提出をして、12月に国の立地会議で審議がされ決定という、こういう国のスケジュールに沿った流れを考えています。

【永安副委員長】 ありがとうございます。

佐賀県との足並みをそろえたということでのお話を伺ったところでございますけれども、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、既に佐世保市等ではこれまでも住民と一緒に含めた形での避難訓練等も実際されたりとかしているところの中で、当初からこういったいろいろ補助の拡大であったりとかエリア拡大した声があったのは、今回それが実現できたことは大変喜ばしいことで、これを今後どのような形で事業展開というかされていくのかなというのがちょっと気になるところです。

原子力産業新聞ってちょっとサイトをインターネットで調べると、当然のことながら避難ルートの部分ですね、道路、港湾であったりとか、それから避難施設等の整備、それからここに企業投資、融資等の支援とかもろもろ何か事業の対象となるというものが文言としては出てくる場所なんですけど、具体この長崎県が今回取り組む、ここが地域指定を受けたとして、今後進める事業として具体どのようなものが想定をさ

れているのか、ちょっと内容等を教えてください。

【山口防災企画課長】 先ほど申し上げた振興計画で認められた事業というのは、国の補助率のかさ上げというのが行われていくということになります。

このかさ上げですね、この補助の特例を受けようとする事業については、何でもいいというわけではなくて、原子力防災の観点から地域の住民生活の安全の確保及び緊急に整備することの必要性が説明できるものであることとされています。

具体的には道路、港湾、漁港、消防用施設、義務教育施設の整備というのが対象になります。

ただ、何でもいいというわけではなくて条件がありまして、例えば道路であれば原子力災害が発生した場合に円滑な避難、または緊急輸送を確保するために必要なものとされています。具体には原子力発電施設と防災上重要な施設を相互に連絡する道路ということが示されています。港湾や漁港であれば、原子力災害時に緊急輸送を確保するために必要なものとされていて、具体的に緊急輸送の用に供することが適切な施設であることが必要とされています。

そして消防施設については原子力災害の発生、または拡大の防止に資するもの、そして義務教育施設についても円滑な避難を確保するために必要なものとしての基準に適合する必要があるということが示されています。

県としましては、対象となる事業など、地元自治体の意見も踏まえながら作成して、この基準の下で県内の事業ができるだけ幅広く適用されるように、国との調整を進めていきたいと考えています。

【永安副委員長】 分かりました。地元自治体と

の意見を踏まえてということで、今後多分進められる中で具体見えてくるものがあるのかなと思うんですけども、ちょっと気になるところが、もう既にそれぞれの市、まちはないのでここは今4市は避難計画を立てられて、実際それに基づいて本当訓練もされている中で、今回のこの制度を受けて例えば避難ルートをちょっと変えようとか、より効率的にその補助金を使ってスムーズにというかの確に避難するためにはルートを変えた方がいいのかなとか、避難施設等を再整備するとこちらの方の施設がいいのかなっていう、もともとのその計画の変更まで発展するっていう可能性っていうのもあるんですか。それともあくまでも、もう既存の中のそれぞれの自治体が進められている部分をこの制度で、より何か補足していくっていうような考えでいいものなのか。

要は、先ほどの自治体の意見を聞くっていうところの中で、そうであれば避難計画そのものをもう一度見直してみますよっていうような場面に展開していくものなのかどうなのかっていうのがちょっと気になる場所なんですけども、その辺りのところいかがでしょうか。

【山口防災企画課長】 現時点で私どもの方で、地元自治体の方から今回の範囲の拡大を受けて避難計画を変更しようとか、そういった考えとか意見というものを聞いているという状況はないです。

ただ、当然それぞれの自治体としてみれば、様々な条件、住民の安全安心という観点から、様々な条件であったり制度を考慮しながら避難計画というのは見直すこともあり得ると思いますので、現時点でそういう具体的な考えというものはこの制度があるから変えようということで聞いているわけではないですけども、こ

れから先全くないということは言い切れないと思います。そこはそれぞれの自治体が当然こういう制度、費用というものもあるでしょうし、一番はやはり住民がいかに円滑に迅速に避難できるかということを考えながら、常に最善の避難計画というものを考えていくのかなと思いますので、それについては県もそうですし、それぞれの市町が不断に追求していくことかと考えます。

【永安副委員長】 ありがとうございます。

もうおおむね大体やり取りを聞いて、今後調整を図られることに期待をするところなんですけど、もう一つです。実は先月でしたかね、県北の方で板山・棕呂路トンネルの期成会がございました。

板山トンネルはもうご存じのとおり、佐世保市の松浦に向けてもう既に供用開始をされているトンネルですけども、これと一体的に今事業化の推進を今お願いされている期成会だったんですけど、それが棕呂路トンネルですよ。

この目的が複数ある中で、玄海原発における災害時の緊急避難道路の確保ということで、そういうふうなトンネル事業の推進ということで進められてるところがあるんですけど、今回のこの事業、事業拡大によってその辺りのところっていうのは何か反映できるものっていうのがあるんですか。

ちょっともともとの事業所のがちょっと土木関係になるのかもしれませんが、これまでではなかなかやっぱり具体、補助対象となり得るメニューがないというような中で苦慮されてきているところは承知しているんですけども、今回国の制度っていうのが変化することによって、本来地域が抱えている諸課題の課題解決に向けて、少しでも前進できるものがあるんであ

れば非常に期待を大きくするところなんです、その辺りのところ何か見解が今できるようなことがあれば教えてもらいたいと思います。

【山口防災企画課長】この制度に基づく振興計画にどういった事業を上げていくかということに関しては、今後、市町と調整しながらになりますので、今は具体的にその事業が対象になるとかということを断定的に申し上げることは難しいです。

ただ、先ほど申し上げたように、この事業が何にでも使えるというわけではなくて、避難道路に関しても、原子力防災、その避難に活用できるというか、そこに資するということをきちんと証明していくという条件がついておりますので、そこは先ほど申しましたように市町の意見というのをきちんと聞きながら、県としてはできるだけ幅広く適用されるようにという考えで作業としては進めたいと思います。

また、原子力災害のインフラ整備ですね、先ほど委員がおっしゃったようなインフラ整備については、当然県としても進める必要があると思っていますので、この制度に限らずですが、原子力防災独自のインフラ整備の制度というのをつくってほしいということを国の方に今も要望しておりますし、今後も要望していくことになるのではないかと考えています。

【初手委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質問がないようですので、次に進みます。

次に、意見書審査を行います。

自由民主党会派より、地方財政の充実・強化を求める意見書案提出の提案がっておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

それでは、永安副委員長より意見書提出についての提案趣旨説明等をお願いいたします。

【永安副委員長】それぞれお手元に今お配りいただいたと思いますけれども、地方財政の充実・強化を求める意見書案についてご説明をさせていただきます。

本意見書は、県が国に対し政府政策要望を行っていることを踏まえ、県政推進のためには地方財政の充実・強化が大変重要なことであることから、毎年この時期に提出をさせていただいているところであります。

令和9年度の政府政策に関する提案・要望における関係項目や昨年の意見書をベースにしつつ、不安定な海外情勢等を背景として長期化する物価高騰など、社会経済情勢の変化等を踏まえた構成となっております。

内容を簡単に説明したいと思います。1番から3番までの項目につきましては、基本的な事項として、従前どおりの意見としております。

4番目につきましては、東京一極集中による地域間格差の是正に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を求める項目でございますが、現在国において消費税などの税制の見直し等の議論が行われることを踏まえ、税制改正による地方の減収に対して代替となる恒久財源を確実に措置することを前提に、責任ある議論を丁寧に進めることを求めるものでございます。

5番目と6番目でございます。地方創生の推進に必要な財源措置や地方創生関連予算の十分な確保などを求めるとともに、特に本県は離島半島など条件不利地域を多く有し、人口減少や高齢化が全国よりも進展している状況であることから、地方交付税の算定についても配慮を求めるものでございます。

次に、7番目でございますけれども、全国的な賃上げ基調を踏まえ、会計年度任用職員等を含む地方公務員の給与関係経費に対して、適切な財政措置を行うことを求めるものでございます。

最後8番目についてでございますけれども、地方の基金残高が増加しているとの理由だけをもって地方交付税の削減を行わないよう、継続して要請を行うものでございます。

以上、各委員のご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【初手委員長】 ありがとうございます。

ただいま説明がありました地方財政の充実・強化を求める意見書案について、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ほかにご質問、ご意見はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 では、ほかにご質問等もないようですので、意見書の提出について採決を行いたいと思いますが、ここでしばらく休憩いたします。

―― 午後 2時50分 休憩 ―

―― 午後 2時50分 再開 ―

【初手委員長】 会議を再開いたします。

それでは、地方財政の充実・強化を求める意見書案を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、地方財政の充実・強化を求める意見書案については、提出することに決定をされました。

なお、体裁の修正等につきましてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 それでは、正副委員長にご一任を願います。

以上で、委員会の審査が終了いたしましたので、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査結果について整理をいたしたいと思います。

しばらく休憩をいたします。

―― 午後 2時51分 休憩 ―

―― 午後 2時52分 再開 ―

【初手委員長】 会議を再開いたします。

これをもちまして、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を終了いたします。

引き続き委員間討議を行います。理事者の皆様退席のため、しばらく休憩をいたします。どうも疲れさまでした。ありがとうございました。

―― 午後 2時52分 休憩 ―

―― 午後 2時54分 再開 ―

【初手委員長】 会議を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議をしたいと思いますので、しばらく休憩をいたします。

―― 午後 2時54分 休憩 ―

―― 午後 2時55分 再開 ―

【初手委員長】 会議を再開いたします。

閉会中の委員会活動について何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ありがとうございます。

それでは、正副委員長にご一任を願いたいと思います。

以上をもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとう
ございました。

— 午後 2時55分 閉会 —

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和8年7月2日

総務委員会委員長 初手 安幸

議長 徳永 達也 様

記

Ⅰ 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 72 号 議 案	一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 73 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 74 号 議 案	ながさき未来人材育成基金条例	原 案 可 決
報 告 第 17 号	長崎県税条例等の一部を改正する条例	承 認

計 4 件（原案可決 3 件・承認 1 件）

委 員 長 初 手 安 幸

副 委 員 長 永 安 健 次

署 名 委 員 山 下 博 史

署 名 委 員 赤 木 幸 仁

書 記 藤 川 翼

書 記 伊 藤 広 毅

反 訳 業 務 者 神 戸 綜 合 速 記 (株)